

官報
號外

令和三年三月十八日

○議長(大島理森君) 午後一時二分開議 これより会議を開きます。

委員長報告のとおり可決いたしました。

○第一回 二百四
衆議院會議錄 第十三号

令和三年三月十八日(木曜日)

議事日程 第七号
令和三年三月十八日
二〇二二年三月二十一日
(内閣提出)

第一 午後一時開講
裁判所職員定員法の一部を改正する法律

案(内閣提出)
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理
特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提
出)

日程第五 有明海及び八代海等を再生するたため
の寺内皆監に付する法律の一部を改正する法律案
(「日程是二」)

(内閣指図) 第三 関税定率法等の一部を改正する法律案

第四 森林の間伐等の実施の促進に関する特別
（内閣提出）

措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)
出
律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第七 公立義務教育諸学校の学級編制及

第五
有明海及び八代海等を再生するための特
別措置法(昭和三十二年二月二十一日法律第
二十九号)一部を改正する法律

別指図に開いてある法律の一語を改訂してある法律案(農林水産委員長提出)良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の

第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び新型コロナウイルス

第三回
律の一部を改正する法律案(内閣提出)
公爵義務教育者学交の学及品目又は教職
ス感染症対応医療従事者等を慰労するための
給付金の支給に関する法律案(中島克二提出)

第一 公立義務教育学校の組織能力を賦與する法律(内閣提出)の趣旨説明及び質疑
員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

卷之十

日程第一 裁判所職員定員法の一部を改正する

令和三年三月十八日 衆議院会議録第十三号 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案 日本

| ○議長(大島理森君)　これより会議を開きます。 | 日程第一　裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内閣提出) | 日程第一　日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案(内閣提出) |
|--|---|---|
| ○議長(大島理森君)　日程第一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。法務委員長義家弘介君。 | ○議長(大島理森君)　日程第一、裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書 | ○議長(大島理森君)　日程第一、日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律案及び同報告書 |
| 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案及び同報告書 | 〔本号末尾に掲載〕 | 〔本号末尾に掲載〕 |
| ○義家弘介君　ただいま議題となりました法律案につきまして、法務委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。 | ○義家弘介君登壇 | ○あかま二郎君登壇 |
| 本案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を十七人減少しようとするものであります。 | 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 | 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 |
| 本案は、去る三月九日本委員会に付託され、翌十日上川法務大臣から趣旨の説明を聴取し、十二日、質疑を行い、質疑を終局しました。次いで、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。 | 〔本号末尾に掲載〕 | 〔本号末尾に掲載〕 |
| なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。 | 〔あかま二郎君登壇〕 | 〔あかま二郎君登壇〕 |
| 以上、御報告申し上げます。(拍手) | 〔あかま二郎君登壇〕 | 〔あかま二郎君登壇〕 |
| ○議長(大島理森君)　採決いたします。 | ○あかま二郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。 | ○あかま二郎君　ただいま議題となりました法律案につきまして、国土交通委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。 |
| 本案を | 本案は、JR北海道及びJR四国並びにJR貨物の経営基盤の強化を図るために、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務について、これらの会社に対する支援措置を拡充すること等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、 | 本案は、JR北海道及びJR四国並びにJR貨物の経営基盤の強化を図るために、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務について、これらの会社に対する支援措置を拡充すること等の措置を講じようとするもので、その主な内容は、 |
| 委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。 | 第一に、機構は、JR北海道及びJR四国の経営安定基金の運用益を確保するため、基金の一部を借り入れ、利子を支払うこと、 | 第一に、機構は、JR北海道及びJR四国の経営 |
| 〔賛成者起立〕 | 第二に、機構は、令和十三年三月三十日までの間、JR北海道、JR四国及びJR貨物の鉄道施設等の整備に必要な助成金の交付や生産性向上等に必要な資金の出資等の業務を行うことができること、 | 第二に、機構は、令和十三年三月三十日までの間、JR北海道、JR四国及びJR貨物の鉄道 |
| ○議長(大島理森君)　起立多数。よつて、本案は | 第三に、機構は、青函トンネル及び本州四国連絡橋の鉄道施設の改修費用を負担すること | 第三に、機構は、青函トンネル及び本州四国連 |

| |
|---|
| <p>本案を可決するに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(大島理森君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。</p> |
| <p>日程第六 在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)</p> <p>○議長(大島理森君) 日程第六、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。</p> <p>委員長の報告を求めます。外務委員長あべ俊子君。</p> |
| <p>在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書</p> <p>〔あべ俊子君登壇〕</p> <p>在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書</p> |
| <p>日程第七 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)</p> <p>○議長(大島理森君) 日程第七、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。</p> <p>委員長の報告を求めます。文部科学委員長左藤章君。</p> |
| <p>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書</p> <p>〔左藤章君登壇〕</p> <p>在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、</p> <p>本件の主な内容は、</p> <p>ペトナムに在ダナン日本国総領事館を新設すること、</p> <p>在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること、</p> <p>の権衡上必要と認められる範囲内において必要な調整を行うための措置を定めること、</p> <p>在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給開始年齢を四歳から三歳へ引き下げるなどあります。</p> <p>本案は、去る九日外務委員会に付託され、翌十</p> |
| <p>○議長(大島理森君) 採決いたします。</p> <p>本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(大島理森君) 採決いたしました。</p> <p>よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。</p> <p>委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(大島理森君) 採決いたします。</p> <p>本案は、去る三月九日本委員会に付託され、翌十日萩生田文部科学大臣から趣旨の説明を聴取しました。十二日に質疑入り、十六日には参考人から意見を聴取しました。昨十七日、質疑を終局とおり可決すべきものと決しました。</p> <p>なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>○議長(大島理森君) 採決いたします。</p> <p>本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(大島理森君) 採決いたします。</p> <p>よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(大島理森君) 採決いたします。</p> <p>良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案(中島克仁君外七名提出)の趣旨説明</p> <p>第一に、令和七年三月三十一日までの間ににおける学級編制の標準については、第二学年から第六学年まで段階的に三十五人とする 것을旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、四十人とすることなどがあります。</p> <p>本件は、去る三月九日本委員会に付託され、翌十日萩生田文部科学大臣から趣旨の説明を聴取されました。十二日に質疑入り、十六日には参考人から意見を聴取しました。昨十七日、質疑を終局とおり可決すべきものと決しました。</p> <p>なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>○議長(大島理森君) 採決いたします。</p> <p>本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(大島理森君) 採決いたします。</p> <p>良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案(中島克仁君外七名提出)の趣旨説明</p> <p>な内容は、次のとおりであります。</p> <p>第一に、公立の小学校及び義務教育学校前期課程の学級編制の標準を現行の四十人から三十五人に引き下げること、</p> <p>第二に、令和七年三月三十一日までの間ににおける学級編制の標準については、第二学年から第六学年まで段階的に三十五人とする 것을旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、四十人とすることなどがあります。</p> <p>本件は、去る三月九日本委員会に付託され、翌十日萩生田文部科学大臣から趣旨の説明を聴取されました。十二日に質疑入り、十六日には参考人から意見を聴取しました。昨十七日、質疑を終局とおり可決すべきものと決しました。</p> <p>なお、本案に対し附帯決議が付されたことを申し添えます。</p> <p>以上、御報告申し上げます。(拍手)</p> <p>○議長(大島理森君) 採決いたします。</p> <p>本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。</p> <p>〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕</p> <p>○議長(大島理森君) 採決いたします。</p> <p>良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案(中島克仁君外七名提出)の趣旨説明</p> <p>○議長(大島理森君) この際、内閣提出、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案及び中島克仁君外七名提出、新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案について、順次趣旨の説明を求めます。厚生労働大臣田村憲久君。</p> <p>〔國務大臣田村憲久君登壇〕</p> <p>○國務大臣(田村憲久君) ただいま議題となりました良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明いたします。</p> <p>今後とも、人口減少、高齢化の進展等に伴う人口構造や医療需要の変化が見込まれ、また、新興感染症等への備えと対応が一層求められる中、医師の働き方改革と地域医療の確保の両立、医療専門職が自らの能力を活かし、より能動的に対応できる取組の推進、新興感染症等にも対応した医療計画の策定や地域医療構想の実現等を通じて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進していくため、この法律案を提出いたしました。</p> <p>以下、この法律案の内容につきまして、その概要を御説明いたします。</p> <p>第一に、令和六年四月の医師に対する時間外労働の上限規制の適用の開始に向け、提供する医療の性質上、勤務する医師が長時間労働となる医療機関を都道府県知事が指定する制度を創設し、当該指定を受けた医療機関の管理者は医師の労働時間の短縮及び健康確保のための措置を実施することとしています。</p> <p>第二に、診療放射線技師等について、専門性の活用の観点から、その業務範囲を拡大するとともに、医師及び歯科医師について、資質向上の観点から、養成課程の見直しを行ふこととしたておられます。</p> |

第三に、医療計画の記載事項に新興感染症等の感染拡大時における医療提供体制に関する事項を追加するとともに、地域医療構想の実現に向けた医療機関の取組の支援を行うこととしています。

第四に、外来医療の機能の明確化及び連携の推進のため、医療資源を重点的に活用する外来医療等についての報告制度を創設することとしています。

第五に、持分の定めのない医療法人への移行計画の認定制度の期限を令和五年九月三十日までとすることとしています。

最後に、この法律案の施行期日は、一部の規定を除き、令和六年四月一日としています。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

○議長(大島理森君) 提出者尾辻かな子君。

○尾辻かな子君 立憲民主党の尾辻かな子です。冒頭、本法案を並行審議としていたいたことに心から感謝を申し上げます。

ただいま議題となりました新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案につきまして、提出者を代表して、その提案理由及び内容の概要を御説明申しあげます。

我が国で新型コロナの感染確認がされてから一年以上が経過しましたが、医療、介護、障害福祉、子ども・子育て支援の現場で働く方々は、自らの感染リスク、自分が患者や利用者に感染させてしまうのではないかとの不安を抱きながらも、支援が必要な方々の生活を支え、そして命や健康を守るため、強い使命感を持つて日々懸命に努力されています。

しかし、政府の慰労金の支給は昨年六月末までの期間にとどまり、保育所や学童保育で働く方々

や保険薬局の薬剤師などは支給対象外でした。その後、第二、第三波と感染者も増加し、再び過酷さを増し、離職者も増加しています。多くの医療機関、介護、障害福祉サービス事業所等の経営は悪化しており、その結果、病院の約四割が冬のボーナスを減額支給したという調査結果もあります。厚生省の病床確保支援も届いておらず、医療崩壊、介護崩壊しかねない状況です。このため、私たちは医療などの現場を支援するため、再度慰労金を支給すべきと考えました。

次に、本法律案の概要を御説明いたします。

本法律案では、国は、一定の要件を満たす医療従事者等、医療機関等以外の場所において新型コロナの患者と接する業務に従事する者、医療の提供に直接関連する業務の従事者、保険薬局の薬剤師、介護、障害福祉サービス事業所等の職員及び子ども・子育て支援施設等の業務従事者に対し

て、その者の請求により、慰労金を支給することとしております。

具体的には、二〇二〇年七月一日から二〇二一年一月三十一日までの間に新型コロナの発生等に対応した医療機関や介護、障害福祉サービス事業所等で患者や利用者と接する業務に十日以上従事した場合には、二十万円の慰労金を支給いたします。

前回政府が実施した慰労金の対象者に加え、保育所、幼稚園、学童保育等の子ども・子育て支援施設等の業務従事者、保険薬局の薬剤師等に対しても、五万円等の慰労金を支給いたします。

以上が、本法律案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ御賛同いただきますように、よろしくお願い申し上げます。(拍手)

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び新型コロナウイルス感染症対応医療従事者等を慰労するための給付金の支給に関する法律案(中島克仁君外七名提出)の趣旨説明に対する質疑

について、解除の是非を、本日夕方、正式に決定されると伺っています。一月に宣言を発出して二度延長したにもかかわらず、東京都では昨日は四百人を超えるなどリバウンドも懸念され、また、感染力だけでなく致死率もより高いとの報告もある変異株の感染拡大が懸念される中、田村大臣は宣言を解除してよいと思われますか。お伺いをいたします。

本日提案されたコロナ対応医療従事者等慰労金法案について伺います。

新型コロナウイルスとの戦いが長期化する中で、医療従事者が働く環境は過酷さを増し、心身の疲労は限界に達しています。立憲民主党など野党は、第二波以降に新型コロナウイルスの患者等の医療法等の一部を改正する法律案及びコロナ対応医療従事者等慰労金法案に対する質疑を行います。(拍手)

○議長(大島理森君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。順次これを許します。山川百合子君。

○山川百合子君 立憲民主党の山川百合子です。立憲民主党・無所属を代表して、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案及びコロナ対応医療従事者等慰労金法案に対する質疑を行います。(拍手)

まずは、武田総務大臣に伺います。

本日の報道によれば、昨年十一月十一日、日本料理店和田倉にて澤田純NTT社長と遠藤典子NTTドコモ独立社外取締役と食事をしたことがありますが、これは事実でしょうか。その際、武田大臣は会食費を御自分で払われたのか、払われたとしたら幾らだったのか、また、払われていなかつたとすればどなたが負担したのか、それぞれ御答弁ください。

大臣は、再三再四、国民の皆さんから疑惑を抱かれるような会食に応じたことはありませんと答弁なさっていますが、NTTがNTTドコモの完全子会社化を企図する株式公開買い付け中に、所管大臣が買収当事者である所管企業のトップと被買収当事者である所管企業の社外取締役と会食することは、一切国民から疑惑を抱かれることはないと断言できるのか、イエスかノーかでお答えください。

政府は、一都三県に発出している緊急事態宣言

について、解除の是非を、本日夕方、正式に決定されると伺っています。一月に宣言を発出して二度延長したにもかかわらず、東京都では昨日は四百人を超えるなどリバウンドも懸念され、また、感染力だけでなく致死率もより高いとの報告もある変異株の感染拡大が懸念される中、田村大臣は宣言を解除してよいと思われますか。お伺いをいたします。

本日提案されたコロナ対応医療従事者等慰労金法案について伺います。

新型コロナウイルスとの戦いが長期化する中で、医療従事者が働く環境は過酷さを増し、心身の疲労は限界に達しています。立憲民主党など野党は、第二波以降に新型コロナウイルスの患者等に対応している医療従事者等にもう一度二十万円の慰労金を支給する法案を提出しています。慰労金の再支給の必要性についてどのように認識しているか、議員立法提出者に伺います。

政府が第一波で支給した慰労金は、医療機関、介護、障害福祉サービス事業所等に勤務されている方に対象が限定されていましたが、野党の法案では、対象を拡大しています。対象を拡大する趣旨についても、議員立法提出者に伺います。

一方で、厚生労働省は、私たちの提案に対して、慰労金の再支給を行う予定はないとの回答しています。慰労金の必要性を感じていない厚生労働省は、現在の医療従事者の心身の疲労をどのように認識しているのか、お答えください。厚生労働省の答弁を求めます。

統いて、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案について、田村厚生労働大臣に伺います。

私は、新興感染症が発生した場合、国家の公衆衛生において、ワクチン開発と保健医療体制が極めて重要であると思います。

官 報 (号 外)

我が国は、ワクチン開発では大幅に後れを取り、外国製のワクチン輸入に頼らざるを得ない状況で、接種準備が自治体レベルで整えられても、ワクチン自体がなかなか供給されないのが現状です。

一方 我が国の公衆衛生は 国民皆保険制度を 基盤とする世界に誇るべき保健医療体制によつて 支えられ、全国で、いつでも、誰でも、一定価格 で医療サービスが受けられます。

我が国と同じく国民皆保険制度をおこなっている
は、長年にわたるN.H.Sのリストラによって医
師、看護師不足が指摘されているものの、昨年春
頃から産学協同によるワクチン開発を支援し、ア
ストラゼネカ製ワクチンを完成させました。この
ことで、国内のコロナ禍収束に向けた道筋を見出
し、さらに、世界にも同ワクチンを供給し、大き
な国際貢献も動き出しています。

一方、我が国や英国のような国々も保険制度を

持たない米国でも、約一兆円もの巨費を投じて、ワープスピード作戦と称するワクチン開発と供給体制の構築に取り組み、複数のワクチン開発に成功しました。保健医療システムの不足を補完しながら、全国民へのワクチン接種という国家プロジェクトが進行しており、開発された米国製ワクチンが我が国を始め世界に供給されています。

保健医療体制の整備は一朝一夕には進みませんから、我が国の国民皆保険制度を基盤とする保健医療体制は世界的に大きな優位性を保障してくれていますが、英国や米国のアグレッシブな対応から私たちが学ぶべきものは何か、政府の御見解を伺います。

を比較的緩やかに抑制しているのではないでしょ
うか。

ですから、今、このパンデミックの最中でこの体制を見直すよりも、現実に現場で苦労して働くおられる医療従事者の皆様や、それを補完して公衆衛生を間接的に担つてくださっている介護職などの皆様を慰労金で支援し、病床数や医師、看護師の適正配置など保健医療体制のリストラの議論は、コロナ禍が収束してからじっくり行うべき

だと考えます。
菅総理の唐突な皆保険制度の見直し発言も、そのようなリストラを前提としているならば、この時期に容認することは断固としてできません。菅

総理の発言の真意と今回の医療法等改正の目的について、リストラを前提としているのか、そうでないのか、お答えください。

さて、今回の改正では、新型コロナウイルス感染症が広がる中、地域医療構想の中に新興感染症対策が含まれていないことから、急速、地域医療計画に六事業目として位置づけることとしています。

しかし（言葉に位置づけるなどして）都道府県任せの対応でよいのでしょうか。コロナ禍を経験することで浮かび上がる課題を整理し、国の責任として、今後起こり得る新興感染症をどこまで想定し、それに応える医療体制をどう整備していくのか、その大本の議論が何よりもまず必要です。新興感染症への対応を真摯に検討してもらお必要病床数の見込みに変更がないとは思えません。コロナ収束後、改めて構想の見直しを行うのでしょうか。政府の御見解を伺います。

厚生労働省は、昨年、公立・公的医療機関を名指しした上で、具体的対応方針の再検証を求めてきました。新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、再検証の期限と取組の進め方について改めて整理の上で示すとしていましたが、いまだに具体

的な方針を示していません。

政府の地域医療構想を推進していくと、今後公立・公的医療機関全体の病床数は減少するのか、医療機関全体の病床に占める割合は低くなるのか、仮に減少するのであれば、今後新興感染症が蔓延した場合に、ガバナンスが利かなくなり、病床を確保することが困難にならないのか、伺います。

また、むしろ、そのような事態に備えて、不採算部門を避け負う公立病院の補助や交付税算入をすべきと考えますが、厚労大臣の見解を伺いま

本法案には、病床の削減等を行った医療機関に財政支援を実施する病床機能再編支援事業を地域医療介護総合確保基金に位置づけることが盛り込まれた。

まれています。かつての減反政策のようなやり方です。

ないコロナ禍の今、病床の削減を促進しようとしていることは理解に苦しみます。現時点では感染が抑制されている地域でも、今後感染が拡大し、病床が逼迫する可能性は大いにあります。こうし

た状況下で病床の削減などを推進していくことにについて、国民のコンセンサスが得られていると考えているのか、伺います。

しかも、本事業予算百十五億円の言ふは、令和二年度予算の二倍以上となっており、財源は、社会保障充実のために引き上げた消費税です。このコロナ禍にあって、消費増税分を充ててまで、

なぜ病床削減のための予算を増やしたのか、理由をお答えください。

す。
続いて、医師の働き方改革についてですが、私たちは、長時間労働を是正することに一貫して取

外一案の趣旨説明に対

次ぎ、医師の働き方改革どころか、今の働きも維持できない状況になってしまいかねません。

収入の減った全ての医療機関への経済的支援は、医師の働き方改革の前提と言つても過言でないと考えます。速やかに実施すべきと考えます

が、見解を伺います。

以上、田村厚生労働大臣より御答弁ください。

(拍手)

〔國務大臣田村憲久君登壇〕

○國務大臣(田村憲久君登壇) 山川百合子議員にお答えをいたします。

緊急事態宣言の解除についてお尋ねがあります。

本日の基本的対処方針等諮問委員会において、三月二十一日に期限を迎える緊急事態宣言の解除について諮問がなされ、了承いただいたところであります。

他方で、リバウンドに対する警戒が必要な状況であるため、厚生労働省としては、感染の再拡大防止の観点から、変異株対策、感染拡大防止策の強化に取り組むとともに、引き続き、ワクチン接種の着実な推進や医療提供体制の充実などについて、都道府県と緊密に連携し、対策に万全を期してまいります。

医療従事者の心身の疲労に対する認識についてお尋ねがありました。

医療現場は、感染のリスクにさらされながら、使命感を持つて日夜取り組んでおられる医師や看護師を始めとする医療従事者の皆様によつて支えられていることを、常に忘れてはいけないと考えております。

厚生労働省としては、医療提供体制の確保のため、医療従事者の待遇改善も含めた医療機関に対する支援として、これまで約四・六兆円の予算を措置することに加え、SNSの活用などにより、医療従事者への感謝の気持ちを伝えるための情報

発信を行っております。

こうした取組を通じ、引き続き、現場で戦つている方々の気持ちに寄り添い、しっかりと支援を講じてまいります。

ワクチンの対応についてのお尋ねがあります

た。

予期せぬ感染症に対するワクチンについて、国内では、危機管理上も極めて重要なと考えております。

このため、新型コロナウイルス感染症のワクチンの開発、生産への支援

体制の整備への補助に加え、国産ワクチン開発企業が発症予防効果を評価する試験の実施費用の補助を行っています。

さらに、感染症危機の発生時には、臨床情報や検体などを国立感染症研究所や国立国際医療研究センター等に集約して解析、提供することで、研究機関等におけるワクチン開発等にも活用できるようになります。

今後、国において、今般の対応における課題を整理しつつ、医療計画策定のための指針等を検討し、お示しするなど、各都道府県が地域の実情に即した医療計画を策定するに当たって、しっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

また、中長期的な視点に立った地域医療構想についても、将来の医療需要に見合った体制の構築を目指し、基本的な枠組みを維持しつつ、議論が進められている医療機関や地域に対し積極的な支援を進めてまいります。

地域医療構想が公立・公的医療機関に与える影響等についてお尋ねがありました。

地域医療構想は、人口構造や医療需要の変化を見据え、各地域において、それぞれの実情を踏まえて議論し、地域の合意に基づいて進める必要があると考へておられます。

今回提出している改正法案の内容については、長時間労働となつて医師の働き方を改革し、今まで約四・六兆円の予算を措置することによっておりま

す。

今回の改正法案の目的等についてお尋ねがありま

した。

今回提出している改正法案の内容については、長時間労働となつて医師の働き方を改革し、今まで約四・六兆円の予算を措置することによっておりま

す。

なお、国民皆保険制度に関する総理の発言につ

いては、総理御自身が、国民皆保険、そして多くの皆さんが診察を受けられる今の仕組みを統けていく中でとおっしゃつておられるとおり、政府としては、国民皆保険を堅持していくという方針に何ら変わりはございません。

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた医療体制の見直しについてお尋ねがありました。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応において得られた課題や見を見踏まえ、将来の新興感染症等の発生にあらかじめ備える観点から、今回の改正法案において、医療計画の記載事項に新規感染症等の感染拡大時における医療を追加することとしております。

今後、国において、今般の対応における課題を整理しつつ、医療計画策定のための指針等を検討し、お示しするなど、各都道府県が地域の実情に即した医療計画を策定するに当たって、しっかりと支援をしてまいりたいと考えております。

また、中長期的な視点に立った地域医療構想についても、将来の医療需要に見合った体制の構築を目指し、基本的な枠組みを維持しつつ、議論が進められている医療機関や地域に対し積極的な支援を進めてまいります。

地域医療構想が公立・公的医療機関に与える影響等についてお尋ねがありました。

地域医療構想は、人口構造や医療需要の変化を見据え、各地域において、それぞれの実情を踏まえて議論し、地域の合意に基づいて進める必要があると考へておられます。

今回提出している改正法案の内容については、長時間労働となつて医師の働き方を改革し、今まで約四・六兆円の予算を措置することによっておりま

す。

今回の改正法案の目的等についてお尋ねがありま

した。

今回提出している改正法案の内容については、長時間労働となつて医師の働き方を改革し、今まで約四・六兆円の予算を措置することによっておりま

す。

今回の改正法案の目的等についてお尋ねがありま

した。

今回提出している改正法案の内容については、長時間労働となつて医師の働き方を改革し、今まで約四・六兆円の予算を措置することによっておりま

す。

今回の改正法案の目的等についてお尋ねがありま

した。

地方交付税措置により必要な支援を行つております。

病床機能再編支援事業に対する理解についてお尋ねがありました。

今般の新型コロナウイルス感染症の対応では、重症者に対応する高度な医療機関、中等症患者に對応する地域の中核的な医療機関に対応する後方支援医療機関など、各病院がその機能に応じた役割を果たしていただきおり、地域における病床機能の分化、連携の重要性を改めて認識したところであります。

病床機能再編支援事業は、病床機能の分化、連携を進め、質の高い医療提供体制を構築するため、地域での議論を踏まえて、必要とされる病院のダウンサイズや医療機関の統合に対する支援として措置したものであります。

関係団体からは、本事業の継続に関する御要望もいただいており、厚生労働省としては、病床機能の分化、連携に向けた取組を進めていく医療機関等に対し、しっかりと支援をすることが重要であります。

関係団体からは、本事業の継続に関する御要望もいただいており、厚生労働省としては、病床機能の分化、連携に向けた取組を進めていく医療機関等に対し、しっかりと支援をすることが重要であります。

病床機能再編支援事業の拡充についてお尋ねがありました。

今年度実施している本事業については、約七割超の都道府県から補助金の申請をいたいでいることには、関係団体からも事業の継続に関する御要望をいたいでおり、令和三年度予算案に所要額を計上したところであります。

超の都道府県から補助金の申請をいたいでいることには、関係団体からも事業の継続に関する御要望をいたいでおり、令和三年度予算案に所要額を計上したところであります。

なお、厚生労働省としては、本事業は、人口構造の変化を見据え、病床機能の分化、連携を進め、質の高い医療提供体制を維持するためのものであり、社会保障の充実という消費税の目的に資するものであると考えております。

法案の審議の妥当性についてお尋ねがありま

た。

これまで、我が国の医療は、医師の自己犠牲的な長時間労働によつて支えられてきた側面があります。しかし、我が国で将来にわたつて良質な医療を提供し続けるためにも、医師の働き方改革を進め、医師の長時間労働を是正していくことが必要と考えております。

また、今般の感染症への対応を行う中で、働き方改革の推進を求める医師の声があるほか、今後の新興感染症への対応をより確実なものとする観点からも、通常の医療において適切な労働環境の下で従事していただくことが重要と認識しております。

このようないくつかの観点に立ち、今回の改正法案を提出したところであります。

ゲノム解析の推進による感染の封じ込めについてお尋ねがありました。

検査については、感染が疑われる方など検査が必要と判断される方がより迅速、スムーズに検査を受けられるようになるとともに、濃厚接触者に加え、感染拡大の防止が必要である場合には広く検査が実施されることが重要であります。

このため、重症化リスクの高い方々のいる施設に対し重点的な検査を実施することとしており、感染拡大地域の医療や介護の施設の従事者や入院、入所者などに対して、実質的に国の費用負担で検査を実施できるようにしております。

また、ゲノム解析については、国立感染症研究所のみならず、地域においてゲノム解析が可能な大学等が存在することを踏まえ、文部科学省と連名で、大学に対し、ゲノム解析も含めた積極的検査調査に御協力いただきことを依頼しており、引き続き、自治体や民間とも連携して、しっかりと取り組んでまいります。

いずれにしても、感染者の早期把握等を図り、感染拡大を抑えるという方向性については、現在

の政府が目指すものと同じであると考えております。

立憲民主党の提案に対する見解や全ての医療機関への支援についてお尋ねがありました。

新型コロナの感染が長期化する中、必要な方に必要な医療が提供されることは極めて重要なと考えております。

医療機関の前年度からの減少額を試算すると、昨年四月から十二月までの九か月で、全体で一・三兆円の減収であり、これに対して、緊急包拠支援交付金について申し上げれば、二月末現在で医療機関から約一・八兆円の申請があり、既に約

一・五兆円を交付しております。

また、緊急包拠支援交付金や医療従事者の支援も含め、これまで医療機関支援として総額四・六兆円の予算を措置しているところであり、このほか、ワクチン接種体制等の整備に係る支援も実施しております。

これらの取組を通じて、医療機関や医療従事者の皆様への幅広い支援をしっかりと行ってまいります。

以上でござります。(拍手)

(國務大臣武田良太君登壇)

○國務大臣(武田良太君) 山川議員からの御質問にお答えをします。

私のN T T関係者との会合についての御質問をいただきました。

本来であれば、個別の事案一つ一つにお答えるのは控えさせていただきますが、今回の件に関しましては、事前の事実確認の問合せが私の方に

一切ないままに一方的な報道がなされており、私としましても大きな驚きを覚えてると同時に、本件の事実関係を明らかにしなければならないと

いう思いを強く持つに至りました。

令和二年十一月十一日、私が出席したJR東海の葛西名譽会長主催の会合の場に、澤田N T T社

長及び遠藤N T Tドコモ独立社外取締役が出席したこととは事実であります。

会食当日、私は、食事は注文せず、飲物のみい

ただき、中座したと記憶しており、その費用は一万円をお支払いいたしております。

また、出席者からは特定の許認可等に関する要望、依頼を受けたことはなく、当時の状況を総合的にお尋ねがございました。

ただ、出席者からは特定の許認可等に関する要望、依頼を受けたことはなく、当時の状況を総合的にお尋ねがございました。

このため、出席者からは特定の許認可等に関する要望、依頼を受けたことはなく、当時の状況を総合的にお尋ねがございました。

を補助していますが、処遇改善に結びつくことは担保されておらず、対象地域も限られています。

こうした状況を踏まえ、一刻も早く、新型コロナウイルス感染症の患者等に対応している医療従事者等に再び二十万円の慰労金を支給するとともに、昨年七月以降に働き始めた医療従事者等にも五万円又は十万円の慰労金を支給すべきであると考えております。(拍手)

○早稲田夕季君登壇

山川百合子議員の質問にお答えいたします。

私たちが提出をした法案は、医療従事者等慰労金法案でありまして、医療、介護の現場のみならず、薬局薬剤師、障害福祉事業所や、保育園、幼稚園、学童保育など子ども・子育て支援施設の現場で働いている方々、いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれる方々を含め、広く対象としています。

○早稲田夕季君登壇

山川百合子議員の質問にお答えいたします。

私たちが提出をした法案は、医療従事者等慰労金法案でありまして、医療、介護の現場のみならず、薬局薬剤師、障害福祉事業所や、保育園、幼稚園、学童保育など子ども・子育て支援施設の現場で働いている方々、いわゆるエッセンシャルワーカーと呼ばれる方々を含め、広く対象としています。

とりわけ子ども・子育ての分野に慰労金の対象を拡大した趣旨を申し上げます。

コロナとの戦いが長期化する中で、医療従事者が安心して働けるのも、休業や閉園をせずに頑張っていただいている保育園などの子育て支援施設のおかげです。さらに、子供の感染リスクが高いといふ言葉で、この間の感染が拡大しています。

だからこそ、感染リスクに配慮をしながら、深い愛情で献身的に日々子供たちの面倒を見ていたいっている保育士、幼稚園教諭、学童指導員にも、慰労金を支給すべきということになります。

（拍手）

とりわけ子ども・子育ての分野に慰労金の対象を拡大した趣旨を申し上げます。

コロナとの戦いが長期化する中で、医療従事者が安心して働けるのも、休業や閉園をせずに頑張っていただいている保育園などの子育て支援施設のおかげです。さらに、子供の感染リスクが高

いと言われる変異株の感染が拡大しています。

だからこそ、感染リスクに配慮をしながら、深い愛情で献身的に日々子供たちの面倒を見ていたいっている保育士、幼稚園教諭、学童指導員にも、慰労金を支給すべきことになります。

（拍手）

（拍手）

（拍手）

（拍手）

（拍手）

（拍手）

（拍手）

（拍手）

療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律案について質問いたします。(拍手)

新型コロナウイルス感染症の発生は、日本の医療制度にかつてない影響を及ぼしています。病床の逼迫やマンパワーの確保の要請は、地域の医療提供体制に甚大な影響を与えるました。さらに、患者の受診控え等、医療経営に対する懸念はますます高まっています。その影響は広範で、そして重大です。人類を脅かすこの深刻な事態に対し、私たちは、力を合わせ、国民の命を守るために行動に万全を期し、この危機を乗り越えなければなりません。

現在、累次の対策や緊急事態宣言の発令が功を奏し、そして、何より国民の皆様の忍耐と行動変容によって、感染拡大は一時の危機的な状況から脱することができました。

しかし、今後、再び人の流れが活発化する中で、あるいはまた変異株の影響で、いつまた次の感染拡大が起るか、予断を許しません。感染が落ち着いた今こそ、次の波に備えたもう一段の取組が必要だと思います。

そのポイントが、病床の確保です。感染症法の改正も踏まえて、病床の確保をどのように進めるのか、御答弁願います。あわせて、変異株の監視体制の抜本的強化を図り、全ての新規感染者に対し変異株スクリーニング検査を実施すべきです。

それらの強化策について、具体的に伺います。

これまで、良質で効果的な医療提供体制を構築するため、政府は、地域医療構想、医師の働き方改革、医師偏在対策を総合的に進めてきました。その中で、コロナという未曾有の危機が発生したのです。これまで進めてきた取組を、コロナを踏まえて、どのように調整しながら実行していくかが問われています。今般提出された本法案を、その原動力となり得る改正としなければなりません。

法案の第一の改正項目は、医師の働き方改革です。

日本が世界に誇る医療制度は、医師の自己犠牲的で過酷な労働によって支えられています。しかし、医師も人間であり、労働者です。こうした状況は改革しなければなりません。医師の働き方改革を進めることは、医師本人の健康の保持だけでも大切なものですが、

当たる医療従事者は、今、過酷な環境の中で、命を懸けて、命を守るために医療を提供しています。改めて、心より深く御礼申し上げます。

こうした献身的な努力に報いるためにも、医師の働き方改革をしっかりと進めることは、避けられない極めて重要な課題です。令和六年四月からは、いよいよ医師に対する時間外労働の上限規制が始まります。働き方改革に向けた御決意とともに、政府の見解を伺います。

医師の働き方改革が喫緊の課題である一方で、

医療従事者の皆さんには、コロナを始めとして、日々追われる

取り組み

があります。

あわせて、公明党は、日本病院会などの申入れ

を受け、医師が宿日直した際の取扱いを明確化

するよう求めてまいりましたが、その具体的な内容について伺います。

次に、コロナを踏まえた将来の取組について伺います。

今回の新型コロナウイルスの感染拡大により、多くの課題が浮き彫りになりました。中でも、今後、新たな感染症が拡大した際、速やかに対策を講じることができるように、あらかじめ準備をしておくことの必要性が一層明確になりました。そこ

医療機関に対して具体的にどのような支援を考えているのか、御説明をお願いいたします。

そこで、改めて伺います。

次に、医師の働き方改革について、少し具体的に指摘したいと思います。

医師会や知事会からは、医師の労働時間短縮に向けた取組が派遣医師の引揚げなどを誘発し、地域の医師不足につながるのではないかとの懸念も寄せられています。

そうしたことから、医師の労働時間短縮に向けた実効的な取組の一つとして、本法案にはタスクシフティングの推進が盛り込まれています。医師の働き方改革を進めるに当たっては、タスクシフティングを始めとして、地域における医療連携、機能分化や、医療のかかり方に関する理解など、幅広い取組が必要だと思いますが、政府の見解を伺います。

また、医師の働き方改革は、地域医療提供への影響だけではなく、特に若手医師の経験や研さん

を積むための機会の確保にも留意しながら進めるべきです。医師が必要な症例を経験するために、一定時間、診療に従事することが必要になる

という側面もあります。医師の働き方改革を進めながら、医師の必要な研さんを阻害しないようにするために、どのような方策を講じるのか、見解を伺います。

一方で、その取組を担うのは、まさに今コロナ無にかかわらず確実に進行し、中長期的には、医療需要が変化するとともに、マンパワーの制約が一層厳しくなります。地域医療構想は、こうした将来の中長期的な変化に対応するため、病床の在り方を検討する必要不可欠な取組であり、着実に実行されなければなりません。

今後、日本の人口減少や高齢化は、コロナの有

ります。

最後に、コロナ禍の中で進める地域医療構想に

ついて伺います。

医療機関に対する具体的な支援を考えて

いるのか、御説明をお願いいたします。

その改正のイメージとして、あらかじめ感染症指定医療機関を増やすのか、感染症病床の数を増やすのか、新たな感染症病床の類型を定めるのか、感染症対策に携わる人材をどのように確保しているのかなどを検討するのではないかと思われます。そこで、改めて、この改正の趣旨、内容について、今後計画として盛り込んでいく具体的な項目のイメージが分かるよう御説明願います。

最後に、コロナ禍の中で進める地域医療構想に

ついて伺います。

その改正の趣旨、内容について、改めて御説明願

ります。

基準を明確化したところあります。

医療計画についてお尋ねがありました。

今般の新型コロナウイルス感染症への対応において得られた課題や知見を踏まえ、将来の新興感染症等の発生にあらかじめ備える観点から、本法案においては、医療計画の記載事項に新興感染症等の感染拡大時における医療を追加する改正を行うこととしました。

医療計画における具体的な記載項目については、新興感染症等の感染拡大時に、必要な対策が機動的に講じられるよう、受入れの候補となる医療機関を始め、地域の医療機関における役割分担の在り方、感染症患者の受け入れに活用しやすいゾーニング等の実施に配慮した一般病床等の確保、感染管理の専門性を有する人材等の確保等の内容を定めることを想定しており、今後、詳細な検討を進めています。

引き続き、医療計画の策定主体である都道府県とも緊密に連携しながら、今後の新興感染症発生時に機動的に対応可能な体制を構築してまいります。

地域医療構想の進め方についてお尋ねがありました。

地域医療構想は、人口構造の変化により地域の医療ニーズが変化する中、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するため、各地域において、それぞれの実情を踏まえながら、病床の機能分化、連携を進めるものであります。

具体的な進め方については、医療関係者や自治体の皆様が、新型コロナウイルス感染症対応に全力を尽くしていただいている状況に十分に配慮しながら検討することとしております。

また、既に機能分化連携に関する議論が進められている医療機関、地域に対しても積極的な支援を行っていくこととしており、病床機能再編支援事業を新たに地域医療介護総合確保基金の中に

全額国費の事業として位置づけ、支援を強化するとともに、複数医療機関による再編計画の認定期度を創設し、税制優遇が受けられるようにする」ととしております。

以上でございます。（拍手）

○議長（大島理森君） 宮本徹君。

〔宮本徹君登壇〕

○宮本徹君 私は、日本共産党を代表して、医療法等改正案及び医療従事者等慰労金支給法案について質問します。（拍手）

新型コロナパンデミックは、医療提供体制の脆弱さを浮き彫りにしました。多くの方が入院できず、自宅で亡くなる方も相次ぎました。この原因がどこにあったとお考えか。

対策の肝である飲食店の営業時間短縮等について、菅首相と小池都知事の判断の遅れは重大でした。同時に、欧米より桁の少ない感染者数で日本が医療崩壊に直面したのは、専門医の少なさ、人工呼吸器の扱いに熟達した看護師を始め、医師、看護師の少なさも大きな要因だったのではないか。

政府法案の最大の問題は、病床機能再編支援事業を地域医療介護総合確保基金に位置づけ、全額国庫負担で病床削減を加速化する点にあります。

政府の検討会の中でも、急性期の大きな病院でかなりコロナの患者を受け入れてもらつた、余力がないと患者を受けることができない、余力をできるだけそぞうというのが地域医療構想の議論との指摘がありました。

政府は、感染拡大時の短期的な医療需要には機動的に対応するといいますが、これ以上医療体制の余力をそいで、いざというときに機動的に対応できるのですか。

病床削減ありきの姿勢は改め、感染症に強い日本をどうつくるのか、ここから議論を起こすべき

今、コロナ病床確保が最大の課題です。

こんなさなかに病院の皆様に再編整理の話を持ちかけるということは全くナンセンスと、知事会からも厳しい批判の声が出ています。

今政府がやるべきは、病床削減ではなく、医療機関への支援であり、医療従事者らへの二度目の慰労金ではありませんか。厚労大臣及び野党法案提出者の見解を伺います。

政府が、四百三十六の公的・公立病院を名指しで再編統合の検討を迫っているのは極めて重大です。

今回のパンデミックとの戦いは、率先して患者を受けた公的・公立病院の頑張り抜きにはあり得ませんでした。

政府は、病床削減について、自主的に判断していただくといいます。ならば、名指しで検討を迫る公的・公立病院のリストは撤回すべきではありませんでした。

政府は、病床削減について、自主的に判断していただくといいます。ならば、名指しで検討を迫る公的・公立病院のリストは撤回すべきではありませんでした。

さらに、政府法案は、病床削減の財源は消費税増税分を充てます。

消費税増税の際、そんな説明がどこにあったのか。増税分の使途変更を問うた選挙で、与党の選挙公約にありましたか。社会保障充実のためと増税しながら、増税分で病床削減を進めるなど許されません。

政府法案は、医師の長時間労働の規制をするといいます。

しかし、時間外労働の上限は、過労死ラインの二倍、年一千八百六十時間です。過労死ラインを超えて働いて、健康が守れるのでしょうか。

日本外科学会の調査では、医療事故、インシデントの原因について、過労、多忙と答えた方が八

割にも上っています。長時間の連続勤務では、医療の安全は確保できません。医師の長時間の連続労働をなくし、交代制勤務の導入を進めるべきであります。

医師の長時間労働を是正するためにも、地域医療を守るためにも、医師、看護師を増やすことが必要です。医師数は、OEC平均並みにするためには十三万人不足しています。

ところが、政府は、医師の需給推計なるものに基づき、二〇二三年度からの医学部定員削減を示しました。この医師の需給推計は、前提が何重にもおかしい。男女比について、過去九年の中央値を固定して用い、医師試験受験者は女性三三%で固定化しています。ジェンダー平等を進める気はないのですか。医学部入試での女性差別の是正前の数値を固定して使うなど論外であります。

また、年九百六十時間や七百二十時間の時間外労働を前提とせず、週四十時間労働を前提とするべきではありませんか。

二〇二三年度からの医学部定員削減はやめ、医師、看護師を増やし、医療体制を強化することを求め、質問をいたします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

〔國務大臣田村憲久君登壇〕

○国務大臣（田村憲久君） 宮本徹議員にお答え申し上げます。

医療崩壊の原因についてお尋ねがありました。国として、医療崩壊について明確な定義を示しているものではありませんが、医療提供体制については、年明け以降の急激な感染拡大を受けて、大変逼迫した状況が続いていたと認識いたしております。

新型コロナウイルス感染症に係る医療提供体制については、一刻と状況が変化し、予想を超えるスピードで感染が拡大する中で、局所的な病床数不足の発生、感染症対応も含めた医療機関間の

官 報 (号外)

役割分担、連携体制の構築といった課題が浮き彫りになつたと考へております。こうしたことを踏まえ、今回の感染拡大局面で認識された課題をしつかりと点検し、次の感染拡大に備え、病床を改めて確保するとともに、病床だけではなく、宿泊、自宅療養も含めて十分な療養体制を確保することに加え、患者の症状に応じて療養先を決定し、退院等へとつなげていく調整を円滑に行えるようになることが重要であると考えています。

また、国としても、新型コロナ患者を受け入れた病院に対して強力な財政支援を用意するとともに、医療人材の確保の観点から、感染拡大地域の要請を受け、医療スタッフの広域派遣や自衛隊の災害派遣等の都道府県を超えた支援、コロナに対する医療機関へ派遣される医師、看護師への支援額の倍増、重症者の治療を行うための人材養成として、人工呼吸器やECMOを扱うための講習の実施等に取り組んでいるところであります。

今般の新型コロナウイルス感染症の対応では、重症者に対する高度な医療機関、中等症患者に対応する地域の中核的な医療機関など、各病院がその機能に応じた役割を果たしていただいているところです。

今般の新型コロナウイルス感染症は、病床機能の分化、連携を進め、人口構造の変化を見据えて、質の高い医療提供体制を維持するためのものと考えております。

さらに、今回の改正法案においては、医療計画

の記載事項に新興感染症等の感染拡大時の医療を追加することで、感染拡大局面の準備を地域ごとに進めることとしており、これらにより機動的に対応可能な体制を構築してまいります。

医療提供体制の構築についてお尋ねがありました。

今後とも続く人口構造の変化を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するとともに、将来の新興感染症等の発生にあらかじめ備える観点から、地域の医療機関における役割分担、連携の強化、彈力的な対応を可能とする医療資源の配置など、医療提供体制の更なる改革が必要と認識しております。

具体的には、今回の改正法案において、新興感染症等の感染拡大時に、必要な対策が機動的に講じられるよう、医療計画の記載事項に新興感染症等の対応を追加するとともに、中長期的な視点に立った地域医療構想について、将来的医療需要に見合った体制の構築を目指し、基本的な枠組みを維持しつつ、議論が進められている医療機関や地域に対し積極的な支援を進めていくこととしております。

今後とも、平時と新興感染症発生時のいずれにも弾力的に対応可能な医療提供体制の確保に向けた取組を進めてまいります。

医療機関への支援等についてお尋ねがありました。

御指摘の慰労金については、今年度第二次補正予算において、当初、全く未体験であった新型コロナウイルスとの戦いの最前線で様々な御苦労をされた医療従事者等に対し、一時金として給付したものであり、新型コロナウイルスの対処の仕方について判断してきた七月以降に関し、再支給を行なう予定はございません。

他方、医療従事者の支援も含め、これまで医療機関支援として総額四・六兆円の予算を措置して

厚生労働省としては、足下の新型コロナウイルス感染症対応に引き続き全力を注ぎつつ、この対応を通じて得た知見を踏まえ、また、自治体等の御意見も丁寧に伺いながら、将来の医療需要に見合った医療提供体制の構築に向け、医療機能の分化、連携の取組も着実に進めてまいります。

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証についてお尋ねがありました。

今回の新型コロナウイルス感染症対応では、公立・公的医療機関を始め多くの医療機関において、コロナ患者の受け入れや地域の医療提供体制の確保に重要な役割を果たしていただいておりました。医師の長時間労働の是正と交代勤務制の導入についてお尋ねがありました。

今回の改正法案では、やむを得ず長時間労働を認める医師の対象範囲を、都道府県知事が指定した医療機関に勤務する医師に限定した上で、指定を受けた医療機関に対し、連続勤務時間の制限や勤務間インターバル規制、面接指導の実施といつた健康確保措置の実施を義務づけることとしております。

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に当たり、国からお示しした診療実績の分析結果は、それぞれの地域において、今後の医療機能の在り方を考えていただく際の材料としてお示ししたものであります。

病院が将来担うべき役割等については、国による分析結果だけでは判断できない診療領域、地域の実情に関する知見や、今般の新型コロナウイルス感染症対応の状況などを踏まえつつ、それぞれの地域でしつかり御議論をいただきたいと考えております。

病床機能再編支援事業についてお尋ねがありました。

与党の選挙公約について申し上げる立場にはありませんが、二〇一七年十月の第四十八回衆議院議員総選挙に当たり、自民党政策バンクにおいては、病床の機能分化、連携の推進等を通じて、誰もが安心して受けられる医療の確保を図ることとされていると承知しております。

病床機能再編支援事業は、病床機能の分化、連携を進め、質の高い医療提供体制を構築するための地域における協議と合意に基づいた取組を支援

おります。

厚生労働省としては、関係団体から本事業の継続に關する御要望もいただいている中で、病床機能の分化、連携に向けた取組が進められている医療機関等に対し、しつかりと支援を進めていきます。

厚生労働省としては、関係団体から本事業の継続に關する御要望もいただいている中で、病床機能の分化、連携に向けた取組が進められている医療機関等に対し、しつかりと支援を進めていきます。

医師の長時間労働の是正と交代勤務制の導入についてお尋ねがありました。

今回の改正法案では、やむを得ず長時間労働を認める医師の対象範囲を、都道府県知事が指定した医療機関に勤務する医師に限定した上で、指定を受けた医療機関に対し、連続勤務時間の制限や勤務間インターバル規制、面接指導の実施といつた健康確保措置の実施を義務づけることとしております。

公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証に当たり、国からお示しした診療実績の分析結果は、それぞれの地域において、今後の医療機能の在り方を考えていただく際の材料としてお示ししたものであります。

病院が将来担うべき役割等については、国による分析結果だけでは判断できない診療領域、地域の実情に関する知見や、今般の新型コロナウイルス感染症対応の状況などを踏まえつつ、それぞれの地域でしつかり御議論をいただきたいと考えております。

厚生労働省としては、医師の労働時間の短縮が着実に進むよう、御指摘の交代制勤務の導入も含め、医師の働き方改革を進めるための方策について医療機関に周知助言するとともに、診療報酬上の評価や地域医療介護総合確保基金を通じ、医療機関の取組を支援してまいります。

医師の養成と需給推計についてお尋ねがあります。

医師の養成には、医学部と臨床研修の期間を合わせて八年もの期間を要することから、将来人口の変化を見据えた中長期的な観点で考える必要があります。

現在、平成二十年度から、いわゆる地域枠を中心とした段階的に医学部定員を臨時に増員してきたことにより、全国レベルで医師数は毎年約四千人ずつ増加している状況にあります。

一方、直近の需給推計を全国ベースで見れば、今後の人口減少に伴い、将来的には医師需要が減少になり、二〇二九年頃以降は供給過剰とな

官報(号外)

| | | | |
|--|--|---|---|
| 法務委員 松尾 明弘君 | 大河原雅子君 | 漬村 進君 | 江田 康幸君 |
| 辞任 小林 鷹之君 | 補欠 宮澤 博行君 | 森 夏枝君 | 藤田 文武君 |
| 中曾根 康隆君 | 小寺 裕雄君 | 鈴木 憲和君 | 村井 英樹君 |
| 中谷 一馬君 | 高木 錬太郎君 | 中村 裕之君 | 堀井 学君 |
| 屋良 朝博君 | 松田 功君 | 英樹君 | 江田 康幸君 |
| 小寺 裕雄君 | 宮澤 博行君 | 佐々木 紀君 | 福田 達夫君 |
| 高木 錬太郎君 | 高木 錬太郎君 | 鈴木 憲和君 | 濱村 進君 |
| 松田 功君 | 中曾根 康隆君 | 屋良 朝博君 | 江田 康幸君 |
| 外務委員 松田 功君 | 小林 鷹之君 | 中谷 一馬君 | 漬村 進君 |
| 小田原 潔君 | 穂坂 泰君 | 穂坂 泰君 | 江田 康幸君 |
| 蘭浦健 太郎君 | 中村 裕之君 | 中村 裕之君 | 江田 康幸君 |
| 築 和生君 | 安藤 裕之君 | 安藤 裕之君 | 江田 康幸君 |
| 綠川 貴士君 | 日吉 雄太君 | 日吉 雄太君 | 江田 康幸君 |
| 穀田 恵二君 | 藤野 崇君 | 藤野 崇君 | 江田 康幸君 |
| 安藤 高夫君 | 田畠 裕明君 | 田畠 裕明君 | 江田 康幸君 |
| 中村 裕之君 | 高村 正大君 | 高村 正大君 | 江田 康幸君 |
| 田畠 裕明君 | 藤原 保史君 | 藤原 保史君 | 江田 康幸君 |
| 高村 崇君 | 井上 貴博君 | 井上 貴博君 | 江田 康幸君 |
| 藤原 保史君 | 築 和生君 | 築 和生君 | 江田 康幸君 |
| 井上 貴博君 | 穀田 恵二君 | 穀田 恵二君 | 江田 康幸君 |
| 穗坂 泰君 | 蘭浦健 太郎君 | 蘭浦健 太郎君 | 江田 康幸君 |
| 日吉 雄太君 | 小田原 潔君 | 小田原 潔君 | 江田 康幸君 |
| 文部科学委員 福井 照君 | 緑川 貴士君 | 緑川 貴士君 | 江田 康幸君 |
| 辞任 福井 照君 | 補欠 中曾根 康隆君 | 補欠 中曾根 康隆君 | 江田 康幸君 |
| 農林水産委員 佐藤 紀君 | 佐藤 明男君 | 佐藤 明男君 | 江田 康幸君 |
| 辞任 福井 照君 | 補欠 中曾根 康隆君 | 補欠 中曾根 康隆君 | 江田 康幸君 |
| 佐藤 達夫君 | 佐藤 明男君 | 佐藤 明男君 | 江田 康幸君 |
| 福田 紀君 | 中曾根 康隆君 | 中曾根 康隆君 | 江田 康幸君 |
| 中村 學君 | 福井 照君 | 福井 照君 | 江田 康幸君 |
| 一、(議案提出) 二、去る十六日、内閣から提出した議案は次のとおりである。 | 一、去る十六日、災害対策特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。 理事 工藤 彰三君 (理事井上貴博君去る二月四日委員辞任につきその補欠) (特別委員辞任及び補欠選任) | 一、去る十六日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。 災害対策特別委員 (議案受領) | 一、去る十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案(農林水産委員長提出) |
| 一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(議定第二号) (議案付託) | 一、去る十二日、予備審査のため参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号) (議案付託) | 一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法案 | 一、去る十二日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。 我が国の経済及び財政等に関する将来の推計を信頼性のある統計等の情報に基づき中立公正に実施するための経済財政等将来推計委員会の設置に関する法律案(階猛君外三名提出) |
| 一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(議定第二号) (議案付託) | 一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 民法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五五号) 相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律案(内閣提出第五六号) | 一、去る十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 踏切道改良促進法等の一部を改正する法律案(内閣提出第一三号) (議案付託) | 一、去る十二日、参議院に送付した本院提出案は次のとおりである。 放送法第七十条第二項の規定に基づき、承認を求めるの件(内閣提出、承認第一号) (議案送付) |
| 一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(議定第二号) (議案付託) | 一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十六日これを承認した。 國政調査承認要求書 | 一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十六日これを承認した。 國政調査承認要求書 | 一、予算委員長から提出した次の国政調査承認要求に対し、議長は去る十六日これを承認した。 國政調査承認要求書 |
| 一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(議定第二号) (議案付託) | 一、予算の実施の適正を期すため 予算の実施状況に関する事項 | 一、予算の実施の適正を期すため 予算の実施状況に関する事項 | 一、予算の実施の適正を期すため 予算の実施状況に関する事項 |
| 一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(議定第二号) (議案付託) | 二、調査の目的 | 二、調査の目的 | 二、調査の目的 |
| 一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(議定第二号) (議案付託) | 三、調査の方法 | 三、調査の方法 | 三、調査の方法 |
| 一、去る十二日、委員会に付託された議案は次のとおりである。 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保険条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(議定第二号) (議案付託) | 四、調査の期間 | 四、調査の期間 | 四、調査の期間 |

本会期中
右によつて国政に関する調査を致したいから衆議院規則第九十四条により承認を求める。

令和三年三月十六日

予算委員長 金田 勝年

衆議院議長 大島 理森殿

(質問書提出)

一、去る十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

東京オリンピック・パラリンピックを契機として我が国における性的指向による差別を解消するための法整備に関する質問主意書(櫻井周君提出)

日本銀行審議委員への資産運用会社関係者の就任等に関する質問主意書(山井和則君提出)

中国によるチベット人への人権侵害に関する質問主意書(松原仁君提出)

一、去る十五日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

待機児童の定義及びその解消のあり方に関する質問主意書(古本伸一郎君提出)

一、去る十六日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

今後の経済対策に関する質問主意書(源馬謙太郎君提出)

(答弁書受領)

一、去る十二日、内閣から次の答弁書を受領した。

衆議院議員黒岩宇洋君提出総務省幹部職員の国家公務員倫理規程違反についての菅内閣總理大臣の答弁に対する答弁書

衆議院議員青山大人君提出成年年齢引上げの影響を受ける成人式の対象年齢に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用いた治療法の承認に関する質問

質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出内閣広報官の給与に関する質問に対する答弁書

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス感染症治療薬の承認に関する質問に対する答弁書

質問に対する答弁書

衆議院議員岡本充功君提出内閣広報官の給与に関する質問に対する答弁書

質問に対する答弁書

的に認定をいたした」(同月二十五日の衆議院予算委員会における武田良太國務大臣の答弁)という事実関係からも明らかである。

このような事実関係を前提に、以下、質問する。

一、菅総理が行つた前述の衆議院予算委員会における答弁は、総務省による国家公務員倫理規程違反の認定を待たずして、同規程に違反する行為であつたと断定しており、事實認定に基づく答弁ではないか。テレビ中継されている予算委員会の答弁において、違反行為があつたという事が認定されていないにもかわらず違反行為があつたと断定することは、調査対象者の名譽を毀損する行為ではないか。政府の認識を問う。

二、菅総理が行つた前述の衆議院予算委員会における答弁は、総務省による国家公務員倫理規程違反の認定を待たずして、同規程に違反する行為があつたと断定しており、事實認定に基づくものである。

二、お尋ねの「答弁案」については、総務省大臣官房秘書課において作成したものである。

三、成年年齢引下げの影響を受ける成人式の対象年齢に関する質問主意書

令和三年三月二日提出

質問 第六一 号

提出者 青山 大人

成年年齢引下げの影響を受ける成人式の対象年齢に関する質問主意書

令和三年三月二日提出

質問 第六一 号

提出者 青山 大人

一について

御指摘の令和三年二月二十二日の衆議院予算委員会における菅内閣總理大臣の答弁について

の結果が同日に国家公務員倫理審査会に報告され、「同審査会の承認を得たことで、(倫理法に違反したという事実について)総務省において最終

は、総務省幹部職員に係る今般の事案に関し

て、同省が行つた調査を通じて国家公務員倫理

法(平成十一年法律第百一十九号)に違反する行

為があるものと同省が当時認識していたこと

に基づき述べたものである。

二について

お尋ねの「答弁案」については、総務省大臣官房秘書課において作成したものである。

三について

基礎づけたものである。

や就職という大切な時期に成人式が重なることが、精神的かつ経済的にも負担であることが推測される。

また、フォローアップ調査結果において、すでに二十歳を対象年齢に決定した自治体の判断理由をみると、十八歳の一月に実施すると受験と重なり出席者が減少することが最大の理由であり、続く理由も、受験等と重なり新成人が実行委員会に参加できなくなること、二十歳二十歳での実施を希望する者が過去に多かったことである。

さらに、仮に成人式の対象年齢が自治体により十八歳と二十歳に分かれた場合、引っ越し等により、いざれにも該当せず参加できなくなるという、これまでにはほぼ起り得なかつた理不尽なケースが生じる可能性がある。

これらから、可能な限り、対象年齢を二十歳として全国の足並みをそろえることが多くの若年者や、前述した理不尽なケースの発生を避けるため、政府には、自治体に対し、十八歳を対象年齢にした場合の懸念に十分配慮するよう丁寧な説明とフォローアップを求めたい。これについて政府の取組状況を伺う。

[別紙] 衆議院議員青山大人君提出成年年齢引下げの影響を受ける成人式の対象年齢に関する質問に対する答弁書

一 及び二について

成人式の時期や在り方等については地方公共団体が判断するものであるが、政府においては、関係府省庁によって構成された「成年年齢連絡会議」の下で、平成三十年十月から「成人式の時期や在り方等に関する分科会」を開催し、成人式の対象年齢等に関する関係者からのヒアリングや地方公共団体へのアンケート調査などを実施する。この時期や在り方等に関する情報収集を行い、令和二年三月には、各地方公共団体の検討に資するよう、これらの情報を取りまとめて、「成人式の時期や在り方等に関する報告書」（以下「報告書」という。）を各地方公共団体に向けて公表したところである。報告書では、成人式の対象年齢を十八歳とすべきであるとする意見及び二十歳とすべきであるとする意見が紹介されており、それぞれの意見の理由についても触れている。

政府としては、報告書を公表した後も、地方公共団体を対象として成人式の対象年齢等に関するフォローアップ調査を実施し、その結果を各地方公共団体に向けて公表しており、令和三年度においても、引き続きフォローアップ調査の実施及びその結果の公表を予定している。

令和三年三月二日提出 質問 第六二号

内閣衆質二〇四第六二号 新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用い

て治療法の承認に関する質問主意書

提出者 松原 仁

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議員青山大人君提出成年年齢引下げの影響を受ける成人式の対象年齢に関する質問に対する答弁書

（別紙）

VID-19パンデミックの収束の見通しは立つておらず、我が国においても感染拡大が続いている緊急事態宣言時より重症者数、死亡者数とも高い水準で推移している。

同感染症ワクチンの接種が開始されたものの、医療現場はもとより、社会全体に存在している。日本国内においても、様々な治療薬や治療法の候補の治療が行われている。その中で、国立研究開発法人国立国際医療研究センター忽那賢志院長を研究責任者として特定臨床研究が行われた新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用いた治療法は、アメリカ合衆国食品医薬品局（FDA）が緊急使用許可を出し、米国内で患者への投与が行われていることもあり注目される。

アルゼンチンの臨床試験では、COVID-19の発症から三日以内の高齢の軽症患者に同感染症回復者血漿を投与したところ、重症化を抑制できたとのデータが報告されている。

同感染症回復者血漿は、症状や程度が回復者による旨の指摘もあるが、同血漿に含まれる中和抗体について、同感染症に対する治療効果が期待できる。

本年二月には、慶應義塾大学医学部、同医学研究所、先端医学研究所、滋賀医科大学、理化学研究所、国立感染症研究所などの共同研究グループが、COVID-19回復者の血液中の中和抗体を分析し、その中から治療薬として応用可能な新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に対する中和抗体を複数取得することに成功し、国産抗体製剤の早期実用化を目指すとしている。

そこで、次のとおり質問する。

一 政府として、新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用いた治療法の承認申請に向け、いかなる支援を行っているか。また、行っているかの早期実用化を目指すとしている。

二 新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用いた治療法について、今後、厚生労働省薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品第二部会において審議される際に、海外における治験資料は考慮されるか。また、考慮されない場合は、どのような理由からか。

三 新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用いた治療法の有効性の判断指標を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二〇四第六二号

令和三年三月十二日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用いた治療法の承認に関する質問に対する答弁書

（別紙）

いとしたら、どのような理由からか。

二 新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用いた治療法について、今後、厚生労働省薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品第二部会において審議される際に、海外における治験資料は考慮されるか。また、考慮されない場合は、どのような理由からか。

三 新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用いた治療法の有効性の判断指標を示されたい。

右質問する。

内閣衆質二〇四第六二号

令和三年三月十二日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用いた治療法の承認に関する質問に対する答弁書

（別紙）

お尋ねの「新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用いた治療法」の具体的に意味することは必ずしも明らかではなく、また、「承認申請に向けた支援」の具体的に申し示す範囲が明らかではないが、令和二年度厚生労働科学研究費補助金による「COVID-19回復者血漿治療の有効性・安全性に関する基礎的・臨床的検討」において、新型コロナウイルス感染症から回復した患者の血液から分離した血漿を用いた治療法の有効性及び安全性に関する研究が行われているほか、国立研究開発法人日本医療研究開発機構の新興・再興感染症に対する革新的医薬品等開発推進事業の「新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）に対する中和抗

体医薬の開発等において、新型コロナウイルスを不活性化する能力を有する抗体を用いた医薬品の開発等に向けた研究が行われているところである。

二について

お尋ねの「新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用いた治療法」については、その具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に医薬品・医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)以下「法」という)第二条第一項に規定する医薬品に該当するのであれば、

一般論として、法第十四条第一項の規定による承認又は同条第十三項の規定による承認事項の一部変更承認(以下「承認等」という)に当たつては、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(以下「機構」という)において、承認等を申請した企業から提出される臨床試験の結果等についての法第十四条の二第一項の規定に基づく審査(以下「審査」という)が行われた上で、薬事・食品衛生審議会において、当該審査の結果に基づき、承認等の可否について議論されることとなる。

三について

お尋ねの「新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用いた治療法」の具体的に意味するところ及び「有効性の判断指標」の意味するところが必ずしも明らかではないが、仮に「新型コロナウイルス感染症回復者血漿を用いた治療法」が法第二条第一項に規定する医薬品に該当するのであれば、医薬品の有効性及び安全性については、法第十四条第二項第三号の規定にのつとおり、承認等の申請に係る効能又は効果を有すると認められないこと、当該申請に係る効能又は効果に比して著しく有害な作用を有することにより、医薬品として使用価値がないと認められること等の該当性について、機構において審査が行われ、薬事・食品衛生審議会における議論

を経て厚生労働大臣が判断することとなる。

令和三年三月三日提出

質問 第六三号

内閣広報官の給与に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

内閣広報官の給与に関する質問主意書

提出者 岡本 充功

一 内閣広報官の給与に関する質問主意書
内閣広報官の給与の根拠規定を問う。地域手当が支給されるとするといふになるか。その他支給される手当があればその手当の名称と根拠を問う。

二 内閣広報官の職務の特殊性に基づく手当として「俸給の特別調整額」はいくらになるのか。また管理職員特別勤務手当や特殊勤務手当が支給されるのか。

三について

お尋ねの場合については、特別職の職員の給与に関する法律第六条第一項、第七条及び第七条の二の規定に基づき、日割りにより計算して得た俸給及び地域手当の額が支給される。

四について

お尋ねの内閣広報官に対する退職手当は、国

家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づき支給されることとされているが、その額については、個人に関する情報であるため、答弁を差し控えたい。

五について

お尋ねについては、菅内閣総理大臣が、令和三年二月二十四日の記者の取材において「山田広報官は、今回のことについて真摯に反省しているおりで、今後とも職務の中で頑張つてほしい」と述べたとおりである。

そこで、次のとおり質問する。

一

条件付き承認制度について

1 新型コロナウイルス感染症治療薬に関する質問主意書

は、同法第十四条第五項、第二十三条の二の五第五項に基づく条件付き承認制度の対象となつてゐるが、現状、条件付き承認制度に基づく新型コロナウイルス感染症治療薬の申請は何件あるか。

員の給与に関する法律(昭和二十四年法律第二百五十二号)第二条に規定する俸給、地域手当、通勤手当及び期末手当である。

お尋ねの内閣広報官に支給される地域手当の月額は、同法第七条の二の規定によりその例によることとされた一般職の職員の給与に関する法律(昭和二十五年法律第九十五号)第十一条の三第一項第一号の規定に基づき、特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる内閣広報官の俸給月額に百分の二十を乗じて得た額である。

三について

お尋ねの場合については、特別職の職員の給与に関する法律第六条第一項、第七条及び第七

条の二の規定に基づき、日割りにより計算して得た俸給及び地域手当の額が支給される。

四について

お尋ねの内閣広報官に対する退職手当は、国

家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第百八十二号)に基づき支給されることとされているが、その額については、個人に関する情報であるため、答弁を差し控えたい。

五について

お尋ねについては、菅内閣総理大臣が、令和

三年二月二十四日の記者の取材において「山田

広報官は、今回のことについて真摯に反省しておりますので、今後とも職務の中で頑張つてほしい」と述べたとおりである。

そこで、次のとおり質問する。

一

条件付き承認制度について

1 新型コロナウイルス感染症治療薬に関する質問主意書

は、同法第十四条第五項、第二十三条の二の五第五項に基づく条件付き承認制度の対象となつてゐるが、現状、条件付き承認制度に基づく新型コロナウイルス感染症治療薬の申請は何件あるか。

衆議院議員岡本充功君提出内閣広報官の給与に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員岡本充功君提出内閣広報官の給与に関する質問に対する答弁書

令和三年三月三日提出
質問 第六四号
新型コロナウイルス感染症治療薬の承認に関する質問主意書

提出者 松原 仁

我が国の同盟国であるアメリカ合衆国(以下「米国」という)には、食品医薬品局(FDA)が、緊急時に未承認薬などの使用を許可したり、既承認薬の適応を拡大したりする緊急使用許可(Emergency Use Authorization EUA)という迅速に承認を行う制度が設けられ、実際に実施されている。

日本にも、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」以下、「同法」という第十四条第五項、第二十三条の二の五第五項に基づく条件付き承認制度や同法第十四条の三に基づく特例承認制度など通常の承認制度と異なる承認制度がある。

もつとも、米国では、新型コロナウイルス感染症関連でEUAを受けた医薬品が十を超えているところ、日本では、特例承認が二件だけである。

薬事行政において、国民の健康安全を最優先で

考えるべきことは当然である。しかし、薬事行政における国民の健康安全は、薬の安全性だけではなく、薬の有効性・有用性による病気の予防治療による生命健康の確保による安全がある。平時に行われる製薬承認の場合であれば、これらの安全性及び有効性・有用性がともに十分に検証されなければならないことは当然である。

しかし、パンデミック宣言が終了宣言される

ことなく長期化している新型コロナウイルス感染症のようなまさに緊急事態の場合には、安全性及び有効性・有用性について、検証の精度を犠牲にしてでも、新薬を流通させるべき事態も想起せざるを得ない。

そこで、次のとおり質問する。

一

条件付き承認制度について

1 新型コロナウイルス感染症治療薬に関する質問主意書

は、同法第十四条第五項、第二十三条の二の五第五項に基づく条件付き承認制度の対象となつてゐるが、現状、条件付き承認制度に基づく新型コロナウイルス感染症治療薬の申請は何件あるか。

2 条件付き承認制度に基づく申請から承認までの平均期間は一般にどの程度か。

3 条件付き承認制度に基づいて承認される場合、製造販売後に当該医薬品の有効性、安全性の再確認等のために必要な調査等の実施が条件とされるが、当該調査等により承認が取消若しくは撤回された例はあるか。

二 特例承認について

1 同法第十四条の三に基づく特例承認を受けた医薬品は、ファイザー株式会社によるコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)で四例目であるが、新型コロナウイルス感染症に関するものは二件に過ぎず、同感染症パンデミックのような非常事態に適応できる制度となっていないのではないかと考えるが政府として如何。

2 特例承認の要件としては、①「国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延その他の健康被害の拡大を防止するため緊急に使用されることが必要な医薬品であること、かつ、当該医薬品の使用以外に適当な方法がないこと」と②「その用途に関し、外国において、販売し、授与し、又は販売若しくは授与の目的で貯蔵し、若しくは陳列することが認められている医薬品であること」が規定されている。要件①については、求められるべきは当然だが、②については、今回同感染症パンデミックのような世界で同時に進行的に感染拡大が進んでいる場合、日本は他国に遅れるのみで、有用な治療薬を治療の現場で使い妥当ではない。政府は、②の要件を、特例承認が申請されている未承認薬を使用することによる国民の生命身体を保護する利点が、当該未承認薬の潜在的な危険を上回ると判断できる場合というような要件への変更を検討すべきと考えるが如何。

三 薬事行政の透明化について
「薬事・食品衛生審議会医薬品第二部会」の審議内容は、企業の知的財産等が開示され、特定の者に不当な利益もしくは不利益を与えるおそれがあるとして非公開とされる場合があるが、開示が不適当とされる箇所は理由を付して黒塗りとし、原則公開すべきと考えるが、政府として如何。

右質問する。

内閣衆質二〇四第六四号
令和三年三月十二日
内閣総理大臣菅義偉
衆議院議長 大島理森殿
衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス感染症治療薬の承認に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員松原仁君提出新型コロナウイルス感染症治療薬の承認に関する質問に対する答弁書

一 の 1 について
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第十四条第十項の規定により条件を付した同条第一項の規定による承認又は同条第十三項において準用する同条第十項の規定により条件を付した同条第十三項の規定による承認事項の一部変更承認(以下「条件付承認等」という。)の申請に係る情報は、当該申請に該当するため、お尋ねの「条件付治療薬の申請」の件数について、現時点でお答えすることは差し控えたい。

二 の 2 及び 3 について
現時点において、条件付承認等を受けた医薬品は存在しないため、お尋ねの「申請から承認までの平均期間」についてお答えすることは困難であり、また、「当該調査等により承認が取消若しくは撤回された例」はない。

三 について
「薬事・食品衛生審議会薬事分科会医薬品第二部会の議事録」については、薬事・食品衛生審議会が定める「薬事・食品衛生審議会の公開について」において、「個人の秘密、企業の知的財産等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある部分を除き、公開する。」とされているところである。

一 去る十六日、内閣から次の答弁書を受領した。
衆議院議員大河原雅子君提出上尾道路整備における江川地区の環境保全に関する質問に対する答弁書
衆議院議員丸山穂高君提出オンラインによる国

家公務員の人材募集に関する質問に対する答弁書
衆議院議員江田憲司君提出大義なきイラク戦争の総括に関する質問に対する答弁書

令和三年三月四日提出
質問 第六五号
上尾道路整備における江川地区の環境保全に関する質問主意書
提出者 大河原雅子

令和三年三月四日提出
質問 第六五号
上尾道路整備における江川地区の環境保全に関する質問主意書
提出者 大河原雅子

品は存在しないため、お尋ねの「申請から承認までの平均期間」についてお答えすることは困難であり、また、「当該調査等により承認が取消若しくは撤回された例」はない。

お尋ねの趣旨が必ずしも明らかではないが、法第十四条の三の規定による特例承認以「特例承認」という。は、国民の生命及び健康を保全するため、国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある疾病のまん延等の防止のため緊急に使用されることが必要な医薬品であること、当該医薬品の使用以外に適切な方法がないこと並びに我が国と同等の水準にあると認められる医薬品の製造販売の承認の制度を有する外国で販売等が認められている医薬品であることという同条第一項各号に掲げる要件を満たす医薬品について、一定の条件を付した上で法第十四条の規定による承認を迅速な手続で行うものであり、政府としては、新型コロナウイルス感染症に係る医薬品の特例承認の可否について、引き続き、当該要件を踏まえて判断していくつもりたい。

三 について
江川地区は、上尾市と桶川市を流れ荒川に注ぐ江川周辺の湿地で、「埼玉県希少野生動植物の種の保護に関する条例」の指定種であるサクラソウやサワトラノオをはじめとした希少動植物の宝庫となっており、二〇〇二年七月には、農林水産省、国土交通省、環境省及び関係都県市からなる「自然環境の総点検等に関する協議会」において、「首都圏における保全すべき自然環境」として公表された地域である。

そして、上尾道路の江川地区における道路事業の在り方と環境保全対策の検討を進めため、学識経験者、関係行政機関、地域代表及び自然保護団体により、二〇〇九年二月に「上尾道路(江川地区)環境保全対策検討会議」(以下「検討会議」とい

う。)が設置された。

検討会議においては、十三回に亘る会議での議論を経て「江川地区における環境保全対策」を二〇一二年六月に取りまとめるとともに、希少植物の保護や生態系の保全を目的とした「上尾道路(江川地区)湿地保全計画」(二〇一八年十月策定。以下「湿地保全計画」という。)の案を二〇一六年四月五日に取りまとめるに至ったが、道路排水処理や湿地保全エリアの保全整備等の主要課題が先送りされ、また、全四車線のうち暫定二車線について二〇一六年四月二十九日に開通した。

さらに、それ以後、四年十カ月が経過したが、わずか四回の検討会議しか開かれず、暫定二車線の供用段階で約束された「湿地保全計画」の実現には程遠い状況となっている。

その間に生じた問題も含めて以下、質問する。
一 二〇一九年六月、大宮国道事務所は、上尾道路周辺の湿地管理のための草刈りを実施したが、隣接するNPO法人が保全管理する「十七号サクラソウトラスト地」まで機械除草を行ない、三十年来市民の淨財に基づき守られてきた自然環境を破壊し動植物に悪影響を与えてしまった。これに対して、同事務所は、現在に至るまで自然再生への取組を実施せず除草工事発注者としての責任を回避している状況が続いている。民間の善意に基づく財産を一方的に破壊して、必要となる対策や補償を一年半にわたり放置する国土交通省の姿勢とは如何。

二 道路供用開始と同時並行で実施すべき湿地保全対策について、全国に三か所しか自生しないとされ、残る二車線の建設により重大な悪影響が懸念されるサワトラノオ生息地では、有効な保全対策が検討会議で協議されないまま、これも放置された現状にある。また、湿地保全の主要対策である道路排水浄化施設の整備については、大宮国道事務所が検討会議での結論を一方的に無視し湿地保全計画に記された位置の変更

を進めるなど、第三者機関である検討会議の十二年間の議論をないがしろにする状況を招いている。公費により道路建設に伴う効果的な保全対策を検討する第三者機関が、正式な手続を経て「湿地保全計画」を策定し公表までしている事案を、検討会議の事務局であり建設主体でもある国道事務所が履行しない事態に対し、国としては「生物多様性国家戦略」に基づくインフラ整備における環境配慮の在り方に係る基本認識を問うとともに、これら国道事務所の運営の在り方について是正指導を行うべきと考え、指導を求めてきたが、回答がないまま今日に至っているのは如何。

三 絶滅が危惧される希少植物等の保護対策の検討上、道路建設に伴うサワトラノオへの悪影響が大きな課題となるが、検討会議のメンバーである学識委員が顧問を務めるコンサルタント会社が開発によるサワトラノオの影響の可否を判断する委託調査を受注しており、著しく公平性を欠いていることが昨年から指摘されている。公平で客観性が求められる審議を保持するためには、利害関係者が検討会議の委員であるべきでないことは当然である。このような委託調査が、検討会議の場で全く議論されることもなく進められている現状を含め、改めて国としての見解を求める。

四 昨年十月二十日には第二十二回検討会議の開催予定が決定していたにもかかわらず、数日前の段階で、検討会議を公開するのであれば開催未定とするの大宮国道事務所長の指示によつて突然延期され、以後、半年近くにもなる現時点で開催見通しが立っていない。検討会議を希望するNPO法人に対し、誤つて除草した範囲に係る必要となる対応を検討するための調査への協力を依頼してきたところであり、「一年半にわたり放置する」との御指摘は当たらぬものと考えているが、引き続き、当該調査に協力いただけるよう当該NPO法人に働きかけてまいりたい。

二について
衆議院議員大河原雅子君提出上尾道路整備における江川地区の環境保全に関する質問に対する答弁書

内閣衆質二〇四第六五号
令和三年三月十六日
内閣総理大臣 普 義偉
衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員大河原雅子君提出上尾道路整備における江川地区の環境保全に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕

衆議院議員大河原雅子君提出上尾道路整備における江川地区の環境保全に関する質問に対する答弁書

一について
令和元年六月二十一日に御指摘の「十七号サクラソウトラスト地」を誤つて除草する事案が発生したことについては、今後、このような事態が生じないよう、除草作業範囲の指示及び監督を再徹底するなど、再発防止に万全を期してまいりたい。

また、「十七号サクラソウトラスト地」の環境保全を行つておられるNPO法人に対し、誤つて除草した範囲に係る必要となる対応を検討するための調査への協力を依頼してきたところであり、「一年半にわたり放置する」との御指摘は当たらぬものと考えているが、引き続き、当該調査に協力いただけるよう当該NPO法人に働きかけてまいりたい。

三について
御指摘の「利害関係者」の具体的に意味するところが必ずしも明らかではないが、検討会議は、地域の文化、自然及び地形の成り立ちに造詣の深い沿線市民、環境保全活動に実績のある自然保護団体並びに学識経験者が参加し、「公平で客観性が求められる審議が行われているものと考えており、また、国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所(以下「大宮国道事務所」という)が、江川地区において、植物の生育状況を把握するための分析評価を行うために契約

している業務については、高度な技術や経験を必要とすることから、技術力、経験等を含めた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される簡易公募型プロポーザル方式により選定が行われ、技術提案書において総合的に最も優れた提案を行った者を契約の相手方とし、適切に契約手続が行われたものであって、当該契約手続については、御指摘のように検討会議において議論する必要はないと考えている。

四について

お尋ねの「非公開にしなければ検討会議を開催しないとする国土交通省の方針」の具体的に意味するところが明らかではないが、検討会議の事務局である大宮国道事務所において、現在、検討会議の公開に向けた規約の改定について検討を行っているところである。

また、お尋ねの「国が設置する全国の第三者機関において公開とすると決定しながら、その後、事業者(国土交通省)の一方的な判断で非公開とされる事例」については、承知していない。

令和三年三月五日提出
質問 第六六号

オンラインによる国家公務員の人材募集に関する質問主意書

提出者 丸山 穂高

国家公務員の人材募集への申込みについて、人事院が実施する国家公務員採用試験について、ホームページ「国家公務員試験採用情報NAV-I」の「国家公務員採用試験インターネット申込み」(以下、「採用NAV-I」という。)により行われている。また、これとは別に、任期付職員等、各府省庁が行う公募による職員の採用(選考採用)は、「国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)」、

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)」、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)」、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)」等に基づき、選考により行われ、各府省庁において応募の申込みを受けている。

右を踏まえ、以下質問する。

一 郵送による申込みについて

令和三年三月一日現在において募集を実施していた、採用NAV-Iでの募集を除いた各府省庁が行う公募(以下、「個別募集」という。)案件の件数、そのうち郵送(持参を含む。以下同じ。)のみで申込みを受け付けているものの内数

と全体の件数に占める割合を伺いたい。

二 「令和二年度における人事管理運営方針」(令和二年三月三十一日内閣総理大臣決定)によると、中途採用の一層の活用を図る必要があるとしている。各府省庁は中途採用の推進に積極的に取り組むべきところと考えるが、現状、中途採用を含む個別募集では、一部を除き、応募する場合の申込みの方法を郵送での受付に限定し、インターネット、電子メール等によるオンライン経由での申込み(以下「オンライン申込み」という。)は行われていない。

1 個別募集への申込みについて、郵送に限定する根拠規定等は存在するか。存在する場合、それぞれの個別募集の案件ごとに、法令、政府の基本方針等その根拠の詳細について明瞭にされたい。

2 「IT基本戦略」(平成十二年十一月二十七日IT戦略会議及びe-Japan重点計画)(平成十三年三月二十九日IT戦略本部)では、電子政府の実現及び公共分野における情報通信技術の活用として申請・届出等手続の電子化が記述されており、現在、人事院が

「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律(平成十二年法律第二百二十五号)」、「一般職の任期付研究員の採用、給与及び勤務時間の特例に関する法律(平成九年法律第六十五号)」、「国と民間企業との間の人事交流に関する法律(平成十一年法律第二百二十四号)」等に基づき、選考により行われ、各府省庁等の電子メール・申請専用のURL又は民間の中途採用サイトの利用を検討し、申込者がオンライン申込みを選択できるようにする必要はないか。政府の見解を問う。

三 現在、オンライン申込みのできない個別募集であっても、電子メールでの申込みも同時に受け付けることは、経費の発生や手段の措置を行う必要もなく速やかに対応できるのではないかと考えるが、政府の見解を問う。

4 個別募集については、人事院のホームページ「国家公務員試験採用情報NAV-I」の「国家公務員の公募情報一覧」と、内閣官房内閣人事局のホームページ「国家公務員 CARE GUIDE」の「公募情報一覧」に掲載されているが、それぞれ掲載の相違がある。それぞれのホームページでの募集の案件の掲載基準など掲載される案件に相違が生じていて理由について、政府の見解を問う。

また、最終的には全て採用NAV-Iのサイトに掲載した上でオンライン申込みによる受付を行えば、応募者の利便性も高まり、採用側も多様な人材の募集を受けることができるなどの利点があるのでないかと考えるが、政府の見解を問う。

内閣官房内閣人事局のホームページ
令和三年三月十六日

内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿

衆議院議員丸山穂高君提出オンラインによる国家公務員の人材募集に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

(別紙)
衆議院議員丸山穂高君提出オンラインによる国家公務員の人材募集に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

1 について
お尋ねの「採用NAV-Iでの募集を除いた各府省庁が行う公募・・・案件の件数」及び「全体の件数に占める割合」の意味するところが必ずしも明瞭ではないが、(1)令和三年三月一日現在、各府省等の本府省及び外局の内部部局において常勤職員、任期付職員及び臨時的任用職員の公募を行っていた件数、(2)(1)のうち、郵送

応募の障壁となることも考えられる。個別募集においては郵送のみでの申込みの受付が大半を占めているものの、一部においてオンライン申込みを可能とするものが見受けられるが、なぜ外務省の募集は郵送での申込みの受付に限定しているのか、その理由を問う。

四 政府は、「デジタル・ガバメント実行計画」(令和二年十二月二十五日閣議決定)において、行政手続のオンライン化実施の原則を定めてい

付けていたものの件数及び③②が①に占める割合をお示しすると、それぞれ次のとおりである。

① 百二件

② 七十三件

③ 約七十二パーセント

二及び四について

お尋ねの「郵送に限定する根拠規定等」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国家公務員法(昭和二十二年法律第二百二十号)及び人事院規則において、職員の公募に係る申込みの方法を郵送に限定する規定は設けられていない。

また、御指摘の「人事院のホームページ『国家公務員試験採用情報NAVIE』の『国家公務員の公募情報一覧』と、内閣官房内閣人事局のホームページ『国家公務員 CAREER GUIDE』の『公募情報一覧』において掲載している職員の公募の情報については、それぞれ掲載の対象としている官職、更新頻度等に違いがあるため、相違が生じているものである。各府省等が行う職員の採用については、公募の方法を含め、同法第二十七条に規定する平等取扱いの原則等に従い、同法及び同規則に基づいて各任命権者の判断において適切に行われるものであるが、採用に当たり各任命権者ができる限り広く募集を行うことを前提に、応募者の利便性を高めるため、オンラインによる申込みの受付の促進などの取組を行つてまいりたい。

三について

外務省としては、国内外からのオンラインによる申込みを装った情報システムに対する不正な活動等による影響を防止し、個人情報を適切に取り扱う等の観点から、申込みのための十分な期間を設けた上で、原則として、郵送での受付を行つてきているところである。

令和三年三月五日提出
質問第六七号

大義なきイラク戦争の総括に関する質問主意書

提出者 江田 憲司

大義なきイラク戦争の総括に関する質問主意書

今後の日本の外交や安全保障政策、そのあり方を考えるに当たっては、大義なきイラク戦争の、

しっかりととした総括が必要不可欠である。よつて、以下、質問する。

一 國際法上、武力行使が許されるのは、「自衛権の行使(自衛戦争)」、または「国連決議による武力行使の承認」の場合に限られると理解してよいか。政府の見解如何。

二 イラク戦争の場合は、当時、イラクが米国にとって「急迫不正の侵害」をする脅威であつたとは言えず(「自衛権の行使」ではなく)、また、イラクが米国における九・一一テロに関与した証拠もなかつた。「自衛権の行使」は、イラク戦争を正当化する理由にならないと考えるが、政府の見解如何。

三 次に、「国連決議による武力行使の承認」があつたか否かについては、米国、英國以外の国連常任理事国、更にはドイツもイラク戦争に明確に反対、当時のアンナン国連事務総長も「新たなる決議なしの攻撃は違法」と断じていた。したがつて、イラク戦争は国連決議に基づくとは言えず、国連憲章違反、国際法違反ではないか。政府の見解如何。

四 日本国政府や当時の米国、英國政府は、苦肉の策として、湾岸戦争時のイラクとの停戦決議である国連安保理決議六八七(大量破壊兵器の破棄命令を含む)、その前提となる国連安保理決議六七八があれば足りるとしたが、その国連安

たペークー米国務長官(当時)ですら、のちに回顧録の中で、「国連決議が多国籍軍に認めているのはクウェートの解放だけだから、それを尊重すべき」としている。

それでもなお、日本政府は、現時点においても、このイラク戦争には、それを正当化する国連決議があつたとする立場か。

今や世界では、当時、イラク戦争は「間違った戦争だつた」と総括されている。

英国では、七年間にわたり、イラク戦争への参戦と、その後の経緯を調べる独立調査委員会が設けられ、二〇一六年七月六日、チルコット委員長は、二〇〇三年三月の時点ではフセイン大統領からの「切迫した脅威」ではなく、国連安全保障理事会の大多数が支持していた封じ込め政策の継続は可能だと指摘したうえで、政府が得ていた機密情報は武力行使の正当な根拠となることは不十分で、外交手段を尽くしてもいいなかったという分厚い報告書を提出した。当時の首相、ブレア氏もイラク戦争の間違いを認め、国民に謝罪した。また、英國法務長官や外務省の法務部門も「新たな国連決議がない武力行使は違法と考えていた」と証言した。英國情報機関「MI6」の対テロ部門の責任者も、イラクが保有しているとされた生物化学兵器の実証ができないことも明らかにしている。

六 私の理解では、外務省が二〇一二年十二月に、「対イラク武力行使に関する我が国の対応(検証結果)」を発表したが、そこでは、イラクの大量破壊兵器に関する外務省の情報不足を反省しつつも、日本政府が米英等の武力行使を支持したことの是非自体について検証するものではないとしている。

この他に、日本政府は、これまで、イラク戦争の総括(検証)について、どのような公式文書(政府見解)を公表しているのか。

七 私も、あのサダメ・フセインを擁護する気は全くないが、戦争は双方に、特に罪のない民衆に悲惨な結末をもたらす。本来、ぎりぎりの外交的手段を尽くし、最終最後の手段として行使されるべきものである。そして、その場合も、当然、国際社会のルールに則つて行われる必要がある。

八 正当性なき武力行使は、冷戦後の世界秩序の崩壊につながり、その結果、民族や宗教等に起因する地域紛争やテロ行為の多発を助長し、ひいては我が国の安全に脅威を及ぼすと考える。現に、イラク戦争とフセイン政権の崩壊により、イラクは混乱に陥り、宗派対立が激化して国際テロ組織アルカイダが勢力を増し、後に過激派組織「イラク・シリア・イスラム国(ISIS)」が台頭した。

この点、英國のブレア元首相も、米メディアのインタビュー(二〇一五年十月二十五日)で、イラク戦争が過激派組織「イスラム国」の台頭につながったと認めた。政府も同じ認識か。

八 日本国も、英國、オランダのような独立調査委員会を設け、あらためて、イラク戦争の総括をしたらどうか。政府の見解如何。

右質問する。

内閣衆質二〇四第六七号
令和三年三月十六日
内閣総理大臣 菅 義偉

衆議院議長 大島 理森殿
衆議院議員江田憲司君提出大義なきイラク衆議院議員江田憲司君提出大義なきイラク戦争の総括に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

〔別紙〕
衆議院議員江田憲司君提出大義なきイラク戦争の総括に関する質問に対する答弁書

一について
国際連合憲章(昭和三十一年条約第二十六号。以下「国連憲章」という。)の下では、武力の行使は、自衛権の行使に当たる場合や国際連合安全保障理事会(以下「安保理」という。)による所要の決定がある場合等国連憲章により認められる場合を除き禁止されているものである。

二から五まで及び八について
イラクに対する武力行使は、国際の平和及び安全を回復するという目的のために武力行使を認める国連憲章第七章の下で採択された安保理の決議第六百七十八号、第六百八十七号及び第六百四十一号を含む関連する安保理の決議により正当化されると考えている。イラクは、十二年間にわたり、累次の安保理の決議に違反し続け、国際社会が与えた平和的解決の機会をいかそうとせず、最後まで国際社会の真摯な努力に応えようとしなかった。このような認識の下

で、我が国は、安保理の決議に基づき米国、英国资等の各國によりとられた行動を支持したものである。こうした当時の日本政府の判断は、今日振り返っても妥当性を失うものではなく、政府として改めて当該判断について検証を行う考えはない。

お尋ねの「イラク戦争の総括(検証)」に関する「公式文書」については、御指摘の検証結果以外に該当するものはない。

七について
御指摘の「[イスラム国]の台頭」については、様々な要因が考えられることから、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案

右
令和三年二月一日

内閣総理大臣 菅 義偉

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を改正する法律案

裁判所職員定員法(昭和二十六年法律第五十三号)の一部を改正する法律案

二 議案の可決理由
本案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費
令和三年度裁判所関係予算に、約一億五千八百四十三万円減額した額が計上されている。

右報告する。

令和三年三月十二日

内閣総理大臣 菅 義偉

〔別紙〕
衆議院議長 大島 理森殿
法務委員長 義家 弘介

裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
に対する附帯決議

政府及び最高裁判所は、本法の施行に当たり、次の事項について格段の配慮をすべきである。

一 民事訴訟手続の審理期間及び合議率の目標を達成するため、審理期間が長期化している近年の状況を検証し、審理の運用手法、制度の改善等に取り組み、その上で、目標達成に必要な範囲で削減を含め裁判官の定員管理を行うこと。

第一 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案
(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、裁判所の事務を合理化し、及び効率化することに伴い、裁判官以外の裁判所の職員の員数を減少しようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 裁判官以外の裁判所の職員の員数を十七人減少すること。
2 この法律は、令和三年四月一日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日から施行すること。

二 平成二十五年三月二十六日、平成二十八年三月十八日、平成二十九年三月三十一日及び令和二年四月三日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の在り方にについて、更なる削減等も含め検討していくこと。

三 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。

四 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。

五 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案
右
令和三年一月二十九日

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案
内閣総理大臣 菅 義偉

〔別紙〕
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案
(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正)
第一条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第二百三十六号)の一

一 裁判所職員定員法の改正を行ふ場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。

二 平成二十五年三月二十六日、平成二十八年三月十八日、平成二十九年三月三十一日及び令和二年四月三日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の在り方にについて、更なる削減等も含め検討していくこと。

三 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。

四 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。

五 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案
右
令和三年一月二十九日

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案
内閣総理大臣 菅 義偉

〔別紙〕
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案
(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正)
第一条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第二百三十六号)の一

一 裁判所職員定員法の改正を行ふ場合には、引き続き、判事補から判事に任命されることが見込まれる者の概数と判事の欠員見込みの概数を明らかにし、その定員が適正であることを明確にすること。

二 平成二十五年三月二十六日、平成二十八年三月十八日、平成二十九年三月三十一日及び令和二年四月三日の当委員会における各附帯決議等を踏まえ、最高裁判所において、引き続き、判事補の定員の在り方にについて、更なる削減等も含め検討していくこと。

三 現在の法曹養成制度の下で法曹志望者の減少について顕著な改善傾向が見られないことを踏まえ、そのことが法曹の質や判事補任官者数に及ぼす影響につき必要な分析を行い、その結果を国会に示すとともに、法改正を踏まえた更なる法曹養成機能の向上、法曹志望者の増加等に向けた取組をより一層進めること。

四 司法制度に対する信頼確保のため、訟務分野において国の指定代理人として活動する裁判官出身の検事の数の縮小を含む必要な取組を進めること。

五 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案
右
令和三年一月二十九日

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案
内閣総理大臣 菅 義偉

〔別紙〕
日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案
(日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律の一部改正)
第一条 日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(平成十年法律第二百三十六号)の一

部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「附則第七条」を「附則第九条」に改め、同項第三号中「附則第十条」を「附則第十二条」に改める。

第七条中「附則第十二条」を「附則第十三条」に改める。

第十三条第三項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の項を加える。

3 機構は、当分の間、機構法第十三条及び前二項に規定する業務のほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対し、本州と四国を連絡する鉄道施設であつて国土交通大臣が定めるものの改修に必要な資金に充てるための資金の交付を行うことができる。

第二十一条第一項中「(以下「特例業務」という。)」を削り、「特例業務」と「当該業務」とに、「特例業務」を「当該業務」に改める。

第二十六条中「特例業務」を「第十三条第一項及び第二項に規定する業務」に改める。

第二十七条の見出しを「(特例業務勘定等)」に改め、同条第一項中「特例業務」を「第十三条第一項から第三項までに規定する業務(以下「特例業務」という。)」に改め、同条に次の二項を加える。

4 機構は、機構法第十七条第一項及び第一項の規定にかかるらず、旧事業団法附則第九条第二項第一号に規定する鉄道施設の改修に要する費用に充てるため、国土交通大臣の承認を受けた金額を特例業務勘定から建設勘定(機構法第十七条第二項に規定する建設勘定をいう。附則第八条において同じ。)に繰り入れることができること。

第二十八条第一項中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「第十三条第三項」を「第十三条第一項に、」「第十三条並びに」を「第十三条及び四項に、」「第十三条並びに」を「第十三条及び四項に改め、同条に次の二項を加える。

3 前条第四項の規定による繰入れが行われる場合には、機構法第二十五条第二号中「又は第二項」とあるのは「若しくは第二項又は日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律(以下「債務等処理法」という。)第二十七条第四項」と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」とする。

附則第四条第一項中「並びに第十三条第一項及び第二項に規定する業務」を「及び特例業務」に改め、同項第一号中「北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社」を「旅客会社」に改め、同項第三号中「北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社」を「旅客会社」に改め、同項第一項に規定する旅客会社をいう。以下同じ。」に、「北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客会社が」を「当該旅客会社が」に改め、同項第三号中「北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社」を「旅客会社」に改め、同項第一項に規定する旅客会社をいう。以下同。

附則第五条第一項中「業務及び」を「業務並びに」に、「附則第五条第一項の」を「附則第五条第一項第一号及び第二号の」に改める。

附則中第十二条を「第十三条」とし、第七条から第十条までを二条ずつ繰り下げる。

附則第六条第一項中「機構法第十七条第二項に規定する建設勘定を」という。以下この条において同じ。」を削り、「同条第三項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和十三年三月三十一日」に改め、同条を附則第八条とし、附則第五条の次に次の二条を加える。

(機構の行う利子補給金の支給の業務)

第六条 機構は、機構法第十三条に規定する業務並びに特例業務並びに附則第四条第一項及び第五条第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 令和十三年三月三十一日までの間、会社の所有する土地のうち日本国有鉄道改革法

第七条 機構は、機構法第十三条に規定する業務並びに特例業務並びに附則第四条第一項及び第五条第一項並びに前条第一項に規定する業務のほか、次の業務を行うことができる。

一 令和十三年三月三十一日までの間、会社の所有する土地のうち日本国有鉄道改革法第二十二条の規定により承継されたものであつて、当該会社の事業の用に供されていないものの取得を行うこと。

二 当分の間、前号の規定により取得した土地の処分を行うこと。

三 当分の間、前号の業務を効果的に推進するため同号の土地に係る宅地の造成及びこれに関連する施設の整備並びに当該宅地及び施設の管理及び譲渡を行うこと。

2 機構は、前項第一号の業務を行おうとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければならぬ。

るときは、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

3 第一項に規定する業務に関する経理は、第一項に規定する業務にかかるらず、特例業務はプログラム(情報処理の促進に関する法律(昭和四十五年法律第九十号)第二条第二条第四項)と、機構法第三十一条第一号中「この法律」とあるのは「この法律又は債務等処理法」とする。

4 国土交通大臣は、第二項の規定による認可をしようとするときは、財務大臣に協議しなければならない。

項」を「附則第十一條第十項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項の次に次の二項を加える。

9 第一項第六号の規定による長期借入金の利

率、償還期間及び償還方法は、旅客会社の經營状況、市場金利の動向その他の事情を勘案して国土交通大臣が定める。

附則第十三條中第二号を第三号とし、第一号の次に次の二号を加える。

二 附則第十一條第九項の規定により同項の定期借入金の利率、償還期間及び償還方法を定めようとするとき。

(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、附則第三条及び第五条第二項の規定については、公布の日から施行する。(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第三条 前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要となる経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について、その施行の状況等を勘案しつつ検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

(外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律の一部改正)
第五条 外国船舶製造事業者による船舶の不当廉価建造契約の防止に関する法律(平成八年法律第七十一号。次項において「不当廉価建造契約防止法」という。)の一部を次のように改正する。

株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の経営基盤の強化
(一) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)は、北海道旅客会社及び四国旅客鉄道株式会社

附則第二条のうち独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十一條第九項の改

正規定中「附則第十一條第九項」を「附則第十一條第十項」に改める。

2 不当廉価建造契約防止法の施行の日がこの法律の施行の日前である場合には、前項の規定は、適用しない。

3 新幹線鉄道の工事が遅延したことによる起因して借り入れ、当該借入金の利子を支払うこと。

(以下「会社」と総称する)並びに鉄道施設等を旅客会社に貸し付ける者に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他の鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

(1) 旅客会社及び日本貨物鉄道株式会社

北海道旅客鉄道株式会社及び四国旅客鉄道株式会社並びに日本貨物鉄道株式会社の経営基盤の強化を図るため、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の業務について、これらの会社に対する助成金の交付に係る業務の期限の延長及び出資に係る業務の追加等のこれらとの会社への支援措置を拡充すること等の措置を講ずること等の措置を講ずる必要がある。

これが、この法律案を提出する理由である。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

(以下「旅客会社」という。)の経営安定基金の一一定の運用益を確保するため、旅客会社から経営安定基金の一部を長期借入金として借り入れ、当該借入金の利子を支払うこと。

2 機構は、日本貨物鉄道株式会社に交付する貨物調整金に充てるため、特例業務勘定から建設勘定への繰入を令和十三年三月三十一日まで延長すること。

3 新幹線鉄道の工事が遅延したことによる起因して生じた事態に対処するため、機構から並行在来線会社への出資に関する規定を整理すること。

4 この法律は、一部の規定を除き、令和三年四月一日から施行すること。

(二) 機構は、令和十三年三月三十一日までの間、次の業務を行うことができる。
(1) 旅客会社及び日本貨物鉄道株式会社

(以下「会社」と総称する)並びに鉄道施設等を旅客会社に貸し付ける者に対し、老朽化した鉄道施設等の更新その他の鉄道施設等の整備に必要な資金に充てるための助成金の交付を行うこと。

(2) 会社に対し、当該会社の生産性向上に資する施設等の整備及び管理に必要な資金を出資すること。

(3) 会社に対する無利子貸付債権を当該会社の新規発行株式と交換すること。

(4) 機構は、青函トンネル及び本州四国連絡橋の鉄道施設の改修に要する費用を負担することができる。

(5) 機構は、会社の経営基盤の強化に必要な資金の貸付(令和三年四月一日から令和十三年三月三十一日までの間に締結した契約に基づくものに限る)を行う金融機関に対し、当該貸付けに係る利子補給金を支給することができる。

(6) 機構は、会社の所有する土地のうち日本国有鉄道から承継されたものであって、当該会社の事業の用に供されていないものを、令和十三年三月三十一日までの間、取得し、当分の間、当該土地の処分等を行なうことができる。

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に対する附帯決議を付することに決した。

右報告する。

令和三年三月十二日

國土交通委員長 あかま二郎

衆議院議長 大島 理森殿

[別紙]

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点に留意し、その運用について遺漏なきを期すべきである。

一 J R 北海道、J R 四国及びJ R 貨物への税制面も含めた支援の実施に当たっては、安全運行の基礎となる人材の確保・育成並びに賃金及び労働時間等の労働条件の改善にも配慮し、将来像の明確化とその実現に必要な支援を行い、経

第一条 関税定率法の一部を次のように改正する。

別表の目次中「及びその他の水棲無脊椎動物」を「及びその他の水棲無脊椎動物」に、「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改め、「製造たばこ代用品」の下に「非燃焼吸引用の物

令和三年三月十八日 衆議院会議録第十三号

日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律等の一部を改正する法律案及び同報告書 関税定率法等の一部を改正す

| | |
|--|--|
| <p>二 経営安定基金については、長期にわたる低金利により当初想定していた効果が十分に發揮できていないことから、経済・社会情勢の変化に応じた実効性が確保できるよう、適宜適切に検討を行うこと。</p> <p>三 JR北海道、JR四国及びJR貨物の三社は主体的に持続可能な鉄道サービスの提供に引き続き努めるとともに、住民の意向や地域の実情を踏まえ、国と地方自治体は連携して必要な施策を講じること。</p> <p>四 地域における企業の立地、観光振興、地域内又は地域間の交流等を促進するための基幹的高速鉄道網の形成や空港アクセスの向上に努め、地域社会の維持・発展を図ること。また、札幌まで整備計画の進む北海道新幹線工事実施において地域住民への配慮を努めるとともに、四国における新幹線についても検討を進めること。</p> | <p>官報(号外) なお、並行在来線の存続に関しては、物流面及び住民の足の確保も考慮した協議が行われるように指導等を行うこと。</p> <p>五 我が国の物流においては、環境特性、労働生産性などの面から貨物鉄道へのモーダルシフトを推進することが重要であることに鑑み、必要な幹線鉄道網の維持については、単に鉄道政策のみならず、物流や環境に係る財源の活用等様々な政策によって対処すること。</p> |
| <p>右 国会に提出する。</p> <p>令和三年一月二十九日</p> <p>内閣総理大臣 菅 義偉</p> | <p>六 なお、並行在来線の存続に関しては、物流面及び住民の足の確保も考慮した協議が行われるように指導等を行うこと。</p> <p>七 我が国の物流においては、環境特性、労働生産性などの面から貨物鉄道へのモーダルシフトを推進することが重要であることに鑑み、必要な幹線鉄道網の維持については、単に鉄道政策のみならず、物流や環境に係る財源の活用等様々な政策によって対処すること。</p> |
| <p>八 関税定率法等の一部を改正する法律案</p> | <p>八 関税定率法等の一部を改正する法律案</p> |
| <p>(関税定率法の一部改正)</p> <p>第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二九一七・三九号を次のように改め</p> | <p>(関税定率法の一部改正)</p> <p>第一条 関税定率法(明治四十三年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。</p> <p>別表第二九一七・三九号を次のように改め</p> |
| <p>二九一七・三九 一 二・六ナフタレンジカルボン酸ジメチルエス テル 二 その他のもの</p> | <p>二九一七・三九 一 二・六ナフタレンジカルボン酸ジメチルエス テル 二 その他のもの</p> |
| <p>四・六% 無税</p> | <p>四・六% 無税</p> |
| <p>二九二一・五一 オルト・フェニレンジアミン、メターフェニレンジアミン、パラーフェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩</p> | <p>二九二一・五一 オルト・フェニレンジアミン、メターフェニレンジアミン、パラーフェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩</p> |
| <p>五・三% 無税</p> | <p>五・三% 無税</p> |
| <p>二 その他のもの</p> | <p>二 その他のもの</p> |
| <p>二九二一・五一 オルト・フェニレンジアミン、メターフェニレンジアミン、パラーフェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩</p> | <p>二九二一・五一 オルト・フェニレンジアミン、メターフェニレンジアミン、パラーフェニレンジアミン及びジアミノトルエン並びにこれらの誘導体並びにこれらの塩</p> |
| <p>一〇% 四%</p> | <p>一〇% 四%</p> |

品(ニコチン)を含有するかしないかを問わない。並びにニコチンを含有するその他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)を加え、「魚又は」を「魚」に、「水棲無脊椎動物の」を「水棲無脊椎動物又は昆蟲類の」に改め、「ランプその他の」を削り、「がん貝」を「玩具」に改める。

別表第二類の注1中(c)を(d)とし、(b)を(c)とし、(a)の次に次のように加える。

(b) 食用の生きていかない昆蟲類(第二〇四・一〇項参照)

別表第三類の表題中「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改める。

別表第三類の注1(c)中「水棲無脊椎動物」を「水棲無脊椎動物」に改め、同注に次のように加える。

3 第〇三・〇五項から第〇三・〇八項までには、粉、ミール及びペレットで、食用に適するものを含まない(第二〇三・〇九項参照)。

別表第三類の備考1中「第二〇三・〇八項」を「第二〇三・〇九項」に改める。

別表第二〇三・〇二項中「エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス」を「カツオヌス・ペラミス」に改め、同表第二〇三〇二・二三号中「かつお」の下に「カツオヌス・ペラミス」を加える。

別表第二〇三・〇三項中「エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス」を「カツオヌス・ペラミス」に改め、同表第二〇三〇三・四三号中「かつお」の下に「カツオヌス・ペラミス」を加える。

別表第二〇三〇四・八七号中「エウティヌス(カツオヌス)・ペラミス」を「カツオヌス・ペラミス」に改める。

別表第二〇三・〇五項中「くん製した魚」を「及びくん製した魚」に改め、「並びに魚の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)」を削り、同表第二〇三〇五・一〇号を削る。

別表第二〇三・〇六項中「蒸氣」を「及び蒸氣」に改め、「並びに甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)」を削り、同表第二〇三〇六・一九号、第二〇三〇六・三九号及び第二〇三〇六・九九号中「(甲殻類の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)」を削る。

別表第二〇三・〇七項中「くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)」を削り、「(ベクテン属、クラミュス属又はプラコベクテン属のもの。いたや貝を含む。)」を「及びその他のいたやがい科の軟体動物」に改め、「(軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)」を削る。

別表第二〇三・〇八項中「くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。)」を削り、同表第三類に次の「(一) その他のもの

魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)

魚のもの

| | | |
|--|--|------|
| 二 くん製したもの | (一) フローズンヨーグルト | 三五% |
| (二) えびのもの | (二) その他のもの | 二五% |
| 三 その他のもの | ○四・一〇 | 九・六% |
| (一) えびのもの | ○四・一〇・一〇 | 一〇% |
| (二) うに又はくらげのもの | ○四・一〇・九〇 | 一五% |
| 三 その他のもの | 一 あなたづばめの巣 | 一五% |
| (一) あなたづばめの巣 | 二 その他のもの | 一五% |
| 二 その他のもの | 別表第七類の注3中「すべて」を「全て」に改める。 | 一五% |
| 別表第七類の注3中「すべて」を「全て」に改め、同注に次のように加える。 | 別表第七類の注3中「すべて」を「全て」に改め、同注に次のように加える。 | 一五% |
| 一 生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの(第〇五・一項参照) | 一 生きていない昆虫類のうち食用に適しないもの(第〇五・一項参照) | 一五% |
| 二 別表第四類の注中4を5とし、同注3中「すべて」を「全て」に改め、同注中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。 | 二 別表第四類の注中4を5とし、同注3中「すべて」を「全て」に改め、同注中3を4とし、2を3とし、1の次に次のように加える。 | 一五% |
| 3 第〇四・〇三項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はペーパー製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。 | 3 第〇四・〇三項においてヨーグルトは、濃縮し又は香味を付けてあるかないかを問わず、砂糖その他の甘味料、果実、ナット、ココア、チョコレート、香辛料、コーヒー若しくはそのエキス、植物若しくはその部分、穀物又はペーパー製品を加えてあるかないかを問わない。ただし、ミルクの組成分の一部又は全部を置き換えるためにこれらの物品を加えたものではなく、かつ、ヨーグルトの重要な特性を保持しているものに限る。 | 一五% |
| 4 別表第四類の注に次のように加える。 | 4 別表第四類の注に次のように加える。 | 一五% |
| 5 第〇七・一項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの)で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。 | 5 第〇七・一項には、使用に先立つて専ら輸送又は貯蔵の間一時的な保存に適する処理をした野菜(例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもの)で、そのままの状態では食用に適しないもののみを含む。 | 一五% |
| 6 第〇四・一〇項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類(全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩藏し又は塩水漬けしたものに限る)並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方により調製をし又は保存に適する処理をしたものも含まない(主として第四部に属する)。 | 6 第〇四・一〇項において「昆虫類」とは、食用の生きていない昆虫類(全形のもの又は部分的なもので、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、くん製し、塩藏し又は塩水漬けしたものに限る)並びに昆虫類の粉及びミールで食用に適するものをいう。ただし、同項には、その他の方により調製をし又は保存に適する処理をしたものも含まない(主として第四部に属する)。 | 一五% |
| 7 別表第〇四・〇三項中「ヨーグルト」を削り、「問わない」の下に「並びにヨーグルト」を加え、同表第〇四・〇三・一〇号を削り、同表第〇四・〇三・九〇号の前に次の一号を加える。 | 7 別表第〇四・〇三項中「ヨーグルト」を削り、「問わない」の下に「並びにヨーグルト」を加え、同表第〇四・〇三・一〇号を削り、同表第〇四・〇三・九〇号の前に次の一号を加える。 | 一五% |
| 8 ○四・〇三・一〇 ヨーグルト | 8 ○四・〇三・一〇 ヨーグルト | 一五% |
| 一 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの(フローズンヨーグルトを除く。) | 一 冷凍し、保存に適する処理をし又は砂糖その他の甘味料、香味料、果実若しくはナットを加えたもの(フローズンヨーグルトを除く。) | 一五% |
| 9 円 円 一〇七六 | 9 円 円 一〇七六 | 一五% |
| 10 別表第〇八・〇二項中 | 10 別表第〇八・〇二項中 | 一五% |
| 一一 二 その他もの | 一一 二 その他もの | 一五% |
| 一二 五% を | 一二 五% を | 一五% |

官 報 (号 外)

| | | |
|---|---|---|
| ○八〇二・九一 | その他のもの | 二〇% |
| ○八〇二・九二 | 殼を除いた松の実 | 二〇% |
| ○八〇二・九九 | その他のもの | 二〇% |
| 一 ベカン | 一 ベカン | 二〇% |
| 二 その他のもの | 二 その他のもの | 二〇% |
| 別表第〇八〇五・四〇号中「(ボメロを含む)」を「及びボメロ」に改める。 | 別表第〇八〇五・四〇号中「(ボメロを含む)」を「及びボメロ」に改める。 | 別表第〇八〇五・四〇号中「(ボメロを含む)」を「及びボメロ」に改める。 |
| 別表第〇八・一二項中「例えは、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、」を削り、同表第〇八一二・九〇号中「(ボメロを含む)」を「及びボメロ」に改める。 | 別表第〇八一二・九〇号中「(ボメロを含む)」を「及びボメロ」に改める。 | 別表第〇八一二・九〇号中「(ボメロを含む)」を「及びボメロ」に改める。 |
| 別表第〇八一二・九〇号中「第〇八〇二・九〇号」を「第〇八〇二・九一号から第〇八〇二・九九号まで」に改める。 | 別表第〇八一二・九〇号中「第〇八〇二・九〇号」を「第〇八〇二・九一号から第〇八〇二・九九号まで」に改める。 | 別表第〇八一二・九〇号中「第〇八〇二・九〇号」を「第〇八〇二・九一号から第〇八〇二・九九号まで」に改める。 |
| 別表第一〇八一二・五〇号中「碎米」の下に「を含み、第一〇・〇八項には、サボニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていなもの」を加える。 | 別表第一〇八一二・五〇号中「碎米」の下に「を含み、第一〇・〇八項には、サボニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていなもの」を加える。 | 別表第一〇八一二・五〇号中「碎米」の下に「を含み、第一〇・〇八項には、サボニンを分離するために果皮を全部又は部分的に除去したキヌアで、他のいかなる加工もしていなもの」を加える。 |
| 別表第一一二一・五〇号の次に次の一号を加える。 | 別表第一一二一・五〇号の次に次の一号を加える。 | 別表第一一二一・五〇号の次に次の一号を加える。 |
| 一 一二一・六〇 アフリカンチエリー(ブルヌス・アフリカナ)の樹皮 無税 | 一 一二一・六〇 アフリカンチエリー(ブルヌス・アフリカナ)の樹皮 無税 | 一 一二一・六〇 アフリカンチエリー(ブルヌス・アフリカナ)の樹皮 無税 |
| 別表第一三類の注1(g)中「血液型判定用試薬(第三〇・〇六項)」を「血液型判定用のもの(第三八・一〇)」に改める。 | 別表第一三類の注1(g)中「血液型判定用試薬(第三〇・〇六項)」を「血液型判定用のもの(第三八・一〇)」に改める。 | 別表第一三類の注1(g)中「血液型判定用試薬(第三〇・〇六項)」を「血液型判定用のもの(第三八・一〇)」に改める。 |
| 別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。 | 別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。 | 別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。 |
| 別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。 | 別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。 | 別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。 |
| 別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。 | 別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。 | 別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。 |
| 1 第一五〇九・三〇号において、バージンオリーブ油とは、遊離酸度がオレイン酸換算で一〇〇グラムにつき二・〇グラムを超えず、かつ、CODEX ALIMENTARIUS STANDARD 三三一・一九八に定めるバージンオリーブ油の特性に従い、他の種類のバージンオリーブ油のカテゴリーと区別できるものをいう。 | 別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。 | 別表第一五類の表題中「又は植物性の油脂」を「植物性又は微生物性の油脂」に改める。 |
| 別表第一五・〇九項中 一五〇九・一〇 バージン油 無税 | 別表第一五・〇九項中 一五〇九・一〇 バージン油 無税 | 別表第一五・〇九項中 一五〇九・一〇 バージン油 無税 |
| 一五〇九・二〇 エクストラバージンオリーブ油 無税 | 一五〇九・二〇 エクストラバージンオリーブ油 無税 | 一五〇九・二〇 エクストラバージンオリーブ油 無税 |
| 一五〇九・三〇 バージンオリーブ油 無税 | 一五〇九・三〇 バージンオリーブ油 無税 | 一五〇九・三〇 バージンオリーブ油 無税 |
| 一五〇九・四〇 その他のバージンオリーブ油 無税 | 一五〇九・四〇 その他のバージンオリーブ油 無税 | 一五〇九・四〇 その他のバージンオリーブ油 無税 |
| 別表第一五・一〇項を次のように改める。 | 別表第一五・一〇項を次のように改める。 | 別表第一五・一〇項を次のように改める。 |
| オリーブのみから得たその他の油及びその分別物(第一五・一〇項の油及びその分別物を混合したものを含み、化學的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) | オリーブのみから得たその他の油及びその分別物(第一五・一〇項の油及びその分別物を混合したものを含み、化學的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) | オリーブのみから得たその他の油及びその分別物(第一五・一〇項の油及びその分別物を混合したものを含み、化學的な変性加工をしてないものに限るものとし、精製してあるかないかを問わない。) |
| 表第一五六・五〇号の次に次の一号を加える。 | 表第一五六・五〇号の次に次の一号を加える。 | 表第一五六・五〇号の次に次の一号を加える。 |
| 一 一五六・一〇 粗製のオリーブかす油 無税 | 一 一五六・一〇 粗製のオリーブかす油 無税 | 一 一五六・一〇 粗製のオリーブかす油 無税 |
| 別表第一五・一五項中「及びその分別物」を「又は微生物性油脂及びこれらの分別物」に改め、同表第一五六・五〇号の次に次の一号を加える。 | 別表第一五・一五項中「及びその分別物」を「又は微生物性油脂及びこれらの分別物」に改め、同表第一五六・五〇号の次に次の一号を加える。 | 別表第一五・一五項中「及びその分別物」を「又は微生物性油脂及びこれらの分別物」に改め、同表第一五六・五〇号の次に次の一号を加える。 |
| 一 一五六・六〇 微生物性油脂及びその分別物 一 酸価が〇・六を超えるもの | 一 一五六・六〇 微生物性油脂及びその分別物 一 酸価が〇・六を超えるもの | 一 一五六・六〇 微生物性油脂及びその分別物 一 酸価が〇・六を超えるもの |
| 別表第一五・一七項中「若しくは植物性油脂」を「動物性油脂若しくは微生物性油脂」に改め、同表第一五一七・九〇号中「植物性油脂又はその」を「植物性油脂、微生物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に改め、同項に次の一号を加える。 | 別表第一五・一七項中「若しくは植物性油脂」を「動物性油脂若しくは微生物性油脂」に改め、同表第一五一七・九〇号中「植物性油脂又はその」を「植物性油脂、微生物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に改め、同項に次の一号を加える。 | 別表第一五・一七項中「若しくは植物性油脂」を「動物性油脂若しくは微生物性油脂」に改め、同表第一五一七・九〇号中「植物性油脂又はその」を「植物性油脂、微生物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に改め、同項に次の一号を加える。 |
| 一 一五六・三〇 微生物性油脂及びその分別物 四% | 一 一五六・三〇 微生物性油脂及びその分別物 四% | 一 一五六・三〇 微生物性油脂及びその分別物 四% |
| 別表第一五・一七項中「若しくは植物性油脂」を「動物性油脂若しくは微生物性油脂」に改め、同表第一五一七・九〇号中「植物性油脂又はその」を「植物性油脂、微生物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に改め、同項に次の一号を加える。 | 別表第一五・一七項中「若しくは植物性油脂」を「動物性油脂若しくは微生物性油脂」に改め、同表第一五一七・九〇号中「植物性油脂又はその」を「植物性油脂、微生物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に改め、同項に次の一号を加える。 | 別表第一五・一七項中「若しくは植物性油脂」を「動物性油脂若しくは微生物性油脂」に改め、同表第一五一七・九〇号中「植物性油脂又はその」を「植物性油脂、微生物性油脂又は微生物性油脂及びこれらの」に改め、同項に次の一号を加える。 |
| 別表第一五六・〇〇号を次のように改める。 | 別表第一五六・〇〇号を次のように改める。 | 別表第一五六・〇〇号を次のように改める。 |
| 一 一六〇一・〇〇 ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る)及びこれらの物品をもとにした調製食料品 一二% | 一 一六〇一・〇〇 ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る)及びこれらの物品をもとにした調製食料品 一二% | 一 一六〇一・〇〇 ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉、血又は昆虫類から製造したものに限る)及びこれらの物品をもとにした調製食料品 一二% |

令和三年三月十八日 衆議院会議録第十三号 関税定率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

別表第一六・〇二項中「及び血」を「血及び昆虫類」に改め、同表第一六〇二・一〇号を次のように改める。

一六〇二・一〇 均質調製品

一 昆虫類のもの

二 その他のもの

別表第一六〇二・九〇号中

〔〕 その他のもの

〔〕 その他のもの

九% に改める。

別表第一六〇五・五九号を次のように改める。

一六〇五・五九 〔〕 その他のもの

一 くん製したもの

二 その他のもの

九・六% 六・七%

一一% 一二% 一五% 八% を

別表第一八類の注一を次のように改める。

一六〇五・五九 〔〕 その他のもの

別表第一八類の注一を次のように改める。

一六〇五・五九 〔〕 その他のもの

別表第一六〇五・五九号を次のように改める。

一六〇五・五九 〔〕 その他のもの

(f) 第二十四・〇四項の物品

別表第二三・〇二項中「果実」の下に「ナット」を加える。

別表第二三・〇六項中「植物性」の下に「又は微生物性」を加える。

別表第二四類の表題中「製造たばこ代用品」の下に「非燃焼吸引用の物品(ニコチンを含有するかしないかを問わない)並びにニコチンを含有する他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)」を加える。

別表第二四類の注に次のように加える。

2 第二十四・〇四項及びこの類の他の項に同時に属するとみられる物品は、第二四・〇四項に属する。

3 第二十四・〇四項において「非燃焼吸引用」とは、加熱供給その他的方法を通じた吸引で、燃焼を伴わないものをいう。

別表第二四類に次の一項を加える。

たばこ「再生たばこ」、ニコチン又はたばこ代用品若しくはニコチン代用品を含有する物品(非燃焼吸引用の物品に限る)及びニコチンを含有する他の物品(ニコチンを人体に摂取するためのものに限る。)

非燃焼吸引用の物品

たばこ又は再生たばこを含有するもの

たばこ「再生たばこ」

二四〇四・一二 二 その他のもの

無税

四% 三・八%

五% 三・八%

一五% 三・八%

三・八% 三・八%

る。

(e) ドロマイトラミングミックス(第三八・一六項参照)

別表第二五類の注四中「膨脹させ」を「膨張させ」に改める。

別表第二五・一八項中「及びドロマイトラミングミックス」を削り、同表第二五・一八・三〇号を削

官 報 (号 外)

別表第二六類の注1(f)中「[参照]」を「及び第八五・四九項参照」に改める。
別表第二七類の号注5中「動物性又は植物性の油脂」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂」に改める。

に改める。

別表第六部の注3中「すべて」を「全て」に改め、同注に次のように加える。

4. 名称又は機能によりこの部の一以上の項に該当し、かつ、第三八・二七項にも該当する物品は、当該名称又は機能により該当する項に属するものとし、第三八・二七項には属しない。

別表第二八・四四項中

二八四四・四〇

放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物(第二八四四・一〇号、第三八四四・二〇号又は第二八四四・三〇号のものを除く。)並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物

無税

を

放射性元素及び放射性同位元素並びにこれらの化合物(第二八四四・一〇号のもの、第二八四四・二〇号のもの及び第二八四四・三〇号のものを除く。)並びにこれらの元素、同位元素又は化合物を含有する合金、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物

無税

無税

二八四四・四二

トリチウム及びその化合物並びにトリチウム又はその化合物を含有する合金、ディスパーション(サーメットを含む。)、陶磁製品及び混合物並びに放射性残留物

二八四四・四一

非環式炭化水素のふつ素化誘導体、臭素化誘導体及びよう素化誘導体

四 四
六 六
% %

別表第二九・〇三項中

二九〇三・三一

二臭化工チレン(I S O)
(一・二ジブロモエタン)

二九〇三・三九

その他のもの

四 四
六 六
% %

を

一、キュリウム二四二、
キュリウム二四三、キュリ
ウム二四四、AINSTAI
ニウム二五三、AINSTAI
ニウム二五四、ガドリニ
ウム一四八、ボロニウム二
〇八、ボロニウム二〇九、
ボロニウム二一〇、ラジウ
ム二二三、ウランニ三〇及
びウランニ三三並びにこれ
らの化合物並びにこれらの元
素又は化合物を含有する合
金、ディスパーション(サ
ーメットを含む。)、陶磁
製品及び混合物

に改める。

二八四四・四三

無税

無税

二八四四・四四

無税

無税

別表第二八四五・一〇号の次に次の三号を加える。
二八四五・二〇
二八四五・三〇
二八四五・四〇

ほう素一〇を濃縮したほう素及びその化合物
リチウム六を濃縮したりチウム及びその化合物
ヘリウム三

無税

無税

別表第二九類の注1(g)中「若しくは香気性物質」を「香気性物質若しくは催吐剤」に改め、同注4中「酸素官能基」を「酸素官能基」に改め、同注5(c)(3)中「すべて」を「全て」に、「生じる」を「生ずる」に改める。

官 報 (号 外)

| | | |
|---------|--|---------|
| 二九〇三・四一 | 非環式炭化水素のふつ素化誘導体(飽和のものに限る。) トリフルオロメタン(HFC—四一)(—二三) | 四・六% |
| 二九〇三・四二 | ジフルオロメタン(HFC—三二二) | 四・六% |
| 二九〇三・四三 | フルオロメタン(HFC—四一)、一・二—ジフルオロエタン(HFC—一五二)及び一・一—ジフルオロエタン(HFC—一五二a) | 四・六% |
| 二九〇三・四四 | ペンタフルオロエタン(HFC—一四三a)及び一・一—二—トリフルオロエタン(HFC—一四三)、一・一—二—トリフルオロエタン(HFC—一四三) | 四・六% |
| 二九〇三・四五 | オロエタン(HFC—一三四a)及び一・一—二—テトラフルオロフルオロエタン(HFC—一三四) | 四・六% |
| 二九〇三・四六 | 一・一—二—三—ヘキサフルオロエタン(HFC—一三七e a)、一・一—二—二—三—ヘキサフルオロエタン(HFC—一三七e b)、一・一—二—三—三—ヘキサフルオロエタン(HFC—一三七e c)、一・一—二—三—三—ヘキサフルオロエタン(HFC—一三七e d)、一・一—二—三—三—ヘキサフルオロエタン(HFC—一三七e e)及び一・一—二—三—三—ヘキサフルオロエタン(HFC—一三七e f) | 四・六% |
| 二九〇三・五一 | 二九〇三・四九 | 二九〇三・四八 |
| 二九〇三・五一 | 非環式炭化水素のふつ素化誘導体(不飽和のものに限る。) 二・三・三・三—テトラフルオロプロパン(HFO—一三三四z e)及び二・三・三・三—テトラフルオロプロパン(HFO—一三三四z e)及 び(乙)一・一・一・四・四・四—ヘキサフルオロプロパン(HFO—一三三三十六m zz) | 四・六% |
| 二九〇三・五九 | 二九〇三・六一 | 二九〇三・六一 |
| 二九〇三・六一 | 非環式炭化水素の臭素化誘導体及びよう素化誘導体 臭化メチル(フロモメタン)、二臭化エチレン(I SO)、(一・二—ジブロモエタン)、その他のもの | 四・六% |
| 二九〇三・六二 | 二九〇三・六二 | 二九〇三・六二 |
| 二九〇三・六九 | 二九〇三・六九 | 二九〇三・六九 |
| 二九〇三・七一 | 七一号中「クロロジフルオロメタン」の下に「(HCCFC—一一一)」を加え、同表第二九〇三・七二号中「ジクロロトリフルオロエタン」の下に「(HCCFC—一一二)」を加え、同表第二九〇三・七三号中「ジクロロフルオロエタン」の下に「(HCCFC—一四一、一四一b)」を加え、同表第二九〇三・七四号中「クロロジフルオロエタン」の下に「(HCCFC—一四二、一四二b)」を加え、同表第二九〇三・七五号中「ジクロロベンタフルオロプロパン」の下に「(HCCFC—一二五、二二五c a、二二五c b)」を加え、同表第二九〇三・七六号中「ブロモクロロジフルオロメタン」の下に「(ハロン—一二二)」を、「ブロモトリフルオロメタン」の下に「(ハロン—一二〇二)」を、「ジブロモテトラフルオロエタン」の下に「(ハロン—一二〇一)」を、「ジブロモテトラフルオロエタン」の下に「(ハロン—一二〇〇二)」を加える。 | 四・六% |
| 二九〇三・七二 | 別表第二九〇類第四節中「エーテルペルオキシド」の下に「アセタールペルオキシド、ヘミニアセタールペルオキシド」を加える。 | 四・六% |
| 二九〇三・七三 | 別表第二九〇類第四節中「エーテルペルオキシド」の下に「アセタールペルオキシド、ヘミニアセ | 四・六% |
| 二九〇三・七四 | | |
| 二九〇三・七五 | | |
| 二九〇三・七六 | | |
| 二九〇三・七七 | | |
| 二九〇三・七八 | | |
| 二九〇三・七九 | | |
| 二九〇三・八〇 | | |
| 二九〇三・八一 | | |
| 二九〇三・八二 | | |
| 二九〇三・八三 | | |
| 二九〇三・八四 | | |
| 二九〇三・八五 | | |
| 二九〇三・八六 | | |
| 二九〇三・八七 | | |

別表第三〇〇六・一〇号を削り、同表第三〇類に次の「一」号を加える。
二〇〇六・九三
〔ラセボ及び盲検又は二重盲検臨床試験キットで、認可された臨床試験で使用されるもの(投与量にしたるものに限る。)〕

三一〇四・一八

カロテノイドの着色料及びこれをおもとした調製品

五・三%

無税

別表第三一〇四・一七号の次に次の「一」号を加える。

三一〇四・一八

可された臨床試験で使用されるもの(投与量にしたものに限る。)

五・三%

無税

別表第三四類の注1(a)中「動物性又は植物性の油脂」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂」に改める。
別表第三四・〇二項を次のように改める。

三四・〇一
有機界面活性剤(せつけんを除く。)並びに調製界面活性剤、調製洗剤、補助的調製洗剤及び清淨用調製品(せつけんを含有するかしないかを問わないものとし、第三四・〇一項のものを除く。)
陰イオン(アニオン)系の有機界面活性剤(小売用にしてあるかないかを問わない。)
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
その他のもの
その他の有機界面活性剤(小売用にしてあるかないかを問わない。)

三四〇一・四一
陽イオン(カチオン)系のもの

三四〇一・四二
非イオン系のもの

三四〇一・四九
その他もの

三四〇一・五〇
調製品(小売用にしたものに限る。)

三四〇一・九〇
その他のもの

三四〇一・九〇
一 調製界面活性剤
二 その他のもの

別表第三六・〇三項を次のように改める。

三六・〇三
導火線、導爆線、水管、雷管(電気雷管を含む。)及びイグナイター

三六〇三・一〇
導火線

三六〇三・一〇
導爆線

三六〇三・三〇
水管

三六〇三・四〇
雷管(電気雷管を除く。)

三六〇三・五〇
イグナイター

一 政令で定める自動車の部分品の製造に使用するもの

六・四%
六・四%
六・四%
六・四%
六・四%
六・四%

六・一%
六・一%
六・一%
六・一%
六・一%
六・一%

六・一%
六・一%
六・一%
六・一%

五・三%
五・三%
五・三%
五・三%

無税

無税

別表第三八類の注4(a)中「使用済みの電池」を「電気電子機器のくず(使用済みの電池を含む。)」に改め、同注7中「動物性又は植物性の油脂」を「動物性油脂、植物性油脂又は微生物性油脂」に改める。

別表第三八類の注1(e)を(f)とし、(d)を(e)とし、(c)を(d)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 第三四・〇四項の物品

無税

別表第三八類の注4(a)中「使用済みの電池」を「電気電子機器のくず(使用済みの電池を含む。)」に改め、同注7中「感光性」の下に「(感熱性を含む。)」を加える。

別表第三八類の注1(f)を(g)とし、(d)を(h)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 第三四・〇四項の物品

無税

別表第三八類の注4(a)中「使用済みの電池」を「電気電子機器のくず(使用済みの電池を含む。)」に改め、同注7中「感光性」の下に「(感熱性を含む。)」を加える。

別表第三八類の注1(f)を(g)とし、(d)を(h)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 第三四・〇四項の物品

無税

別表第三八類の注4(a)中「使用済みの電池」を「電気電子機器のくず(使用済みの電池を含む。)」に改め、同注7中「感光性」の下に「(感熱性を含む。)」を加える。

別表第三八類の注1(f)を(g)とし、(d)を(h)とし、(b)の次に次のように加える。

(c) 第三四・〇四項の物品

無税

別表第三八類の号注1中「カルボフラン(=ISO)」を加え、「ペンタブロモジフェニルエーテル及びオクタブロモジフェニルエーテル」を「トリブチルエーテル」を削り、「並びにトリブチルエーテル」を「トリクロロフロン(=ISO)」に改め、第三八〇八・五九号には、「ベノミル(=SO)、カルボフラン(=ISO)及びチラム(=SO)の混合物を含有する散布可能な粉末状の剤をも含む。」を削り、同号注3中「第三八二四・八九号」を「並びに」を「」に改め、「オクタブロモジフェニルエーテル」の下に「並びに短鎖塩素化パラフィン」を加え、同号注3に次のように加える。

短鎖塩素化パラフィンは、次の分子式を有する化合物の混合物で、塩素化度が全重量の四八%を超えるものをふう。

分子式： $C_xH_{2x-y+2}Cl_y$ ($x=10\sim 13, y=1\sim 13$ のものに限る。)

別表第三八・一六・〇〇号を次のように改める。

三八・一六・〇〇
耐火性のセメント、モルタル、コンクリートその他これらに類する配合品(ドロマイドラミングミックスを含むものとし、第三八・〇一項の物品を除く。)

一 ドロマイドラミングミックス
二 その他のもの

別表第三八・一二項を次のように改める。

三八・一二
診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。)(第三〇・〇六項のものを除く。)並びに認証標準物質

診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。)(第三〇・〇六項のものを除く。)並びに認証標準物質

診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。)(第三〇・〇六項のものを除く。)並びに認証標準物質

診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。)(第三〇・〇六項のものを除く。)並びに認証標準物質

診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。)(第三〇・〇六項のものを除く。)並びに認証標準物質

診断用又は理化学用の試薬(支持体を使用したものに限る。)及び診断用又は理化学用の調製試薬(支持体を使用してあるかないか及びキットにしてあるかないかを問わない。)(第三〇・〇六項のものを除く。)並びに認証標準物質

無税

無税

官 報 (号 外)

| | | |
|----------|---|--|
| 三八二二・一三 | 血液型判定用のもの | 無税 |
| 三八二二・一九 | その他のもの | 無税 |
| 三八二二・九〇 | 別表第三八・一四項中「メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物」を削り、同表第三八・一四・八八号の次に次の二号を加える。 | 別表第三八・一四・七一号から第三八・一四・七九号までを削り、同表第三八・一四・八八号の次に次の二号を加える。 |
| 三八二四・八九 | 短鎖塩素化パラフィンを含有するもの | 別表第三八・一四・九一号の次に次の二号を加える。 |
| 三八二四・九二 | ポリグリコールのメチルホスホン酸エステル | 別表第三八・一四・九二号の次に次の二号を加える。 |
| 三八・二七 | メタン、エタン又はプロパンのハロゲン化誘導体を含有する混合物(他の項に該当するものを除く)。 | 三・八% |
| 三八・二七・一 | クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない)。ハイドロプロモフルオロカーボン(HBFC)を含有するもの、四塩化炭素を含有するもの又は一・一・一トリクロロエタン(メチルクロロホルム)を含有するもの | 三・八% |
| 三八・二七・一三 | クロロフルオロカーボン(CFC)を含有するもの(ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないかを問わない)。ハイドロプロモフルオロカーボン(HBFC)を含有するもの | 三・八% |
| 三八・二七・一四 | 四塩化炭素を含有するもの | 三・八% |
| 三八・二七・一〇 | 一・一・一トリクロロエタン(メチルクロロホルム)を含有するもの | 三・八% |
| 三八・二七・一一 | ハイドロクロロジフルオロメタン(ハロン一二一一)、プロモトリフルオロメタン(ハロン一三〇)又はジブロモテトラフルオロエタン(ハロン一四〇)を含有するもの | 三・八% |
| 三八・二七・一六 | ハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)を含有しないものに限るものとし、ペルフルオロカーボン(PFC)又はハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないもの) | 三・八% |
| 三八・二七・一七 | ハイドロクロロジフルオロメタン(ハロン一二一一)、プロモトリフルオロメタン(ハロン一三〇)又はジブロモテトラフルオロエタン(ハロン一四〇)を含有するもの | 三・八% |
| 三八・二七・一九 | ハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するかしないもの | 三・八% |
| 三八二七・三二 | かを問わない。 第二九〇三・四一号から第二九〇三・四八号までの物質を含有するもの | 三・八% |
| 三八二七・三三 | その他のもの(第二九〇三・七一号から第二九〇三・七五号までの物質を含有するものに限る)。 | 三・八% |
| 三八二七・三九 | その他のもの | 三・八% |
| 三八二七・四〇 | プロモメタン(メチルプロマイド)又はペルフルオロカーボン(CFC)及びハイドロクロロフルオロカーボン(HFC)を含有しないものに限る。 | 三・八% |
| 三八二七・五 | トリフルオロメタン(HFC-113)を含有するもの | 三・八% |
| 三八二七・五九 | その他のハイドロフルオロカーボン(HFC)を含有するもの(クロロフルオロカーボン(CFC)及びハイドロクロロフルオロカーボン(HCFC)を含有しないものに限る)。 | 三・八% |
| 三八二七・六一 | 一・一・一トリフルオロエタン(HFC-143a)の含有量が全質量の一五%以上のもの | 三・八% |
| 三八二七・六二 | その他のハイドロフルオロカーボン(HFC)の含有量が全質量の五五%以上で、かつ、非環式炭化水素の不飽和ふつ素化誘導体(HFO)を含有しないものに限る。 | 三・八% |
| 三八二七・六三 | 一・一・一トリフルオロエタン(HFC-143a)の含有量が全質量の一五%以上のものとし、ペントフルオロエタン(HFC-125)の含有量が全質量の四〇%以上に限る。 | 三・八% |
| 三八二七・六四 | その他のもの(第三八・二七・六一号のもの及び第三八・二七・六二号のものを除くものとし、ペントフルオロエタン(HFC-125)の含有量が全質量の四〇%以上に限る)。 | 三・八% |
| 三八二七・六五 | その他のもの(第三八・二七・六一号から第三八・二七・六三号までのものを除くものとし、一・一・一・二・二・二・二号のものを除くものとし、ペントフルオロエタン(HFC-125)の含有量が全質量の三〇%以上で、かつ、非環式炭化水素の不饱和ふつ素化誘導体(HFO)を含有しないものに限る)。 | 三・八% |
| 三八二七・六六 | その他のもの(第三八・二七・六一号のもの及び第三八・二七・六二号のものを除くものとし、ペントフルオロエタン(HFC-125)の含有量が全質量の二〇%以上で、か | 三・八% |

官 報 (号 外)

| | | |
|---------|---|-----|
| 四四一二・四九 | の外面の単板が針葉樹以外の ものに限る。) その他のもの(いづれの外 面の単板も針葉樹のものに限 る。) | 二〇% |
| 四四一二・五一 | ブロックボード、ラミンボード 及びバッテンボード 少なくとも一の外面の板が熱 帶産木材のもの | 二〇% |
| 四四一二・五二 | プロックボード、ラミンボード 及びバッテンボード 少なくとも一の外面の板が熱 帶産木材のもの | 二〇% |
| 四四一二・五三 | 一 集成材 二 その他のもの その他のもの(少なくとも一 の外面の板が針葉樹以外のも のに限る。) | 一五% |
| 四四一二・五九 | 二 その他もの その他のもの(いづれの外 面の板も針葉樹のものに限る。) 一 集成材 | 二〇% |
| 四四一二・九一 | 一 集成材 二 その他もの 少なくとも一の外面の板が熱 帶産木材のもの | 一五% |
| 四四一二・九二 | 一 集成材 二 その他のもの その他のもの(少なくとも一 の外面の板が針葉樹以外のも のに限る。) | 一五% |
| 四四一二・九九 | 二 その他もの その他のもの(いづれの外 面の板も針葉樹のものに限る。) 一 集成材 | 一五% |
| 四四一二・一〇 | 木製の額縁、鏡枠その他これらに類する縁 熱帶産木材のもの | 二〇% |

別表第四四・一四項を次のように改める。

| | | |
|----------|---|------|
| 四四一四・九〇 | その他のもの | 三・二% |
| 四四一四・一八 | 木製建具及び建築用木工品(セルラーウッドパネル、組み 合わせた床用パネル及びこけら板を含む。 窓及びフランス窓並びにこれらの枠 戸及びその枠並びに敷居 熱帶産木材のもの その他のもの) | 無税 |
| 四四一四・二一 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・二九 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・三〇 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・三一 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・三〇 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・三一 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・三二 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・三三 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・三四 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・三五 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・三六 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・三七 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・三八 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・三九 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・四〇 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・四一 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・四二 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・四三 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・四四 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・四五 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・四六 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・四七 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・四八 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・四九 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・五〇 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・五一 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・五二 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・五三 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・五四 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・五五 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・五六 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・五七 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・五八 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・五九 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・六〇 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・六一 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・六二 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・六三 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・六四 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・六五 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・六六 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・六七 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・六八 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・六九 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・七〇 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・七一 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・七二 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・七三 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・七四 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・七五 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・七六 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・七七 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・七八 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・七九 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・八〇 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・八一 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・八二 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・八三 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・八四 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・八五 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・八六 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・八七 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・八八 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・八九 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・九〇 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・九一 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・九二 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・九三 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・九四 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・九五 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・九六 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・九七 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・九八 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・九九 | 熱帶産木材のもの | 無税 |
| 四四一四・一〇〇 | 熱帶産木材のもの | 無税 |

別表第四四・一四項を次の一號を加える。

官報(号外)

| | | | |
|--|--|-------|------|
| 四四一九・二〇 | 熱帶産木材のもの | 一 割り箸 | |
| | 二 その他のもの | | |
| 四四二〇・一一 | 小像その他の装飾品 | 五・六% | 三・二% |
| 四四二〇・一〇 | 木製の小像その他の装飾品 | 無税 | 無税 |
| 四四二一・一〇 | 熱帶産木材のもの | 無税 | 無税 |
| 四四二一・一九 | その他のもの | | |
| 別表第四四二一・一〇項中 | 別表第四四二一・一〇号の次に次の一号を加える。 | | |
| 四四二一・一〇 | 棺 | | |
| | 一 かりん、つけ、たがやさん、紅木、したん又はこくたん(しま)くたんを除く。のもの | 四・六% | 五・八% |
| | 二 その他のもの | | |
| 別表第四六類の注2(e)中「ランプその他の」を削る。 | | | |
| ○グラム以下の紙及び板紙にあつては、〔〕を〔〕(A) 重量が一平方メートルにつき一五〇グラム以下の紙及び板紙 | 重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙 | | |
| 別表第四八類の注2(g)中「乳児用の」を削り、同注5中〔〕に、〔〕(B) 重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙にあつては、〔〕を〔〕 | 重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙にあつては、〔〕を〔〕 | | |
| 別表第四九・〇五項を次のように改める。 | 〔〕に改め、同注12中「付隨的」を「副次的」に改める。 | | |
| 別表第四九・〇五項を次のように改める。 | | | |
| 地図、海図その他これらに類する図(製本したもの、壁掛け用のもの、地形図及び地図儀、天球儀その他これらに類するものを含むものとし、印刷したものに限る。) | 重量が一平方メートルにつき一五〇グラムを超える紙及び板紙にあつては、〔〕を〔〕 | | |
| 四九・〇五・二〇 | 製本したもの | 無税 | 無税 |
| 四九〇五・九〇 | その他のもの | | |
| 四九〇五・九〇 | 別表第一一部の注1(s)中「ランプその他の」を削り、同注1(t)中「がん具」を「玩具」に改め、同注1(u)中「乳児用の」を削り、同注5中「すべて」を「全て」に改め、同注に次のように加える。 | | |
| 15 紡織用繊維、衣類その他の紡織用繊維の製品で、追加的な機能性を与える化学的要素、機械的要素又は電子的要素を有するもの(組込要素として取り付けられているか又は繊維若しくは織物類と共に織り込まれているかを問わない。)は、この部の注1の物品を除くほか、この部に属する物品の重要な特性を保持している物品に限り、この部のいづれかの項に属する。 | | | |

| | | | | |
|---|------------------------------------|--------------|----------|------|
| 五五〇一・一〇 | ナイロンその他のポリアミドのもの | 一 メターアラミドのもの | 二 その他のもの | 八% |
| 五五〇一・一 | アラミドのもの | 一 メターアラミドのもの | 二 その他のもの | 八% |
| 五五〇一・一九 | ナイロンその他のポリアミドのもの | 一 メターアラミドのもの | 二 その他のもの | 八% |
| 五五〇一・一〇 | ナイロンその他のポリアミドのもの | 一 メターアラミドのもの | 二 その他のもの | 八% |
| 五七〇三・一〇 | ナイロンその他のポリアミドのもの | 一 メターアラミドのもの | 二 その他のもの | 八% |
| 五七〇三・一二 | ナイロンその他のポリアミドのもの | 一 メターアラミドのもの | 二 その他のもの | 八% |
| 五七〇三・一九 | ナイロンその他のポリアミドのもの | 一 メターアラミドのもの | 二 その他のもの | 八% |
| 五七〇三・三一 | ナイロンその他のポリアミドのもの | 一 メターアラミドのもの | 二 その他のもの | 八% |
| 五七〇三・三九 | ナイロンその他のポリアミドのもの | 一 メターアラミドのもの | 二 その他のもの | 八% |
| 五七〇三・九〇 | ナイロンその他のポリアミドのもの | 一 メターアラミドのもの | 二 その他のもの | 八% |
| 五八〇二・一〇 | テリータオル地その他のテリー織物(綿製のものに限る。) | 一・三・四% | 九・六% | 九・六% |
| 15 別表第五八・〇二項中〔〕を〔〕に改め、同表第五八〇二・一號及び第五八〇二・一九号を削る。 | テリータオル地その他のテリー織物(綿製のものに限る。) | 一・三・四% | 九・六% | 九・六% |
| 別表第五九類の注中7を8とし、3から6までを4から7までとし、2の次に次のように加える。 | 〔〕を〔〕に改め、同表第五八〇二・一號及び第五八〇二・一九号を削る。 | 一・三・四% | 九・六% | 九・六% |
| 3 第五九・〇三項において「プラスチックを積層した紡織用繊維の織物類」とは、一以上の | 〔〕を〔〕に改め、同表第五八〇二・一號及び第五八〇二・一九号を削る。 | 一・三・四% | 九・六% | 九・六% |

官報(号外)

織物類の層と一以上のプラスチックのシート又はフィルムとを組み合わせて作った物品で、各層が互いに接着する処理により結合されたものをいう(プラスチックのシート又はフィルムが横断面において肉眼により判別できるかできないかを問わない)。

別表第五九・一一項中「注7」を「注8」に改める。

別表第六一類の注4中「すそ」を「襟に改め、同注4に次のように加える。

「シャツ」及び「シャツブラウス」とは、長袖又は半袖を有し、ネックラインが一部又は全部開いている上半身用の衣類である。「ブラウス」とは、上半身用のゆつたりした衣類であり、袖無し及びネットラインが開いているものであるかないかを問わない。「シャツ」、「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。

別表第六一六・一〇号中「又は被覆した」を「被覆し又は積層した」に改める。

別表第六一七・八〇号中「又は被覆した」を「被覆し又は積層した」に改める。

別表第六二類の注中9を10とし、同注8中「注8」を「注9」に改め、同注中8を9とし、4から6までを5から7までとし、3の次に次のように加える。

4 第六二・〇五項及び第六二・〇六項には、ウエストより下の部分にポケットのある衣類、裾にゴム編みのウエストバンドその他の絞る部分がある衣類を含まず、第六二・〇五項には、袖無しの衣類を含まない。

「シャツブラウス」及び「ブラウス」は、襟を有するものを含む。
別表第六二・〇一項及び第六二・〇二項を次のように改める。

六二・〇一
男子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローケー、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーダー、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第六二・〇三項のものを除く)
羊毛製又は纖獸毛製のもの

六二・〇一・一〇

一 毛皮付きのもの

二 その他もの

三 綿製のもの

四 人造纖維製のもの

五 毛皮付きのもの

六 その他もの

七 他のもの

八 その他

九 その他

十 その他

十一 その他

十二 その他

十三 その他

十四 その他

十五 その他

十六 その他

十七 その他

十八 その他

十九 その他

二十 その他

二十一 その他

二十二 その他

二十三 その他

二十四 その他

二十五 その他

二十六 その他

二十七 その他

二十八 その他

二十九 その他

三十 その他

三十一 その他

三十二 その他

三十三 その他

三十四 その他

三十五 その他

三十六 その他

三十七 その他

三十八 その他

三十九 その他

四十 その他

四十一 その他

四十二 その他

四十三 その他

四十四 その他

四十五 その他

四十六 その他

四十七 その他

四十八 その他

四十九 その他

五十 その他

五十一 その他

五十二 その他

五十三 その他

五十四 その他

五十五 その他

五十六 その他

五十七 その他

五十八 その他

五十九 その他

六十 その他

六十一 その他

六十二 その他

六十三 その他

六十四 その他

六十五 その他

六十六 その他

六十七 その他

六十八 その他

六十九 その他

七十 その他

七十一 その他

七十二 その他

七十三 その他

七十四 その他

七十五 その他

七十六 その他

七十七 その他

七十八 その他

七十九 その他

八十 その他

八十一 その他

八十二 その他

八十三 その他

八十四 その他

八十五 その他

八十六 その他

八十七 その他

八十八 その他

八十九 その他

九十 その他

九十一 その他

九十二 その他

九十三 その他

九十四 その他

九十五 その他

九十六 その他

九十七 その他

九十八 その他

九十九 その他

一百 その他

一百一 その他

一百二 その他

一百三 その他

一百四 その他

一百五 その他

一百六 その他

一百七 その他

一百八 その他

一百九 その他

一百十 その他

一百十一 その他

一百十二 その他

一百十三 その他

一百十四 その他

一百十五 その他

一百十六 その他

一百十七 その他

一百十八 その他

一百十九 その他

一百二十 その他

一百二十一 その他

一百二十二 その他

一百二十三 その他

一百二十四 その他

一百二十五 その他

一百二十六 その他

一百二十七 その他

一百二十八 その他

一百二十九 その他

一百三十 その他

一百三十一 その他

一百三十二 その他

一百三十三 その他

一百三十四 その他

一百三十五 その他

一百三十六 その他

一百三十七 その他

一百三十八 その他

一百三十九 その他

一百四十 その他

一百四十一 その他

一百四十二 その他

一百四十三 その他

一百四十四 その他

一百四十五 その他

一百四十六 その他

一百四十七 その他

一百四十八 その他

一百四十九 その他

一百五十 その他

一百五十一 その他

一百五十二 その他

一百五十三 その他

一百五十四 その他

一百五十五 その他

一百五十六 その他

一百五十七 その他

一百五十八 その他

一百五十九 その他

一百六十 その他

一百六十一 その他

一百六十二 その他

一百六十三 その他

一百六十四 その他

一百六十五 その他

一百六十六 その他

一百六十七 その他

一百六十八 その他

一百六十九 その他

一百七十 その他

一百七十一 その他

一百七十二 その他

一百七十三 その他

一百七十四 その他

一百七十五 その他

一百七十六 その他

一百七十七 その他

一百七十八 その他

一百七十九 その他

一百八十 その他

一百八十一 その他

一百八十二 その他

一百八十三 その他

一百八十四 その他

一百八十五 その他

一百八十六 その他

一百八十七 その他

一百八十八 その他

一百八十九 その他

一百九十 その他

一百九十一 その他

一百九十二 その他

一百九十三 その他

一百九十四 その他

一百九十五 その他

一百九十六 その他

一百九十七 その他

一百九十八 その他

一百九十九 その他

一百二十 その他

一百二十一 その他

一百二十二 その他

一百二十三 その他

一百二十四 その他

一百二十五 その他

一百二十六 その他

一百二十七 その他

一百二十八 その他

一百二十九 その他

一百三十 その他

一百三十一 その他

一百三十二 その他

一百三十三 その他

一百三十四 その他

一百三十五 その他

一百三十六 その他

一百三十七 その他

一百三十八 その他

一百三十九 その他

一百四十 その他

一百四十一 その他

一百四十二 その他

一百四十三 その他

一百四十四 その他

一百四十五 その他

一百四十六 その他

一百四十七 その他

一百四十八 その他

一百四十九 その他

一百五十 その他

一百五十一 その他

一百五十二 その他

一百五十三 その他

一百五十四 その他

一百五十五 その他

女子用のオーバーコート、カーコート、ケープ、クローケー、アノラック(スキージャケットを含む)、ウインドチーダー、ウインドジャケットその他これらに類する製品(第六二・〇四項のものを除く)。

別表第六八類の注1(k)中「ランプその他」を削る。

別表第六八・一二・九〇号中「面積が」を削る。

別表第六八・一二・九一号中「ドロマイト」を「マグネシア(ペリクレースのものに限る)、ドロマイト(ドライムのものに含む)」に改める。

別表第六九類の注1を次のように改める。

に改め、同表第六八一五・一・二%を無税

</

三八

- (a) この類には、次に定めるところにより成形した後に焼成した陶磁製品のみを含む。

(b) 第六九・〇四項から第六九・一四項までには、第六九・〇一項から第六九・〇三項までに属するとみられる物品を含まない。

(c) 樹脂の硬化、水和反応の促進、水分その他の揮発性成分の除去等を目的として、八〇度未満の温度で加熱された製品は、焼成されたものとはみなされず、この類に属しない。

陶磁製品は、無機の非金属材料を一般に室温で調製、成形した後に焼成することにより得られる。原材料は、粘土、けい酸質の材料(シリカフュームを含む)及び高融点を有する材料(酸化物、炭化物、窒化物、黒鉛その他の炭素等)から成り、耐火性粘土又はりん酸塩等の結合材が使用される場合がある。

表第六九類の注2(w)中「ランプその他」を削る。

表第六九・〇三項中「及び棒」を「棒及びスライドゲート」に改め、同表第六九〇三・一〇号などの他の炭素又はこれらの相互の混合物を「遊離炭素」に改める。

表第七〇類の注1中(g)を(j)とし、同注1(f)中「がん具」を「玩具」に改め、同注1(f)を(h)とし、(e)中「ランプその他の」を削り、同注1(e)を(g)とし、(d)を(f)とし、(c)の次に次のように加

(d) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きのもので、第八六類から第
八八類までの物品用のものに限る。)

(e) フロント・ガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きであるか否かを問はず、
表第六九〇三項中「及び棒」を「棒及びスライドゲート」に改め、同表第六九〇三・一〇号中
その他の炭素又はこれらの相互の混合物を遊離炭素に改める。
表第七〇類の注1中(g)を(j)とし、同注1中(h)がん具を玩具に改め、同注1中(f)を(h)とし、
1(e)中「ランプその他」を削り、同注1中(e)を(g)とし、(d)を(f)とし、(c)の次に次のように加え

(e) ハロゲンガス(電離) 徒歩の電力でその他の電気機器を作り、またいかを問うて、加熱装置又はその他の電気的若しくは電子的装置を自藏する第八六類から第八八類まで の物品用のものに限る。)

別表第七〇〇一・〇〇〇号中「くず」の下に「(第八五・四九項の陰極線管由來のガラスその他の活性ガラスを除く。)」を加える。

別表第七〇・一項中「電灯」の下に「その他の光源」を加える。
別表第七〇・一九項を次のように改める。

ガラス纖維の糸、ロービング及び織物
スライバー、ロービング、糸及びチョップドストランド

並びにこれらから成るマット
チョップドストランド(長さが五〇ミリメートル以下のものに限る。)

七〇一九・一二
七〇一九・一三
ロービング
その他の糸及びスライバー
無税

| | | |
|------|------|------|
| 七〇一九 | 七〇一九 | 七〇一九 |
| • | • | • |
| 一九 | 一五 | 一四 |

機械的に結合したマツト
化学的に結合したマツト
その他のもの

機械的に結合した織物類

(ii) 破損、切断、摩損その他の理由により明らかにそのままでは使用することができない金属の物品

別表第一五部の注に次のように加える。

9 第七四類から第七六類まで及び第七八類から第八一類までにおいて次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「棒」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品、引抜製品及び鍛造製品(卷いてないものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。棒には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち单なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、第七四類のワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品

を製造する機械への送り込みを單に容易にする目的のため、その端部にテープ加工その他加工をしたものは、第七四・〇三項の銅の塊とみなす。この規定は、第八一類において準用する。

(b) 「形材」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有する圧延製品、押出製品、引抜製品、鍛造製品及び成形製品(卷いてあるかないかを問わない。)で、棒、線、板、シート、ストリップ、はく及び管のいずれの定義にも該当しないものをいう。形材には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち单なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

(c) 「線」とは、横断面が全長を通じて一様な形状を有し、かつ、中空でない圧延製品、押出製品及び引抜製品(巻いたものに限る。)で、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形(横断面の一の相対する辺が凸の円弧で、他の相対する辺が長さの等しい平行な直線から成るへん平状の円形及び変形した長方形を含む。)のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面が長方形(変形した長方形を含む。)のものにあつては厚さが幅の一〇分の一を超えるものに限る。線には、鍛造製品及び焼結製品で、前段の形状の要件を満たし、かつ、他の項の物品の特性を有しないもののうち单なるトリミング又はスケール除去よりも高度な加工をしたものを含む。

もつとも、第七四類のワイヤバー及びビレットで、これらから線材、管その他の物品を製造する機械への送り込みを單に容易にする目的のため、その端部にテープ加工その他加工をしたものは、第七四・〇三項の銅の塊とみなす。この規定は、第八一類において準用する。

長方形(正方形を含む。)のもので厚さが幅の一〇分の一以下のもの
長方形(正方形を含む。)以外のもの(大きさを問わない。)で他の項の物品の特性を有しないもの

板、シート、ストリップ及びはくには、模様(例えば、溝、リブ、市松、滴、ボタン及びひし形)を有し、穴をあけ、波形にし、研磨し又は被覆したもので、他の項の物品の特性を有しないものを含む。

(e) 「管」とは、均一な肉厚の中空の製品(巻いてあるかないかを問わない。)であつて、横断面が全長を通じて閉じた一の空間を有する一様な形状であり、かつ、横断面が円形、だ円形、長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものをいうものとし、横断面が長方形(正方形を含む。)、正三角形又は正凸多角形のものにあつては、全長を通じて角を丸めたものを含み、横断面の外側と内側とが相似形であり、これらの配置が同心かつ同方向のものに限る。管には、研磨し、被覆し、曲げ、ねじを切り、穴をあけ、くびれを付け、広げ、円すい形にし又はフランジ、カラーフ若しくはリングを取り付けたものを含む。

別表第七四類の注1(d)から(h)までを削る。

別表第七四・一九項を次のように改める。

七四・一九・一九 銅の塊

七四・一九・二〇 鋳造、型打ち又は鍛造をしたもの(更に加工したものと除く)

七四・一九・八〇 その他の銅製品

七四・一九・八〇 その他のもの

別表第七五類の注を削る。

別表第七五類の号注2中「この類の注1(c)」を「第一五部の注9(c)」に改める。

別表第七六類の注を削る。

別表第七六類の号注2中「この類の注1(c)」を「第一五部の注9(c)」に改める。

別表第七八類の注を削る。

別表第七九類の注を削る。

| | | | |
|----------------|----------------|----------------|----|
| | | | 無税 |
| 五・八% | 四・六% | 四・六% | |
| 五・八% | 五・八% | 五・八% | |
| 五・八% | 一 フレーク | 二 その他のもの | |
| 二 その他のもの | 一 フレーク | 二 その他のもの | |
| 八一〇三・九一 るつば | 八一〇三・九一 るつば | 八一〇三・九一 るつば | |
| 八一〇三・九九 その他のもの | 八一〇三・九九 その他のもの | 八一〇三・九九 その他のもの | |
| 八一〇三・九九 その他のもの | 八一〇三・九九 その他のもの | 八一〇三・九九 その他のもの | |

に改める。

官 報 (号 外)

| | | |
|--|---|--|
| | 炉心管、管、中空断面材及び棒用の機械(プレスを除く) | |
| 八四六二・五一 | 数値制御式のもの | |
| 八四六二・五九 | その他のもの | |
| 八四六二・六一 | 冷間金属加工プレス | |
| 八四六二・六二 | 液圧プレス | |
| 八四六二・六三 | 機械プレス | |
| 八四六二・六九 | サーボプレス | |
| 八四六二・九〇 | その他のもの | |
| 八四六二・九一 | その他のもの | |
| 八四七九・八三 | 冷間静水圧プレス | |
| 八四七九・八四 | 別表第八四八一・四〇号中「針状ころ軸受」の下に「(保持器と針状ころを組み合わせたものを含む。)」を加え、同表第八四八二・五〇号中「円筒ころ軸受」の下に「(保持器ところを組み合わせたものを含む。)」を加える。 | |
| 八四八五・一〇 | 別表第八四八四・八四項の次に次の一項を加える。 | |
| 八四・八五 | 積層造形用の機械 | |
| 八四八五・一〇 | メタルデポジット方式によるもの | |
| 八四八五・二〇 | プラスチックデポジット方式又はラバーデポジット方式によるもの | |
| 八四八五・三〇 | プラスターデポジット方式、セメントデポジット方式、セラミックデポジット方式又はガラスデポジット方式によるもの | |
| 八四八五・八〇 | その他のもの | |
| 八四八五・九〇 | 部分品 | |
| 別表第八四・八六項中「注9(c)」を「注11(c)」に改める。 | | |
| (a) 「半導体デバイス」とは、その働きが電界の作用又は半導体ベースの変換器に基づく抵抗率の変動により行われる半導体デバイスをいう。 | | |
| 半導体デバイスには、複数の素子を組み合わせたもの(能動デバイス又は受動デバイスの補助機能を備えているかないいかを問わない。)を含む。 | | |

- (ii) この定義において、「半導体ベースの変換器」とは、物理現象若しくは化学現象若しくは動作を電気的信号に変換し又は電気的信号を物理現象若しくは動作に変換することができるといった固有の機能を果たす半導体ベースセンサー、半導体ベースアクリュエーター、半導体ベースレゾネーター及び半導体ベースオシレーター(個別の半導体ベースのデバイスをいう)。
- 半導体ベースの変換器の全ての素子は、不可分の状態に結合されており、それらの構造又は機能を果たすために必要な素材を不可分の状態に取り付けたものを含む。
- (1) 「半導体ベース」とは、半導体基板上に形成若しくは製造されたもの又は半導体素材によつて作られたもので、半導体技術により製造されたものをいう(半導体基板又は素材が決定的かつ代替不可能な変換器としての機能を果たすもので、かつ、その働きが物理的、電気的、化学的及び光学的特性を含む半導体の特性に基づくものに限る。)。
- (2) 「物理現象又は化学現象」とは、圧力、音波、加速度、振動、移動、方向、歪み、磁界強度、電界強度、光、放射能、湿度、フロー、化学物質濃度等の現象に関連するものをいう。
- (3) 「半導体ベースセンサー」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、電気特性の変化又は機械構造体の変位によつて生ずる物理量又は化学量を検出し、これらを電気信号に変換する機能を有するものをいう。
- (4) 「半導体アクリュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。
- (5) 「半導体ベースアクチュエーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、外部入力に応じて、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。
- (6) 「半導体ベースオシレーター」とは、半導体の内部又は表面に生成させたマイクロ電子構造体又は機械構造体から成り、これらの構造体の物理的形状に依存するあらかじめ設定した周波数の機械的又は電気的な振動を発生する機能を有する半導体デバイスをいう。
- 「発光ダイオード(LED)」とは、電気エネルギーを可視光線、赤外線又は紫外線に

変換する半導体素材をもととした半導体デバイス(互いに電気的に結合しているかいないか又は保護ダイオードと接続しているかないかを問わない)をいう。第八五・四一項の発光ダイオード(LED)は、電源供給又は電源制御用の素子を自藏していない。

別表第八五類の注9(b)(iv)3(a)中「は」を「とは」に、「物理量又は化学量」を「物理現象又は化学現象」に、「である」を「をいう」に改め、「実世界の」を削り、「関連する」の下に「ものをいう」を加え、同注9中「注9」を「注12」に改め、同注中9を12とし、8を10とし、その次に次のように加える。

11 第八五・三九項において「発光ダイオード(LED)光源」には、次の物品を含む。

(a) 「発光ダイオード(LED)モジュール」

発光ダイオード(LED)モジュールは、電気回路内に配置された発光ダイオード(LED)による電気的な光源であり、他の構成部品(例えば、電気的、力学的、熱的又は光学的な構成部品)を有し、また、個別の能動素子、個別の受動素子又は電源供給若しくは電源制御用の第八五・三六項若しくは第八五・四二項の物品を有する。発光ダイオード(LED)モジュールには、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電気的接触を確保するように設計されたキャップを有するものを含まない。

(b) 「発光ダイオード(LED)ランプ」

発光ダイオード(LED)ランプは、一以上の発光ダイオード(LED)モジュールを含む電気的な光源であり、他の構成部品(例えば、電気的、力学的、熱的又は光学的な構成部品)を有し、また、照明器具への装着及び交換を容易にし、物理的及び電気的接触を確保するように設計されたキャップを有することにより、発光ダイオード(LED)モジュールと区別される。

別表第八五類の注中7を9とし、6を8とし、5を6とし、その次に次のように加える。

7 第八五・二四項において「フラットパネルディスプレイモジュール」とは、少なくともディスプレイスクリーンが備え付けられた情報表示用のデバイス機器(他の項に属する製品に、使用前に組み込まれるよう設計されたもの)をいう。フラットパネルディスプレイモジュール用のディスプレイスクリーンには、その形状が平らなもの、柔軟なもの、折畳み可能なものを含む(ただし、これらに限定されない)。フラットパネルディスプレイモジュールは、追加の素子(映像信号の受信やその信号をディスプレイ上のピクセルに割り当てるために必要なものを含む)を備えていてよい。ただし、第八五・二四項には、映像信号を変換する要素(例えば、スケーラーIC、デコーダーIC又はアプリケーションプロセッサー)や他の項の物品の特性を備えたディスプレイモジュールを含まない。この注7のフラットパネルディスプレイモジュールの所属の決定に当たつては、第八五・二四項は、この表の他のいずれの項にも優先する。

別表第八五類の注4の次に次のように加える。

5 第八五・一七項において「スマートフォン」とは、自動データ処理機械の機能(例えば、複数のアプリケーション(サードパーティ製のものを含む)のダウンロード及び作動の同時実行)を果たすように設計されたモバイルオペレーティングシステムを搭載した携帯回線網用の電話(デジタルカメラ、ナビシステムその他の機能を備えているかいかを問わない)をいう。

別表第八五類の号注中1を4とし、その前に次のように加える。

1 第八五二五・八一号には、次の一以上の特性を有する高速テレビジョンカメラ、高速デジタルカメラ及び高速ビデオカメララレコーダーのみを含む。

書込速度が一マイクロ秒当たり〇・五ミリメートルを超えること。

フレームレートが毎秒二二五、〇〇〇フレームを超えること。

2 第八五二五・八二号において、耐放射線テレビジョンカメラ、耐放射線デジタルカメラ及び耐放射線ビデオカメララレコーダーとは、高放射線環境下において作動するよう設計又は防護されたものをいう。これらのカメラは、使用上の劣化のない状態において、少なくとも、シリコン換算で五〇、〇〇〇グレイ(五、〇〇〇、〇〇〇ラド)の放射線量に耐えるよう設計されている。

3 第八五二五・八三号には、暗視テレビジョンカメラ、暗視デジタルカメラ及び暗視ビデオカメラレコーダー(自然光を電子に変換する光電陰極を用いたもの、増幅及び変換により可視像を生ずることが可能なもの)を含み、熱画像カメラ(主として第八五二五・八九号参照)を含まない。

別表第八五類の号注に次のように加える。

5 第八五四九・一一号から第八五四九・一九号までにおいて「使用済みの一次電池及び蓄電池」とは、破損、切断、消耗その他の理由により、本来の用途に使用することができず、かつ、充電する能力を有しないものをいう。

別表第八五・〇一項中「直流発電機」及び「交流発電機」の下に「(光発電機を除く。)」を加え、

| | | | |
|--------|---------|-----------------------|----|
| 五〇一・六四 | 八五〇一・六四 | 出力が七五〇キロボルトアンペアを超えるもの | 無税 |
| 五〇一・七一 | 八五〇一 | 出力が五〇ワット以下のもの | 無税 |
| 五〇一・七二 | 八五〇一 | 出力が五〇ワットを超えるもの | 無税 |
| 五〇一・八〇 | 八五〇一 | 交流光発電機 | 無税 |

別表第八五〇七・四〇号を削る。

別表第八五・一四項中 八五一四・一〇 抵抗加熱炉

無税】を

八五一四・一一 抵抗加熱炉
熱間静水圧プレス
その他のもの

無税】を

八五一四・一九 その他の炉
無税】を

八五一四・三一 その他の炉
電子ビーム炉

八五一四・三二 プラズマアーク炉及
アーク炉

八五一四・三九 その他のもの
無税】を

八五一四・九一 その他のもの
液晶のもの

八五一四・九二 有機発光ダイオード(LED)のもの
液晶のもの

八五一四・九九 その他のもの
有機発光ダイオード(LED)のもの

八五・二四

フラットパネルディスプレイモジュール(タッチスクリーン)が組み込まれているかいないかを問わない。
ドライバ又は制御回路を有しないもの
有機発光ダイオード(LED)のもの
液晶のもの

八五・二四

官 報 (号 外)

らに類する半導体デバイス」を「及び半導体ベースの変換器」に改め、「発光ダイオード(LED)」

の下に「(他の発光ダイオード(LED)と組み合わせてあるかないかを問わない。)」を加え、

八五

八五・四九

電気電子機器のくず
び蓄電池

一次電池又は蓄電池のくず並びに使用済みの一次電池及
び蓄電池

八五

八五四九・一
八五四九・二
八五四九・三
八五四九・四

鉛蓄電池のくず及び使用済みの鉛蓄電池
その他のもの(鉛、カドミウム又は水銀を含有するも
のに限る。)

光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにして
あるかないかを問わない。)を含む。)及び発光ダイオード(L

八五

八五四九・一
八五四九・二
八五四九・三
八五四九・四

化學物質により分別されたもの(鉛、カドミウム又は
水銀を含有しないものに限る。)
分別されていないもの(鉛、カドミウム又は水銀を含
有しないものに限る。)

四一・五〇 その他の半導体デバイス

八五

八五四九・一
八五四九・二
八五四九・三
八五四九・四

その他のもの
主として貴金属の回収に使用する種類のもの

無税

八五

光電性半導体デバイス(光電池(モジュール又はパネルにして
あるかないかを問わない。)を含む。)及び発光ダイオード(L

八五

八五四九・一
八五四九・二
八五四九・三
八五四九・四

その他の電気電子機器を組み合わせたもの及び印刷回路
基板

光電池(モジュール又はパネルにしてないもの)
光電池(モジュール又はパネルにしてあるもの)

無税

八五

八五四九・一
八五四九・二
八五四九・三
八五四九・四

一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由來のガ
ラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛
若しくはポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する電気
電子機器部品を含むもの

無税

八五

八五四一・四一
八五四一・四二
八五四一・四三
八五四一・四九

無税

八五

発光ダイオード(LED)
半導体ベースの変換器

無税

八五

八五四一・五一
八五四一・五九

無税

八五

改める。

別表第八五四三・三〇号の次に次の二号を加える。

八五四三・四〇 具
機器の電気式部分品(この類の他の項に該当するものを除
く。)

無税

八五

八五四八・〇〇
別表第八五・四八

無税

八五

別表第八五類に次の二項を加える。
く。)

無税

八五

別表第八七部の注2(k)中「ランプその他の」を削る。
別表第八七類に号注として次のように加える。

八五四九・九九

一次電池、蓄電池、水銀スイッチ、陰極線管由來のガ
ラスその他の活性化ガラス又はカドミウム、水銀、鉛
若しくはポリ塩化ビフェニル(PCB)を含有する電気
電子機器部品を含むもの

無税

八五

官 報 (号 外)

令和三年三月十八日 衆議院会議録第十三号 関税率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

号注

1 第八七〇八・二二号には、次の物品のみを含む。

(a) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きのものに限る。)

(b) フロントガラス(風防)、後部の窓及びその他の窓(枠付きであるかないかを問わないものとし、加熱装置又はその他の電気的若しくは電子的装置を自藏するものに限る。)

ただし、第八七・〇一項から第八七・〇五項までの自動車に専ら又は主として使用するものに限る。

別表第八七・〇一項中 八七〇一・二〇 セミトレーラー用の道路走行用

無税

】を

セミトレーラー用の道路走行用

無税

】を

八七〇一・一一

トラクター

無税

八七〇一・一二

ピストン式圧縮点火内燃機関

無税

八七〇一・二三

(ディーゼルエンジン又はセミディーゼルエンジン)のみ

無税

八七〇一・二四

を搭載したもの

無税

八七〇一・二五

駆動原動機としてピストン式

無税

八七〇一・二六

圧縮点火内燃機関(ディーゼ

無税

八七〇一・二七

ルエンジン又はセミディーゼ

無税

八七〇一・二八

ルエンジン及び電動機を搭

無税

八七〇一・二九

載したもの

無税

八七〇一・三〇

駆動原動機としてピストン式

無税

八七〇一・三一

火花点火内燃機関及び電動機

無税

八七〇一・三二

を搭載したもの

無税

別表第八七・〇一・三〇号中「(往復動機関に限る。)」を削る。

別表第八七・〇三項中「(往復動機関に限る。)」を削り、「ディーゼルエンジン及び」を「ディーゼルエンジン又は」に改める。

別表第八七・〇四項中「及び」を「又は」に、「を搭載した」を「のみを搭載した」に、「

八七〇四・三

量が五トンを超えるものに改める。

無税

無税

無税

無税

無税

無税

量が五トン以下のものに改める。

無税

無税

無税

無税

無税

量が五トンを超えるものに改める。

官 報 (号 外)

別表第八七〇八・二二号の次に次の二号を加える。

八七〇八・二二

びその他の窓

無税

別表第八七一・一〇号から第八七一・五〇号までの規定中「往復動機関に限る。」を削る。

別表第八八類に注として次のように加える。

注

1 この類において、「無人航空機」とは、第八八・〇一項の物品を除き、操縦士が搭乗せず飛ぶように設計した航空機をいう。無人航空機には、積載物を運搬するように設計したもの又は恒久的に組み込まれたデジタルカメラ若しくは飛行中に実用的機能を発揮可能な他の装置を装備したものと含む。

ただし、無人航空機には、専ら娯楽用に設計された飛行する玩具を含まない(第九五・〇三項参照)。

別表第八八類の号注に次のように加える。

2 第八八〇六・二一号から第八八〇六・二四号まで及び第八八〇六・九一号から第八八〇六・九四号までにおいて、「最大離陸重量」とは、その航空機が正常に離陸できる重量の最大値(積載物、装置及び燃料の重量を含む。)をいう。

別表第八八・〇二項中及び飛行機」の下に「第八八・〇六項の無人航空機を除く。」を加える。

別表第八八・〇三項を削り、同表第八八類に次の二項を加える。

八八・〇六 無人航空機

旅客の輸送用に設計したもの

その他のもの(遠隔制御飛行専用のものに限る。)

最大離陸重量が二五〇グラム以下のもの

最大離陸重量が二五〇グラムを超えて七キログラム以下のもの

最大離陸重量が七キログラムを超えて二五キログラム以下のもの

最大離陸重量が二五キログラムを超えて一五〇キログラム以下のもの

最大離陸重量が二五〇グラム以下で、その他のもの

最大離陸重量が二五〇グラムを超えて七キログラム以下のもの

最大離陸重量が二五キログラムを超えて一五〇キログラム以下のもの

最大離陸重量が二五〇グラム以下で、その他のもの

最大離陸重量が二五〇グラムを超えて七キログラム以下のもの

最大離陸重量が二五キログラムを超えて一五〇キログラム以下のもの

最大離陸重量が二五〇グラムを超えて七キログラム以下のもの

最大離陸重量が二五キログラムを超えて一五〇キログラム以下のもの

最大離陸重量が二五キログラムを超えて一五〇キログラム以下のもの

最大離陸重量が二五キログラムを超えて一五〇キログラム以下のもの

最大離陸重量が二五キログラムを超えて一五〇キログラム以下のもの

八八〇六・九四

最大離陸重量が二五キログラムを超えて一五〇キログラム以下のもの
その他

八八〇六・九九

部分品(第八八・〇一項、第八八・〇二項又は第八八・〇六項の物品のものに限る。)

八八〇七・一〇

プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品

八八〇七・二〇

着陸装置及びその部分品

八八〇七・三〇

飛行機、ヘリコプター又は無人航空機のその他の部分品

八八〇七・九〇

その他

八九・〇三

別表第八九・〇三項を次のように改める。

ヨットその他の娯楽用又はスポーツ用の船舶、櫓櫂船及びカヌー

八九〇三・一九

膨張式のボート(複合艇を含む。)
原動機を除いた自重が一〇〇キログラム以下のもの(原動機付きのもの及び原動機を取り付けるように設計したものに限る。)

八九〇三・一一

原動機を除いた自重が一〇〇キログラム以下のもの(原動機とともに使用するように設計されていないものに限る。)

八九〇三・一二

セールボート(補助原動機付きであるかないかを問わないものとし、膨張式のものを除く。)

八九〇三・二二

長さが七・五メートル以下のもの

八九〇三・二三

長さが七・五メートルを超えて二四メートル以下のもの

八九〇三・二四

長さが二四メートルを超えるもの

八九〇三・二九

モーターボート(船外機付きのもの及び膨張式のものを除く。)

八九〇三・三一

長さが七・五メートル以下のもの

八九〇三・三二

長さが七・五メートルを超えて二四メートル以下のもの

八九〇三・三三

長さが二四メートルを超えるもの

八九〇三・九三

その他のもの

八九〇三・九九

その他のもの

無税

令和三年三月十八日 衆議院会議録第十三号

関税率法等の一部を改正する法律案及び同報告書

は、第九〇・一二項に属する。」を加える。

別表第九〇〇六・五一号及び第九〇〇六・五三号を削り、同表第九〇〇六・五三号中「その他のもの(及び)に限る。」を削る。

別表第九〇・一三項中「液晶デバイス(より特殊な限定をした項に該当するものを除く。)」を削る。別表第九〇・一二項中「又はガンマ線」を「ガンマ線その他の電離放射線」に、「いす」を「椅子」に改める。

別表第九〇・二七項中「膨脹」を「膨張」に、「九〇二七・八〇」を「九〇二七・八一」に改める。

別表第九〇・二七項中「他の機器」を「九〇二七・八一」に改める。

別表第九〇・二七項中「無税」を「九〇二七・八一」に改める。

別表第九〇・二七項中「無税」を「九〇二七・八一」に改める。

別表第九〇・二七項中「無税」を「九〇二七・八一」に改める。

別表第九〇・三〇項中「その他の機器」の下に「(半導体ウエハー又は半導体デバイスの測定用又は検査用のものを除く。)」を加え、同表第九〇〇三〇・八一号中「機器」の下に「(集積回路を含む。)」を加える。

別表第九〇三一・四一号中「半導体デバイス」の下に「(集積回路を含む。)」を加える。

別表第九一四一・一〇号を削る。

別表第九四類の表題中「ランプその他」を削る。

別表第九〇三一・四一号中「他の照明器具」を「又は光源及びこれらの部分品」に改め、同注¹(1)中「ランプその他」を削り、「がん具」を「玩具」に、「電気花飾り」を「ストリングライト」に改め、同注⁴に次のように加える。

別表第九四類の注¹(f)中「その他の照明器具」を「又は光源及びこれらの部分品」に改め、同注¹(1)中「ランプその他」を削り、「がん具」を「玩具」に、「電気花飾り」を「ストリングライト」に改め、同注⁴に次のように加える。

別表第九四類の表題中「ランプその他」を削る。

別表第九一四一・一〇号を削る。

| | | | | | |
|------------|---------|-------------------------------|------|----|---------|
| 別表第九四・〇一項中 | 九四〇一・四〇 | 回転腰掛け(高さを調節する) ができるものに限る。) | 四・三% | 無税 | 九四〇一・三九 |
| | | 一 草張りのもの | 三・八% | 無税 | 九四〇一・三九 |
| | | 二 その他のもの | 三・八% | 無税 | 九四〇一・三九 |
| | | 九四〇一・四九 | 三・八% | 無税 | 九四〇一・三九 |

| | | | | | |
|---------------------|---------|------------------------------|------|----|---------|
| 別表第九四・〇三項中 | 九四〇三・九〇 | 部分品 | 四・三% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| | | 一 革製のもの | 三・八% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| | | 二 その他のもの | 三・八% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| | | 九四〇一・九一 | 三・八% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| 別表第九四・〇三項中 | 九四〇三・九一 | 部分品 | 四・三% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| | | 一 木製のもの | 三・八% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| | | 二 その他のもの | 三・八% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| | | 九四〇一・九九 | 三・八% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| 別表第九四・〇四項中 | 九四〇三・九九 | 部分品 | 四・三% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| | | 一 木製のもの | 三・八% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| | | 二 その他のもの | 三・八% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| | | 九四〇一・九九 | 三・八% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| 別表第九四・〇四項中 | 九四〇四・四〇 | 部分品 | 四・三% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| | | 一 布団、ベッドスプレッド及び羽根布団(コンフォーター) | 四・六% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| | | 二 その他のもの | 三・八% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| | | 九四〇四・四〇 | 三・八% | 無税 | 九四〇一・九〇 |
| 別表第九四・〇五項を次のように改める。 | | 回転腰掛け(高さを調節する)とができるものに限る。) | 四・三% | 無税 | 九四〇一・九〇 |

官 報 (号 外)

九四〇五

照明器具及びその部分品(サーチライト及びスポットライトを含むものとし、他の項に該当するものを除く)並びに光源を据え付けたイルミネーションサン、発光ネームフレートその他これらに類する物品及びこれらの部分品(他の項に該当するものを除く)。

シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電気式の照明器具(公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く)。

発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するよう

に設計されたもの

その他のもの

卓上用、机上用、ベッドサイド用又は床置き用の電気式

の照明器具

発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するよう

に設計されたもの

その他のもの

クリスマスツリーに使用する種類のストリングライト

発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するよう

に設計されたもの

その他のもの

その他の電気式の照明器具

光発電性のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するよう設計されたものに限る)。

その他のもの(発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するよう設計されたものに限る)。

その他のもの

非電気式の照明器具

イルミネーションサン、発光ネームフレートその他これらに類する物品

発光ダイオード(LED)光源とともに専ら使用するよう

に設計されたもの

一 ガラス製、木製、腸製、ゴールドビータースス

二 その他のもの

一 ガラス製、木製、腸製、ゴールドビータースス
キン製、ぼうこう製又は腱製のもの
その他のもの

九四〇五・六九

九四〇五・五一

九四〇五・二一

九四〇五・二九

九四〇五・三一

九四〇五・三九

九四〇五・四一

九四〇五・四二

九四〇五・四九

九四〇五・五〇

九四〇五・五九

二 その他のもの

部分品

ガラス製のもの

プラスチック製のもの

その他のもの

五・八%

無税

五・八%

無税

五・九%

無税

五・八%

無税

別表第九五類の表題中「がん具」を「玩具」に改める。
別表第九五類の注1中(w)を(x)とし、(v)を(w)とし、(u)を(v)とし、同注1中(t)中「電気花飾り」を「ストリングライト」に改め、同注1中(t)を(u)とし、(s)を(t)とし、(p)から(r)までを(q)から(s)までとし、(o)の次に次のように加える。

(p) 無人航空機(第八八・〇六項参照)

6 第九五・〇八項において次の用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。

(a) 「遊園地の乗り物」とは、主として娯楽の目的のために、固定若しくは制限された走路(水路を含む)を通じて又は所定の区画内において、一人以上の人員を運ぶ個別の器具

若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。遊園地の乗り物には、遊園地、テーマパーク、ウォーターパーク又は催事会場の中組み合わされたものを含み、住宅又は遊び場に通常設置された装置を含まない。

(b) 「ウォーターパークの娯楽設備」とは、意図的に作られた歩道がない、水を伴う所定の区画によつて特徴づけられる個別の器具若しくはこれを結合したもの又は装置をいう。ウォーターパークの娯楽設備には、ウォーターパーク用に特に設計された装置のみを含む。

(c) 「興行用設備」とは、運、力量又は技量に係る遊戯用具をいう。興行用設備には、通常、操作員又は係員が付き、恒久的な建築物又は独立した露店に設置されるものを含み、第九五・〇四項の装置を含まない。

この項には、この表の他の項に該当する装置を含まない。

別表第九五・〇四項中「遊戯場用」を削り、「含む」の下に「並びに硬貨、銀行券、バンクカード、トーカンその他の支払手段により作動する娯楽用の機械」を加える。

別表第九五・〇八項を次のように改める。

巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備、遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備、興行用設備(射的場を含む)並びに巡回劇場の設備

巡回サーカスの設備及び巡回動物園の設備

官報(号外)

| | | |
|---|--|----|
| 九五〇八・二二 | 遊園地の乗り物及びウォーターパークの娯楽設備 | 無税 |
| 九五〇八・二二 | ジェットコースター | 無税 |
| 九五〇八・二三 | 回転木馬、スイング及びその他の回転式の乗り物 | 無税 |
| 九五〇八・二四 | ダッジム車 | 無税 |
| 九五〇八・二五 | 運動シミュレーター及び体験型劇場の設備 | 無税 |
| 九五〇八・二六 | ウォーターライド | 無税 |
| 九五〇八・二九 | ウォーターパークの娯楽設備 | 無税 |
| 九五〇八・三〇 | その他もの | 無税 |
| 九五〇八・四〇 | 興行用設備 | 無税 |
| 九五〇八・四〇 | 巡回劇場の設備 | 無税 |
| 別表第九六類の注1(k)中「ランプその他の」を削る。 | | |
| 別表第九六・〇九項中「しん」を「芯」に改め、同表第九六・九・一〇号中「硬い」を削り、「しん」を「芯」に改め、同表第九六・〇九・一〇号中「しん」を「芯」に改める。 | | |
| 別表第九六・一七・〇〇号中「ケース入りのものに限る。」を削る。 | | |
| 別表第九六・一九・〇〇号中「乳児用の」を削る。 | | |
| 別表第九七類の注5中「注5」を「注6」に改め、同注5を6とし、同注4(A)中「3まで」を「4ままで」に改め、同注4を5とし、3を4とし、2を3とし、1の次に次のよう | | |
| うに加える。 | | |
| 2 第九七・〇一項には、芸術家がデザイン又は創作した場合であつても、通常の職人技術により大量生産された複製品、鑄造物及び製作品で、商業的性格を有するモザイクを含まない。 | | |
| 別表第九七・〇一項から第九七・〇三項までを次のように改める。 | | |
| 書画(肉筆のものに限るものとし、手作業で書き又は装飾した加工物及び第四九・〇六項の図案を除く)並びにコラージュ及びモザイクその他これらに類する装飾板 | | |
| 製作後一〇〇年を超えたもの | | |
| 九七・〇一 | | |
| 九七〇一・二一 | | |
| 九七〇一・二二 | | |
| 九七〇一・二三 | | |
| 九七〇一・二九 | | |
| 九七〇一・九一 | | |
| 九七〇一・九二 | | |
| モザイク | | |
| その他のもの | | |
| その他のもの | | |
| 書画 | | |
| 九七〇一・九九 | | |
| 九七〇二・一〇 | | |
| 九七〇二・九〇 | | |
| その他のもの | | |
| 銅版画、木版画、石版画その他の版画 | | |
| 製作後一〇〇年を超えたもの | | |
| その他のもの | | |
| 九七・〇三 | 彫刻、塑像、铸像その他これらに類する物品(材料を問わ | 無税 |
| 九七〇三・一〇 | ない)。 | 無税 |
| 九七〇三・九〇 | 製作後一〇〇年を超えたもの | 無税 |
| その他のもの | | |
| 別表第九七・〇五項及び第九七・〇六項を次のように改める。 | | |
| 九七・〇五 | 収集品及び標本(考古学、民族学、史学、動物学、植物学、鉱物学、解剖学、古生物学又は古錢に関するものに限る。) | 無税 |
| 九七〇五・二一 | 収集品及び標本(考古学、民族学又は史学に関するものに限る。) | 無税 |
| 九七〇五・二二 | 古生物学に関するものに限る。) | 無税 |
| 九七〇五・二九 | 人体の標本及びその部分品 | 無税 |
| 九七〇五・三一 | 絶滅種又は絶滅危惧種のもの及びこれらの部分品 | 無税 |
| 九七〇五・三九 | その他のもの | 無税 |
| 九七・〇六 | 収集品及び標本(古錢に関するものに限る。) | 無税 |
| 九七〇六・一〇 | 製作後一〇〇年を超えたもの | 無税 |
| 九七〇六・九〇 | その他のもの | 無税 |
| (関税法の一部改正) | | |
| 第三条 関税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。 | | |
| 第一条の三 財務大臣又は税關長は、災害その他やむを得ない理由(以下この条及び第二百二条の三を次のように改める。 | | |
| (災害等による期限の延長) | | |
| 第二条の三 財務大臣又は税關長は、災害その他やむを得ない理由(以下この条及び第二百二条の二において「災害等」という。)により、この法律又は関税定率法その他の関税に関する法律に基づく申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徵収に関する期限までにこれらの行為をすることができないと認めるときは、政令で定めるところにより、当該災害等のやんだ日から二月以内に限り、当該期限を延長することができる。 | | |
| 2 第九十四条の二から第九十四条の六まで | | |
| (関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・関税に関する | | |

る法律の規定の適用)の規定は、特例輸入者が備付け及び保存をする特例輸入関税関係帳簿並びに特例輸入者が保存をする特例輸入関税関係書類並びに特例輸入者が行う第九十四条の五に規定する電子取引について準用する。この場合において、第九十四条の二第一項中「電磁的記録」とあるのは「電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人間知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるもの)をいう。以下同じ。」と、第九十四条の三第一項中「電子計算機出力マイクロフィルム」とあるのは「電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)」と読み替えるものとする。

第七条の十一第二項及び第七条の十二第一項第二号中「帳簿」を「(特例輸入者に係る帳簿」

に、「帳簿」を「(特例輸入関税関係帳簿及び「帳簿書類」を「特例輸入関税関係帳簿及び特例輸入関税関係書類」に改める。

第九条第二項第七号中「(決定)」を「(更正及び

決定)」に改め、同条第三項中「若しくは第三項」を、「第三項若しくは第四項」に改め、同条第四項中「若しくは第三項」を「から第四項まで」に改める。

第九条の六を第九条の十一とし、第九条の五第一項中「先だつて」を「先立つて」に改め、同条を第九条の十とし、第九条の四の次に次の五条を加える。

(納付受託者に対する納付の委託)

第九条の五 関税を納付しようとする者は、次

の各号のいずれにも該当する場合には、納付

受託者(次条第一項に規定する納付受託者を

いう。以下この条において同じ)に納付を委

託することができる。

一 当該関税の税額が財務省令で定める金額以下である場合
二 インターネットその他高度情報通信ネットワークを使用して行う納付受託者に対する通知で財務省令で定めるものに基づき納付しようとする場合
2 関税を納付しようとする者が前項第二号の通知に基づき当該関税を納付しようとする場合において、納付受託者が当該関税を納付しようとする者の委託を受けたときは、当該委託を受けた日に当該関税の納付があつたものとみなして、附帯税に関する規定を適用する。

3 第一項の場合において、賦課課税方式が適用される郵便物に係る関税の納付を委託するときにおける第七十七条郵便物の関税の納付等の規定の適用については、同条第三項中「を納付し、又は次条第一項の規定によりその関税の納付を日本郵便株式会社」とあるのは「の納付を第九条の五第一項(納付受託者等)の規定により納付受託者に対する納付の委託)の規定により納付受託者と、同条第五項中「を納付し、又は次条第一項の規定により当該郵便物に係る関税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した」とあるのは「の納付を第九条の五第一項の規定により納付受託者に委託した」とし、同条第四項及び第七十七条の二から第七十七条の五まで(郵便物に係る関税の納付委託・日本郵便株式会社による関税の納付等・帳簿の備付け・違法行為等の是正)の規定は、適用しない。

4 財務大臣は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。
(納付受託者の納付)
第九条の七 納付受託者は、第九条の五第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により関税を納付しようとする者の委託を受けたときは、政令で定める日までに当該委託を受けた関税を納付しなければならない。

2 納付受託者は、第九条の五第一項の規定により関税を納付しようとする者の委託を受けたときは、遲滞なく、財務省令で定めるところにより、その旨及び委託を受けた年月日を財務大臣に報告しなければならない。

3 納付受託者が第一項の関税を同項に規定する政令で定める日までに完納しないときは、納付受託者の住所又は事務所の所在地を管轄する税関長は、国税の保証人に関する徴収の例によりその関税を納付受託者から徴収する。

4 税関職員は、前項の規定により立入検査を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。
(納付受託者の指定の取消し)
第九条の九 財務大臣は、第九条の六第一項(納付受託者の規定による指定を受けた者が

次条の各号のいずれかに該当するときは、その指定を取り消すことができる。

お徵収すべき残余がある場合でなければ、その残余の額について当該関税に係る納税者がから徴収することができない。

(納付受託者の帳簿保存等の義務)
第九条の八 納付受託者は、財務省令で定めるところにより、帳簿を備え付け、これに納付事務に関する事項を記載し、及びこれを保存しなければならない。

一 第九条の六第一項に規定する指定の要件に該当しなかつたとき。

二 第九条の七第二項(納付受託者の納付)又は前条第二項の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき。

三 前条第一項の規定に違反して、帳簿を備え付けず、帳簿に記載せず、若しくは帳簿に偽りの記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

四 前条第三項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対しても陳述をせず、若しくは偽りの陳述をしたとき。

2 財務大臣は、前項の規定により指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第十二条第七項第二号中「第二条の三(第一項、第三項又は第四項(災害)を「第二条の三(災害等)に改める。」

第十二条の二第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第六項中「第四項」を「第五項」に、「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第五項中「及び第二項」を削り、同項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に、「前二項」を「前三項」に改め、同項第一号中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 保存義務者申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者をいう。以下この項目及び第十二条の四第三項において同じ。)の次に掲げる関税関係帳簿(第九十四条第一項(帳簿の備付け等)の規定により備付け及び保存をしなければならないこととされている帳簿をいう。以下この項において同じ。)若しくは特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿に、

付け及び保存又は当該電磁的記録の備付け及び当該電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいう。以下同じ。)による保存が、関税の納税義務の適正な履行に資するものとして財務省令で定める要件を満たしている場合における当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルム(当該貨物の輸入の許可の日以後引き続き当該要件を満たしてこれらの備付け及び保存が行われているものに限る。以下この項において同じ。)に記録された事項に関し修正申告又は更正があつた場合において、第一項の規定の適用があるときは、同項の過少申告加算税の額は、前二項の規定にかかるわらず、前二項の規定により計算した金額から当該過少申告加算税の額の計算の基礎となるべき税額(その税額の計算の基礎となるべき事実で当該修正申告又は当該更正の起因となる当該電磁的記録又は当該電子計算機出力マイクロフィルムに記録された事項に係るもの以外のもの(以下この項において「電磁的記録等に記録された事項に係るもの以外の事実」といふ。)があるときは、当該電磁的記録等に記録された事項に係るものに限り、同項の重加算税の額は、前二項を「これらの項の重加算税の額は、前二項」に、「前二項の規定により計算した金額に、前二項」を「前三項の規定により計算した金額に、前二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に

3 第九十四条の二第三項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)(第七条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する関税関係書類(第九十四条第一項(帳簿の備付け等)の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下この項において同じ。)若しくは特例輸入関税関係書類に係る電磁的記録であつて保存義務者が第九十四条の

当該特例輸入関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者の当該関税関係帳簿又は当該特例輸入関税関係帳簿において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により関税関係帳簿又は特例輸入関税の規定により関税関係帳簿又は特例輸入関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存に代えて保存を行い、若しくは同項後段の規定により保存を行つてあるもの又は第九十四条の五(電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に關し期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた場合において、前二項の規定に該当するときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかかるわらず、前二項の規定により計算した金額に、

2 第九十三条第二項第一号中「若しくは第三項」を「第三項若しくは第四項」に改め、同条第三項第二号中「仮差押」を「仮差押え」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に

3 第九十四条の二第三項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)(第七条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する関税関係書類(第九十四条第一項(帳簿の備付け等)の規定により保存をしなければならないこととされている書類をいう。以下この項において同じ。)若しくは特例輸入関税関係書類に係る電磁的記録であつて保存義務者が第九十四条の

二 第九十三条前段の規定により当該関税関係書類の保存に代えて保存を行つてあるもの又は第九十四条の五(電子取引の取引情報に係る電磁的記録に記録された事項に關し期限後特例申告書の提出若しくは修正申告又は更正決定があつた場合において、前二項の規定に該当するときは、前二項の重加算税の額は、前二項の規定にかかるわらず、前二項の規定により計算した金額に、

2 第九十三条第二項第一号中「若しくは第三項」を「第三項若しくは第四項」に改め、同条第三項第二号中「仮差押」を「仮差押え」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に

3 第九十四条の二第三項(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等)(第七条の九第二項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)に規定する関税関係書類(第九十四条第一項(帳簿の備付け等)に改め、同条第一項中「帳簿を」を「帳簿(以下「特定輸出関税関係帳簿」という。)」に、「当該帳簿」を「当該特定輸出関税関係帳簿に、」、「第六十七条の十第二項及び第六十七条の十一第一号において「帳簿書類」を以

下「特定輸出関税関係書類」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 第九十四条の二から第九十四条の六まで

(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存等・関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等・民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外・電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存・関税に関する法律の規定の適用)の規定は、特定輸出者が備付け及び保存をする特定輸出関税関係帳簿並びに特定輸出者が保存をする特定輸出関税関係書類並びに特定輸出者が行う第九十四条の五に規定する電子取引について準用す

〔許可の承継についての規定の準用〕において改め、同条第二項中「(帳簿)を「(特定輸出者に係る帳簿)を「よる特定輸出関税関係帳簿」に、「帳簿書類」を「特定輸出関税関係帳簿」に、「帳簿書類」を「特定輸出

第六十七条の十第一項第二号中「において」を「(帳簿)を「よる特定輸出関税関係帳簿」に、「帳簿書類」を「特定輸出関税関係帳簿」に、「帳簿書類」に改める。第六十七条の十一第一号中「(帳簿)を「(特定輸出者に係る帳簿)に、「よる帳簿」を「よる特定輸出者に係る帳簿」に、「よる帳簿」を「よる特定輸出関税関係帳簿」に、「帳簿書類」を「特定輸出関税関係帳簿及び特定輸出関税関係書類」に改める。

第六十七条の十一第一号中「(帳簿)を「(特定輸出者に係る帳簿)に、「よる帳簿」を「よる特定輸出者に係る帳簿」に、「帳簿書類」を「特定輸出

第六十九条の十一第一項第六号中「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第七十二条中「及び第三項」を「第三項及び第四項に改め、「後(二)の下に「第九条の五第一項(納付受託者に対する納付の委託)の規定により関税の納付を委託する場合においては、納付受託者が当該委託を受けた後とし、」を加える。

第七十三条第一項中「及び第三項」を「第三

項及び第四項」に改める。

第七十六条第一項中「帳簿」を「特定輸出者に係る帳簿」に改める。

下「関税関係帳簿」という)を「(当該帳簿)を「(一般輸入貨物)といふ)を」「(当該帳簿)を「(もの)の下に(以下「関税関係書類」という。)」を加え、同条第二項中「(次項において「一般輸出貨物」といふ)を削り、同条第三項を削り、同条の次に次

の五条を加える。

(関税関係帳簿書類の電磁的記録による保存

等)

第九十四条の一 前条第一項の業として輸入する者は又は同条第二項の業として輸出する者(以下「保存義務者」という。)は、関税関係帳簿について自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定めるところにより、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存しなければならない。

第九十四条の三 保存義務者は、関税関係帳簿について、自己が最初の記録段階から一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、

財務省令で定めるところにより、当該関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び当該電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えることができる。

2 保存義務者は、関税関係書類の全部又は一部について、自己が一貫して電子計算機を使用して作成する場合には、財務省令で定める

ところにより、当該関税関係書類に係る電磁的記録の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えることができる。

3 前項に規定するもののほか、保存義務者

の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えることができる。

2 保存義務者は、電子取引(取引情報(貨物の取引に関する受領書、又は交付する契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下この項において同じ。)の授受を電磁的方式により行う取引をいう。)を行つた場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

3 前項に規定する法律の規定により関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者又は同条第二項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者は、財務省令で定める場合には、当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類の全部若しくは一部について、当該関税関係書類に記載されている事項を財務省令で定めるところにより電磁的記録に記録する場合には、財務省令で定めたところにより、当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えることができる。この場合にお

いて、当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存が当該財務省令で定めるところに従つて行われていないとき(当該関税関係書類の保存が行われている場合を除く。)は、当該保存

その他の財務省令で定める要件を満たして当該電磁的記録を保存しなければならない。

(関税関係帳簿書類の電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)

3 前項に規定する法律の規定により関税関係帳簿に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者又は同条第二項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者は、財務省令で定める場合には、当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類の全部若しくは一部について、財務省令で定めるところにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムによる保存等)のいずれかに規定する財務省令で定めるところに従つて備付け及び保存が行われている関税関係帳簿又は保存が行われている関税関係書類に係る電磁的記録又は電子計算機出力マイクロフィ

の保存に代えることができる。

(民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律の適用除外)

第九十四条の四 関税関係帳簿及び関税関係書類については、民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十六年法律第百四十九号)第三条(電磁的記録による保存及び第四条(電磁的記録による作成)の規定は、適用しない。

(電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存)

第九十四条の五 保存義務者は、電子取引(取引情報(貨物の取引に関する受領書、又は交付する契約書、仕入書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他これらに準ずる書類に通常記載される事項をいう。以下この項において同じ。)の授受を電磁的方式により行う取引をいう。)を行つた場合には、財務省令で定めるところにより、当該電子取引の取引情報に係る電磁的記録を保存しなければならない。ただし、財務省令で定めるところにより、当該電磁的記録を出力することにより作成した書面又は電子計算機出力マイクロフィルムを保存する場合は、この限りでない。

3 前項に規定する法律の規定により関税関係帳簿に係る電磁的記録の備付け及び保存をもつて当該関税関係帳簿の備付け及び保存に代えている保存義務者又は同条第二項の規定により関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えている保存義務者は、財務省令で定める場合には、当該関税関係帳簿又は当該関税関係書類の全部若しくは一部について、当該関税関係書類に記載され

ている事項を財務省令で定めるところにより電磁的記録に記録する場合には、財務省令で定めたところにより、当該関税関係書類に係る電磁的記録の保存をもつて当該関税関係書類の保存に代えることができる。この場合にお

官 報 (号 外)

| |
|--|
| 別表第二第一〇三・〇七項中「くん製した」を「及びくん製した」に改め、「並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。)」を削り、同表第〇三〇七・九九号中「スキヤロップいたやがい科の粉、ミール及びペレット(甲殻類及び軟体動物を除くものとし、食用に適するものに限る。)」を削り、同項の次に次の一項を加える。 |
| ○三・〇九 魚並びに甲殻類、軟体動物及びその他の水棲無脊椎動物の粉、ミール及びペレット(食用に適するものに限る。) |
| ○三・〇九・九〇 その他のもの |
| 二 くん製したもの (一) えびのもの (二) その他のもののうち 甲殻類のもの |
| 三 その他のもの (一) えびのもの その他のもの(貝柱のものを除く。) |
| ○四・一〇 昆蟲類 ○四一〇・一〇 その他のもの 一 あなつばめの巣 二 その他のもの |
| ○四一〇・九〇 昆蟲類 ○四一〇・九〇 その他のもの 一 あなつばめの巣 二 その他のもの |
| 別表第二第一〇四・一〇項を次のように改める。 |
| ○四・一〇 昆蟲類その他の食用の動物性生産品(他の項に該当するものを除く。) |
| ○四一〇・一〇 昆蟲類 ○四一〇・九〇 その他のもの 一 あなつばめの巣 二 その他のもの |
| 別表第二第一〇七・〇九項中 まつたけ(トリコロマ・マツタケ、トリコロマ・マグニヴェラ、トリコロマ・アナトリクム、トリコロマ・ドウルキオレンス及びトリコロマ・カリガトウム) トリフ(セイヨウショウロ属のもの) ○七〇九・五六 無税 |
| 別表第二第一〇九・五五 まつたけ及びトリフ に改める。 無税 |
| 別表第二第一〇七・〇九項中 B その他のもの 一 兼柱以外のもの 二 くん製したもののうち 貝柱のもの |
| 一六〇五・五九 一 兼柱以外のもの 二 くん製したもののうち 貝柱のもの |
| 別表第二第一六〇五・五九号を次のように改める。 |
| 一六〇一・九〇 二 その他のもの B その他のもの 一 兼柱以外のもの 二 くん製したもののうち 貝柱のもの |
| 別表第二第一六〇五・五九号を次のように改める。 |
| 一六〇五・五九 一 兼柱以外のもの 二 くん製したもののうち 貝柱のもの |
| 別表第二第一〇〇八・九三号中「ヴァキニウム・オクシココス及び」を「及びヴァキニウム・オクシココス」及び「けもも」に改める。 |
| 別表第二第一〇・〇九項中「又は」を「ナット又は」に、「を含み」を「及びココナツツウォーター」を含みに改める。 |
| 別表第二第一〇七・一項中「例えば、亜硫酸ガス又は塩水、亜硫酸水その他の保存用の溶液により保存に適する処理をしたもので、」を削る。 |

たばこ、再生活垃圾又はたばこ代用物若しくは二コチン代用物を含有する物品(非燃焼吸引用の物品に限る)及び二コチンを含有するその他の物品(二コチンを人体に摂取するためのものに限る)。

の改正規定、同条の次に五条を加える改正規定、同法第九十五条第三項の改正規定及び同法第一百十五条の二第一号の改正規定並びに第五条の規定並びに次条第二項から第九項まで及び附則第六条の規定は、令和四年一月一日から施行する。

第二条 第三条の規定による改正前の関税法(以下この条において「旧関税法」という。)第二条の三第一項に規定する特定災害は、第三条の規定による改正後の関税法(以下この条において「新関税法」という。)第二条の三に規定する災害等(みならず、同二条第一項記載のもの)を指す。

とみなしして 同条及び新関税法第二百二十二条の二の規定を適用する。

十七条の十一第一号の規定は、令和四年一月一日以後にこれらの号に該当するに至つた関税法第七条の二第一項に規定する特例輸入者及び同法第六十七条の三第一項第一号に規定する特定輸出者(以下この項において「特例輸入者等」という)について適用し、同日前に旧関税法第七条の九第二項及び第六十七条の八第二項の規定により読み替えて準用する所得税法等の一部を

改正する法律(令和三年法律第号)第十一

す。

一 旧関税法第七条の九第二項及び第九十四条
第三項において読み替えて準用する旧電子帳簿保存法第四条第一項又は第五条第一項若しくは第三項のいずれかの承認を受けている旧関税関係帳簿(業として輸入する者に係るものに限る。)に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。)又は電子計算機出力マイクロフィルム(電子計算機を用いて電磁的記録を出力することにより作成するマイクロフィルムをいふ。以下この号及び第三号において同じ。)
新関税法第十二条の二第三項に規定する財務省令で定める要件を満たして備付け及び保存が行われている同項各号に掲げる新関税関係帳簿(業として輸入する者に係るものに限る。)に係る電磁的記録又は電子計算機出力マ
イクロフィルム

3
条の規定による改正前の電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法等の特例に関する法律(平成十年法律第二十五号)(以下この条において「旧電子帳簿保存法」という)第十一条第三項第一号の規定により読み替えて適用する旧関税法第七条の十二第一項第二号及び第六十七条の十一第一号に該当するに至った特例輸入者等については、なお従前の例による。
新関税法第十二条の二及び第十二条の四の規定は、令和四年一月一日以後に關稅法第十二条第九項に規定する法定納期限が到来する關稅について適用する。この場合において、次の各号に掲げるものは、当該各号に定めるものとみな

二 旧関税法第七条の九第二項及び第九十四条
第三項において準用する旧電子帳簿保存法第
四条第三項の承認を受けている旧関税関係書
類業として輸入する者に係るものに限る。)
に係る電磁的記録 新関税法第九十四条の二
第三項前段(新関税法第七条の九第二項にお
いて準用する場合を含む。以下この号におい
て同じ。)に規定する財務省令で定めるところ
に従つて保存が行われている新関税法第九十
四条の二(第三項前段の新関税関係書類業と
して輸入する者に係るものに限る。)に係る電
磁的記録

三 旧関税法第七条の九第二項及び第九十四条
第三項において読み替えて準用する旧電子帳
簿保存法第十条の特例輸入者又は一般輸入貨
物を業として輸入する者により行われた同条

一 議案の目的及び要旨
本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うもので、その主な内容は次のとおりである。

- 令和三年三月末に適用期限が到来する暫定税率及び特惠関税制度等について、その適用期限の延長等を行うこと。
- ポリ塩化ビニル製い捨て手袋の暫定税率を設定し、無税とする等、個別品目の関税率の見直しを行うこと。
- この法律は、別段の定めがある場合を除き、令和三年四月一日から施行すること。

二 議案の可決理由
本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

本案は、最近における内外の経済情勢等に対応するため、関税率等について所要の改正を行うもので、時宜に適うものと認め、可決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行による減収見込額
本案施行による減収見込額は、令和二年度において約十億円である。

右報告する。
令和三年三月十六日

財務金融委員長 越智 隆雄

[別紙]

関税率等の一部を改正する法律案に対する附帯決議
政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。
一 關税率の改正に当たっては、我が国の貿易をめぐる諸情勢を踏まえ、国民経済的な視点から国内産業、特に農林水産業及び中小企業に及ぼす影響を十分に配慮しつつ、調和のとれた対外

二 最近におけるグローバル化の進展や日英包括的経済連携協定の発効等に伴い、税関業務が増大し、複雑化する中で、適正かつ迅速な税関業務の実現を図り、また、覚醒剤等の不正薬物、銃器、金地金等の密輸を阻止し、水際において税率及び特惠関税制度等について、その適用期限の延長等を行うこと。

三 新型コロナウイルス感染症の蔓延、更には、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催が予定されることから、水際における業務遂行やテロ・治安維持対策の遂行に当たっては、税関における定員の確保及び取締検査機器等を含む業務処理体制の整備並びに安全管理の徹底、また職員への感染症対策に万全を期すこと。

四 この法律において「特定植栽事業」とは、特定間伐等のうち増殖した特定母樹から採取された種穂から育成された苗木(以下「特定苗木」といふ)の植栽(以下「特定植栽」という。)を行う事業をいう。

第五条第二項中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、同項第三号中「前号」の下に「の区域における特定植栽事業の実施に関する基本的な事項その他の第二号」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の二号を加える。

六 前号の区域のうち特定植栽の実施を促進すべき区域の基準

第七条第四項中「第三号」を「第四号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

八 第四条中第六項を第七項とし、第五項を第六項とし、同条第四項中「協議しなければ」を「協議するとともに、第三項各号に掲げる事項に係る部分については関係市町村長の意見を聴かなければ」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、「事項」の下に「(前項の規定により同項各号に掲げる事項を定めた場合にあつては、当該事項を含む。)」を加え、「第九条第二項第三号において」を「以下に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二号を加える。

九 前項第二号から第四号までに掲げる事項には、特定植栽に関する次に掲げる事項を定めることができる。

十 前項第二号から第四号までに掲げる事項に一 特定植栽の実施を促進すべき区域

十一 前号の区域における特定植栽事業の実施方

十二 前号の区域における特定植栽事業の実施方

十三 第一号の区域における特定植栽事業の実施の促進の方針に関する事項

十四 第一条中「平成三十二年度」を「令和十二年度」に、「作成及び」を「作成並びに」に改め、「特定増殖事業計画」の下に「及び特定植栽事業計画」を加える。

十五 第二条第一項及び第二項中「平成三十二年度」を「令和十二年度」に改め、「特定増殖事業計画」の下に「及び特定植栽事業計画」を加える。

十六 「令和十二年度」に改め、同条に次の二項を加える。

十七 その区域の全部又は一部が前条第三項の規定により基本方針に定められた同項第一号の区域(以下「特定植栽促進区域」という。)内にある市町村にあつては、特定間伐等促進計画において、前項各号に掲げる事項のほか、当該市町村の区域内にある特定植栽促進区域における特定植栽事業の実施方法及び実施の促進のための方策に関する事項を定めるものとする。

十八 第六条第一項中「第十四条第一項」を「第十八条第一項」に改める。

十九 第九条第二項第三号中「第四項において」を「以下に改め、同条第三項第一号中「当該特定増殖事業計画が」を削る。

二十 第十一条第一項中「であつて」を「第十六条において単に「林業・木材産業改善資金」という。」であつてに改め、「含む」の下に「第十六条において同じ」を加える。

二十一 第十五条中「特定都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、「認定特定増殖事業者」の下に「又は認定特定植栽事業者」を、「認定特定増殖事業計画」の下に又は認定特定植栽事業計画」を加え、同条第十九条とする。

二十二 第十四条第一項中「及び認定特定増殖事業者」を「認定特定増殖事業者及び認定特定植栽事業者」に改め、同条第二項中「又は認定特定増殖事業者」を「認定特定増殖事業者又は認定特定植栽事業者」に改め、同条第二項中「又は認定特定増殖事業計画」の下に「又は認定特定植栽事業計画」を、「認定特定増殖事業計画又は認定特定植栽事業計画」に改め、同条に次の二項を加える。

二十三 地方公共団体は、第五条第一項第一号の区域内に存する森林の森林所有者(森林法第二条第二項に規定する森林所有者をいう。)との他の関係者に対し、特定間伐等及び特定増殖事業の実

官 報 (号 外)

| | |
|---|---|
| <p>施を促進するために必要な情報の提供、助言又はあせんその他の援助を行うよう努めなければならない。</p> <p>第十四条を第十八条とし、第十三条の次に次の四条を加える。</p> <p>(特定植栽事業計画の認定)</p> <p>第十四条 特定植栽促進区域内において基本方針(第四条第三項各号に掲げる事項が定められたものに限る。以下同じ。)に定められた同項第二号に掲げる事項に基づいて特定植栽事業を実施しようとする者は、その実施しようとする特定植栽事業に関する計画(以下「特定植栽事業計画」という。)を作成し、これを当該基本方針を定めた都道府県知事に提出して、その認定を受けることができる。</p> <p>二 特定植栽事業の目標</p> <p>二 植栽する特定苗木の種類及びその調達に関する事項</p> <p>三 特定苗木を植栽する土地の所在地及び面積、当該土地の利用の現況、植栽の時期及び植栽する苗木の本数その他農林水産省令で定める事項</p> <p>四 地域森林計画の対象となつている民有林において特定苗木を植栽する土地の上にある立木を伐採しようとする場合にあっては、伐採する森林の所在場所、伐採主体、伐採面積、伐採方法、伐採齡その他農林水産省令で定める事項</p> <p>五 特定植栽事業の実施期間</p> <p>六 特定植栽事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法</p> | |
| <p>2 都道府県知事は、認定特定植栽事業者が当該</p> | <p>一 基本方針に照らし適切なものであること。</p> <p>二 前項第一号から第六号までに掲げる事項が当該特定植栽事業計画に係る特定植栽事業を確実に実施するために適切なものであることを。</p> <p>三 申請者が特定植栽事業を適確に遂行するに足りる技術的能力その他の能力を有すること。</p> <p>4 都道府県知事は、特定植栽事業計画について第一項の認定をしようとするときは、当該特定植栽事業計画において特定苗木を植栽することとされている土地の所在地の属する市町村の長の意見を聴かなければならない。</p> <p>5 都道府県知事は、前項の規定により市町村の長の意見を聴いた場合において第一項の認定をしたときは、当該市町村の長に当該認定をした旨の通知をしなければならない。</p> <p>6 特定間伐等促進計画を作成した市町村の長が前項の通知を受けたときは、当該通知の日において、当該通知に係る特定植栽事業計画のうち第五条第二項第三号口に掲げる事項に相当する部分に係る当該特定間伐等促進計画の変更がされたものとみなす。この場合において、同条第九項において準用する同条第八項の規定は、適用しない。</p> <p>7 特定間伐等促進計画を作成した市町村は、第七十七条 第八条の規定は、認定特定植栽事業者(伐採主体として認定特定植栽事業計画に記載された者が当該認定特定植栽事業者でない場合にあっては、その者。第三項において同じ。)が認定特定植栽事業計画(第十四条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)に従つて行う立木の伐採について準用する。</p> <p>2 認定特定植栽事業者は、農林水産省令で定めることにより、認定特定植栽事業計画に記載された前項の伐採及び当該伐採後の植栽に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。</p> <p>(特定植栽事業計画の変更等)</p> <p>第十五条 前条第一項の認定を受けた者(以下「認定特定植栽事業者」という。)は、当該認定に係る特定植栽事業計画を変更しようとするときは、当該認定をした都道府県知事の認定を受けなければならぬ。</p> |
| <p>3 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、その特定植栽事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。</p> | <p>認定に係る特定植栽事業計画(前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもとの以下「認定特定植栽事業計画」という。)に對して、当該認定特定植栽事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。</p> <p>3 都道府県知事は、認定特定植栽事業計画が前条第三項各号のいずれかに適合しないものとなつたと認めるときは、認定特定植栽事業者に對して、当該認定特定植栽事業計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。</p> <p>4 前条第三項から第七項までの規定は、第一項の認定について準用する。</p> <p>(林業・木材産業改善資金の償還期間の特例)</p> <p>第十六条 林業・木材産業改善資金であつて、認定特定植栽事業者が認定特定植栽事業計画に従つて特定植栽事業を実施するのに必要なものの償還期間は、林業・木材産業改善資金助成法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。</p> <p>(伐採の届出の特例等)</p> <p>第十七条 第八条の規定は、認定特定植栽事業者(伐採主体として認定特定植栽事業計画に記載された者が当該認定特定植栽事業者でない場合にあっては、その者。第三項において同じ。)が認定特定植栽事業計画(第十四条第二項第四号に掲げる事項に係る部分に限る。)に従つて行う立木の伐採について準用する。</p> <p>2 認定特定植栽事業者は、農林水産省令で定めることにより、認定特定植栽事業計画に記載された前項の伐採及び当該伐採後の植栽に係る森林の状況について、市町村の長に報告しなければならない。</p> <p>理由</p> <p>我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和十二年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するため、市町村が新たに同年度までの間における特定間伐等の実施を促進する特別措置法(平成二十年法律第三十二号)第十七条第三項」を加える。</p> |

令和三年三月十八日 衆議院会議第十三号

森林の間伐等の実施の促進に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書 有明海及び八代海等を再生するため

六〇

認定について定め、当該認定を受けた者に対する林業・木材産業改善資金の償還期間に関する特例措置を講ずる等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和十二年度までの間における森林の間伐等(以下「特定間伐等」という。)の実施を促進するため、市町村が新たに同年度までの間における特定間伐等の実施の促進に関する計画(以下「特定間伐等促進計画」という。)を作成すること等ができるようになるとともに、特定母樹から育成された苗木の植栽(以下「特定植栽」という。)を行う事業に関する計画(以下「特定植栽事業計画」という。)の認定について定め、当該認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金の償還期間に関する特例措置等を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

- (一) 農林水産大臣が特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施に関する基本指針に定める事項に、特定植栽の実施を促進すべき区域の基準及び当該区域における特定植栽を行う事業の実施に関する基本的な事項を加えるものとすること。
- (二) 都道府県知事が特定間伐等及び特定母樹の増殖の実施に関する基本指針等の定める事項に、特定植栽の実施を促進すべき区域の基準及び当該区域における特定植栽(以下「基本方針」という。)に定めることができる事項に、特定植栽の実施を促進すべき区域の基準及び当該区域における特定植栽を行ふ事業の実施方法及び実施の促進のための方

の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案の特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

策に関する事項を加えるものとすること。

付することに決した。

本案施行に要する経費として、令和三年度一般会計予算に美しい森林づくり基盤整備交付金

する交付金の交付、当該計画に基づく間伐等の実施又は助成について地方公共団体の支出する経費に係る地方債の起債の特例、特定母樹の増殖を行ふ民間事業者等に対する林業・

木材産業改善資金の償還期間の延長の特例等の支援措置を令和十二年度まで引き続き講ずるものとすること。

2 特定間伐等の支援措置の延長

令和三年三月十七日 農林水産委員長 高鳥 修一

衆議院議長 大島 理森殿

[別紙]

3 都道府県知事による特定植栽事業計画の認定制度の創設

1 の〔〕の基本方針に即して、特定植栽事業計画を作成し、都道府県知事の認定を受けた者に対し、林業・木材産業改善資金の償還期間の延長等の支援措置を講ずるものとすること。

4 罰則

認定を受けた特定植栽を行う事業者が当該特定植栽事業計画に記載された事項に従つていない場合において、市町村の長による命令に違反したときは、百万円以下の罰金に処するものとすること。

5 施行期日

この法律は、令和三年四月一日から施行するものとすること。

二 議案の可決理由

本案は、我が国森林による二酸化炭素の吸収作用の保全及び強化の重要性に鑑み、令和十二年度までの間における森林の間伐等の実施を促進するための措置として妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、日本共産党から、新設さ

れる特定植栽に関する規定の削除を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

こと。また、特定苗木を用いた植栽については、地域の実情も踏まえつつ、区域指定や施設の基準となる考え方を国として示すこと。

四 未更新地の解消を図るため、再造林に係る省力化・効率化、苗木供給量の拡大、苗木生産者の支援に係る施策を拡充すること。

五 森林資源の循環利用の確立に向け、林業労働力の育成・確保に向けた施策の拡充、賃金・労働安全対策はじめとする就業条件改善に向けた対策を強化すること。

六 二千五十年カーボンニュートラルに向けて、木材の利用拡大による炭素貯蔵、二酸化炭素の排出削減効果を最大化するため、本法の措置に加え、CLTや耐火部材等の活用により、公共建築物のみならず民間の非住宅建築物の木造化・木質化を進めるとともに、熱利用など高効率な木質バイオマスエネルギーの活用を推進すること。

七 国有林野事業においても、国有林の一元的管理経営の下、再造林、間伐等の森林整備が着実に推進されるよう、適正な人員等の確保、人材の育成、技術の継承等に努めること。

八 台風等の自然災害による森林被害や山地災害が頻発している現状に鑑み、災害からの復旧を迅速化し、今後の災害発生を予防する観点から、間伐をはじめとする適切な森林整備を推進するとともに、災害発生リスクの増大を踏まえた治山対策を強化すること。

右決議する。

有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律の一部を改正する法律案

令和三年三月十七日 提出者 農林水産委員長 高鳥 修一

三 再造林に当たっては、適地適木を原則とする

農林水産委員長 高鳥 修一

(外) 司(報) 加

別表第二 在勤基本手当の基準額(第十条関係)

一 大使館

| 地 域 | 所 在 国 | 号 | | | | | | | | | 別 | | |
|-------|---------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | 大 使 | 公 使 | 特 号 | 1 号 | 2 号 | 3 号 | 4 号 | 5 号 | 6 号 | 7 号 | 8 号 | 9 号 |
| アジア | イ ン ド | 700,000 | 640,000 | 606,400 | 586,500 | 556,700 | 507,100 | 457,500 | 407,800 | 368,100 | 348,300 | 328,400 | 308,600 |
| | イ ン ド ネ シ ア | 570,000 | 480,000 | 456,100 | 439,400 | 414,400 | 372,600 | 330,900 | 289,100 | 255,700 | 239,000 | 222,300 | 205,600 |
| | カンボジア | 620,000 | 600,000 | 562,900 | 542,400 | 511,600 | 460,300 | 409,000 | 357,700 | 316,700 | 296,200 | 275,700 | 255,200 |
| | シ ン ガ ポ ー ル | 690,000 | 620,000 | 575,100 | 552,100 | 517,600 | 460,100 | 402,600 | 345,100 | 299,100 | 276,100 | 253,100 | 230,100 |
| | ス リ ラ ン カ | 550,000 | 530,000 | 504,100 | 486,500 | 460,000 | 415,900 | 371,800 | 327,700 | 292,400 | 274,800 | 257,100 | 239,500 |
| | タ イ | 690,000 | 580,000 | 542,100 | 520,400 | 487,900 | 433,700 | 379,500 | 325,300 | 281,900 | 260,200 | 238,500 | 216,900 |
| | 大 韓 民 国 | 690,000 | 580,000 | 546,100 | 524,300 | 491,500 | 436,900 | 382,300 | 327,700 | 284,000 | 262,100 | 240,300 | 218,500 |
| | 中 譯 人 民 共 和 国 | 830,000 | 660,000 | 615,800 | 591,900 | 556,200 | 496,600 | 437,000 | 377,500 | 329,800 | 306,000 | 282,100 | 258,300 |
| | ネ ベ ール | 670,000 | 650,000 | 615,700 | 597,500 | 570,200 | 524,700 | 479,200 | 433,700 | 397,300 | 379,100 | 360,900 | 342,700 |
| | パ キ 斯 坦 | 720,000 | 670,000 | 640,800 | 623,300 | 597,200 | 553,600 | 510,000 | 466,500 | 431,600 | 414,200 | 396,700 | 379,300 |
| アフリカ | バ ン グ ラ デ シ ュ | 740,000 | 720,000 | 686,800 | 666,100 | 635,100 | 583,400 | 531,700 | 480,100 | 438,700 | 418,000 | 397,400 | 376,700 |
| | 東 テ ィ モ ー ル | 720,000 | 700,000 | 662,400 | 641,900 | 611,100 | 559,900 | 508,700 | 457,400 | 416,400 | 395,900 | 375,400 | 355,000 |
| | フ ィ リ ピ ン | 620,000 | 520,000 | 491,700 | 473,100 | 445,100 | 398,400 | 351,700 | 305,100 | 267,700 | 249,100 | 230,400 | 211,800 |
| | ブ े ン ト ン | 660,000 | 640,000 | 606,400 | 586,500 | 556,700 | 507,100 | 457,500 | 407,800 | 368,100 | 348,300 | 328,400 | 308,600 |
| | ブ ル ネ イ | 580,000 | 560,000 | 521,100 | 500,300 | 469,000 | 416,900 | 364,800 | 312,700 | 271,000 | 250,100 | 229,300 | 208,500 |
| | ペ ト ナ ム | 570,000 | 520,000 | 486,200 | 467,900 | 440,300 | 394,400 | 348,500 | 302,600 | 265,800 | 247,500 | 229,100 | 210,800 |
| | マ レ ー シ ア | 550,000 | 500,000 | 464,500 | 445,900 | 418,100 | 371,600 | 325,200 | 278,700 | 241,500 | 223,000 | 204,400 | 185,800 |
| | ミ ャ ン マ ー | 660,000 | 640,000 | 607,400 | 586,700 | 555,600 | 503,900 | 452,200 | 400,400 | 359,000 | 333,300 | 317,600 | 297,000 |
| | モ ル デ イ ブ | 650,000 | 630,000 | 592,400 | 572,300 | 542,100 | 491,900 | 441,700 | 391,400 | 351,200 | 331,100 | 311,000 | 291,000 |
| | モ ン ゴ ル | 600,000 | 580,000 | 550,600 | 533,700 | 508,300 | 466,100 | 423,900 | 381,600 | 347,800 | 330,900 | 314,000 | 297,200 |
| | ラ オ ス | 670,000 | 650,000 | 607,100 | 585,200 | 552,400 | 497,700 | 443,000 | 388,300 | 344,500 | 322,600 | 300,700 | 278,900 |
| 大洋州 | オ ー ス ト ラ リ ア | 580,000 | 520,000 | 487,500 | 468,000 | 438,800 | 390,000 | 341,300 | 292,500 | 253,500 | 234,000 | 214,500 | 195,000 |
| | キ リ バ ス | 550,000 | 530,000 | 496,100 | 477,300 | 449,000 | 401,900 | 354,800 | 307,700 | 270,000 | 251,100 | 232,300 | 213,500 |
| | ケ ッ ク | 580,000 | 560,000 | 526,600 | 505,600 | 474,000 | 421,300 | 368,600 | 316,000 | 273,800 | 252,800 | 231,700 | 210,700 |
| | サ モ ア | 640,000 | 620,000 | 579,100 | 558,000 | 526,200 | 473,300 | 420,400 | 367,500 | 325,100 | 304,000 | 282,800 | 261,700 |
| | ソ ロ モ ン | 720,000 | 700,000 | 663,800 | 643,200 | 612,400 | 561,000 | 509,600 | 458,300 | 417,200 | 396,600 | 376,100 | 355,500 |
| オセアニア | ツ バ ル | 550,000 | 530,000 | 496,100 | 477,300 | 449,000 | 401,900 | 354,800 | 307,700 | 270,000 | 251,100 | 232,300 | 213,500 |
| | ト ナ ガ | 670,000 | 650,000 | 614,100 | 593,200 | 561,700 | 509,300 | 456,900 | 404,500 | 362,500 | 341,600 | 320,600 | 299,700 |

官 報 (号 外)

| | | | | | | | | | | | | |
|-----------------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|----------|
| ナウル | 550, 000 | 530, 000 | 496, 100 | 477, 300 | 449, 000 | 401, 900 | 354, 800 | 307, 700 | 270, 000 | 251, 100 | 232, 300 | 213, 500 |
| ニウエ | 580, 000 | 560, 000 | 526, 600 | 505, 600 | 474, 000 | 421, 300 | 368, 600 | 316, 000 | 273, 800 | 252, 800 | 231, 700 | 210, 700 |
| ニュージーランド | 580, 000 | 560, 000 | 526, 600 | 505, 600 | 474, 000 | 421, 300 | 368, 600 | 316, 000 | 273, 800 | 252, 800 | 231, 700 | 210, 700 |
| バヌアツ | 620, 000 | 600, 000 | 558, 500 | 537, 000 | 504, 700 | 450, 800 | 397, 000 | 343, 100 | 300, 000 | 278, 500 | 256, 900 | 235, 400 |
| パプアニューギニア | 790, 000 | 770, 000 | 732, 600 | 710, 900 | 678, 400 | 624, 100 | 569, 800 | 515, 600 | 472, 200 | 450, 500 | 428, 800 | 407, 100 |
| パラオ | 650, 000 | 630, 000 | 586, 600 | 564, 000 | 530, 000 | 473, 300 | 416, 600 | 360, 000 | 314, 600 | 292, 000 | 269, 300 | 246, 700 |
| フィジー | 550, 000 | 530, 000 | 496, 100 | 477, 300 | 449, 000 | 401, 900 | 354, 800 | 307, 700 | 270, 000 | 251, 100 | 232, 300 | 213, 500 |
| マーシャル | 760, 000 | 730, 000 | 688, 400 | 664, 400 | 628, 500 | 568, 700 | 508, 900 | 449, 000 | 401, 200 | 377, 200 | 353, 300 | 329, 400 |
| マイクロネシア | 650, 000 | 620, 000 | 586, 600 | 565, 200 | 533, 000 | 479, 300 | 425, 600 | 372, 000 | 329, 000 | 307, 600 | 286, 100 | 264, 700 |
| 北米 | アメリカ合衆国 | 900, 000 | 670, 000 | 629, 500 | 604, 300 | 566, 600 | 503, 600 | 440, 700 | 377, 700 | 327, 300 | 302, 200 | 277, 000 |
| 中南米 | カナダ | 630, 000 | 570, 000 | 528, 100 | 507, 000 | 475, 300 | 422, 500 | 369, 700 | 316, 900 | 274, 600 | 253, 500 | 232, 400 |
| アルゼンチン | 650, 000 | 630, 000 | 583, 900 | 560, 500 | 525, 500 | 467, 100 | 408, 700 | 350, 300 | 303, 600 | 280, 300 | 256, 900 | 233, 600 |
| アンティグア・バーブーダ | 620, 000 | 600, 000 | 563, 600 | 543, 100 | 512, 300 | 460, 900 | 409, 500 | 358, 200 | 317, 100 | 296, 500 | 276, 000 | 255, 500 |
| ウルグアイ | 650, 000 | 620, 000 | 583, 300 | 559, 900 | 524, 900 | 466, 600 | 408, 300 | 350, 000 | 303, 300 | 280, 000 | 256, 600 | 233, 300 |
| エクアドル | 680, 000 | 660, 000 | 615, 400 | 592, 800 | 558, 800 | 502, 300 | 445, 800 | 389, 200 | 344, 000 | 321, 400 | 298, 800 | 276, 200 |
| エルサルバドル | 630, 000 | 610, 000 | 579, 000 | 559, 800 | 531, 000 | 483, 000 | 435, 000 | 387, 000 | 348, 600 | 329, 400 | 310, 200 | 291, 000 |
| ガイアナ | 620, 000 | 600, 000 | 563, 600 | 543, 100 | 512, 300 | 460, 900 | 409, 500 | 358, 200 | 317, 100 | 296, 500 | 276, 000 | 255, 500 |
| キューバ | 750, 000 | 730, 000 | 691, 900 | 670, 200 | 637, 700 | 583, 500 | 529, 300 | 475, 100 | 431, 800 | 410, 100 | 388, 400 | 366, 800 |
| グアテマラ | 710, 000 | 690, 000 | 649, 300 | 626, 900 | 593, 300 | 537, 400 | 481, 500 | 425, 600 | 380, 800 | 358, 400 | 336, 100 | 313, 700 |
| グレナダ | 620, 000 | 600, 000 | 563, 600 | 543, 100 | 512, 300 | 460, 900 | 409, 500 | 358, 200 | 317, 100 | 296, 500 | 276, 000 | 255, 500 |
| コスタリカ | 620, 000 | 600, 000 | 564, 600 | 542, 800 | 510, 200 | 455, 700 | 401, 200 | 346, 800 | 303, 200 | 281, 400 | 259, 600 | 237, 900 |
| コロンビア | 620, 000 | 600, 000 | 570, 200 | 551, 500 | 523, 400 | 476, 600 | 429, 800 | 383, 000 | 345, 600 | 326, 900 | 308, 200 | 289, 500 |
| ジャマイカ | 610, 000 | 590, 000 | 554, 900 | 534, 800 | 504, 700 | 454, 500 | 404, 300 | 354, 200 | 314, 000 | 293, 900 | 273, 900 | 253, 800 |
| スリナム | 620, 000 | 600, 000 | 563, 600 | 543, 100 | 512, 300 | 460, 900 | 409, 500 | 358, 200 | 317, 100 | 296, 500 | 276, 000 | 255, 500 |
| セントクリストファー・ネービス | 620, 000 | 600, 000 | 563, 600 | 543, 100 | 512, 300 | 460, 900 | 409, 500 | 358, 200 | 317, 100 | 296, 500 | 276, 000 | 255, 500 |
| セントビンセント | 620, 000 | 600, 000 | 563, 600 | 543, 100 | 512, 300 | 460, 900 | 409, 500 | 358, 200 | 317, 100 | 296, 500 | 276, 000 | 255, 500 |
| セントルシア | 620, 000 | 600, 000 | 563, 600 | 543, 100 | 512, 300 | 460, 900 | 409, 500 | 358, 200 | 317, 100 | 296, 500 | 276, 000 | 255, 500 |
| チリ | 600, 000 | 580, 000 | 538, 000 | 516, 500 | 484, 200 | 430, 400 | 376, 600 | 322, 800 | 279, 800 | 258, 200 | 236, 700 | 215, 200 |
| ドミニカ | 620, 000 | 600, 000 | 563, 600 | 543, 100 | 512, 300 | 460, 900 | 409, 500 | 358, 200 | 317, 100 | 296, 500 | 276, 000 | 255, 500 |
| ドミニカ共和国 | 630, 000 | 610, 000 | 576, 000 | 556, 900 | 528, 400 | 480, 800 | 433, 200 | 385, 700 | 347, 600 | 328, 600 | 309, 500 | 290, 500 |
| トリニダード・トバゴ | 620, 000 | 600, 000 | 563, 600 | 543, 100 | 512, 300 | 460, 900 | 409, 500 | 358, 200 | 317, 100 | 296, 500 | 276, 000 | 255, 500 |
| ニカラグア | 660, 000 | 640, 000 | 612, 800 | 595, 000 | 568, 400 | 524, 000 | 479, 600 | 435, 200 | 399, 700 | 382, 000 | 364, 200 | 346, 500 |
| ハイチ | 850, 000 | 785, 300 | 763, 000 | 729, 700 | 674, 200 | 618, 700 | 563, 200 | 518, 700 | 496, 500 | 474, 300 | 452, 100 | |

官 報 (号 外)

六四在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
令和三年二月十八日 衆議院会議録第十三号

外 告 報

| | | | | | | | | | | | | |
|--------------|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| スウェーデン | 610,000 | 590,000 | 547,800 | 525,800 | 493,000 | 438,200 | 383,400 | 328,700 | 284,800 | 262,900 | 241,000 | 219,100 |
| スペイン | 560,000 | 540,000 | 508,300 | 487,900 | 457,400 | 406,600 | 355,800 | 305,000 | 264,300 | 244,000 | 223,600 | 203,300 |
| スロバキア | 550,000 | 530,000 | 495,100 | 475,300 | 445,600 | 396,100 | 346,600 | 297,100 | 257,500 | 237,700 | 217,900 | 198,100 |
| スロベニア | 530,000 | 510,000 | 477,500 | 458,400 | 429,800 | 382,000 | 334,300 | 286,500 | 248,300 | 229,200 | 210,100 | 191,000 |
| セルビア | 550,000 | 530,000 | 500,200 | 481,100 | 452,500 | 404,800 | 357,100 | 309,400 | 271,200 | 252,100 | 233,000 | 214,000 |
| タジキスタン | 640,000 | 630,000 | 599,300 | 583,700 | 560,300 | 521,400 | 482,500 | 443,600 | 412,400 | 396,800 | 381,300 | 365,700 |
| チエコ | 590,000 | 570,000 | 530,100 | 508,900 | 477,100 | 424,100 | 371,100 | 318,100 | 275,700 | 254,500 | 233,300 | 212,100 |
| デンマーク | 700,000 | 670,000 | 629,100 | 604,000 | 566,200 | 503,300 | 440,400 | 377,500 | 327,100 | 302,000 | 276,800 | 251,700 |
| ドイツ | 690,000 | 580,000 | 544,300 | 522,500 | 489,800 | 435,400 | 381,000 | 326,600 | 283,000 | 261,200 | 239,500 | 217,700 |
| トルクメニスタン | 870,000 | 850,000 | 803,800 | 778,400 | 740,400 | 677,000 | 613,600 | 550,300 | 499,600 | 474,200 | 448,900 | 423,500 |
| ノルウェー | 680,000 | 650,000 | 611,000 | 586,600 | 549,900 | 488,800 | 427,700 | 366,600 | 317,700 | 293,300 | 268,800 | 244,400 |
| バチカン | 600,000 | 580,000 | 538,300 | 516,700 | 484,400 | 430,600 | 376,800 | 323,000 | 279,900 | 258,400 | 236,800 | 215,300 |
| ハンガリー | 500,000 | 480,000 | 453,300 | 435,100 | 407,900 | 362,600 | 317,300 | 272,000 | 235,700 | 217,600 | 199,400 | 181,300 |
| フィンランド | 650,000 | 630,000 | 585,800 | 562,300 | 527,200 | 468,600 | 410,000 | 351,500 | 304,600 | 281,200 | 257,700 | 234,300 |
| フランス | 700,000 | 590,000 | 553,900 | 531,700 | 498,500 | 443,100 | 387,700 | 332,300 | 288,000 | 265,900 | 243,700 | 221,600 |
| ブルガリア | 520,000 | 500,000 | 471,400 | 452,500 | 424,200 | 377,100 | 330,000 | 282,800 | 245,100 | 226,300 | 207,400 | 188,600 |
| ペラルーシ | 580,000 | 560,000 | 532,600 | 515,700 | 490,300 | 447,900 | 405,600 | 363,200 | 329,300 | 312,400 | 295,400 | 278,500 |
| ペルギー | 630,000 | 600,000 | 563,600 | 541,100 | 507,300 | 450,900 | 394,500 | 338,200 | 293,100 | 270,500 | 248,000 | 225,500 |
| ポーランド | 490,000 | 470,000 | 442,000 | 424,300 | 397,300 | 353,600 | 309,400 | 265,200 | 229,800 | 212,200 | 194,500 | 176,800 |
| ボスニア・ヘルツェゴビナ | 490,000 | 480,000 | 449,300 | 432,900 | 408,300 | 367,400 | 326,500 | 285,600 | 252,800 | 236,400 | 220,100 | 203,700 |
| ポルトガル | 550,000 | 530,000 | 496,900 | 477,000 | 447,200 | 397,500 | 347,800 | 298,100 | 258,400 | 238,500 | 218,600 | 198,800 |
| マルタ | 600,000 | 580,000 | 538,300 | 516,700 | 484,400 | 430,600 | 376,800 | 323,000 | 279,900 | 258,400 | 236,800 | 215,300 |
| モナコ | 620,000 | 590,000 | 553,900 | 531,700 | 498,500 | 443,100 | 387,700 | 332,300 | 288,000 | 265,900 | 243,700 | 221,600 |
| モルドバ | 580,000 | 560,000 | 525,300 | 506,600 | 478,500 | 431,600 | 384,700 | 337,900 | 300,400 | 281,600 | 262,900 | 244,200 |
| モンテネグロ | 550,000 | 530,000 | 500,200 | 481,100 | 452,500 | 404,800 | 357,100 | 309,400 | 271,200 | 252,100 | 233,000 | 214,000 |
| ラトビア | 570,000 | 550,000 | 510,500 | 490,100 | 459,500 | 408,400 | 357,400 | 306,300 | 265,500 | 245,000 | 224,600 | 204,200 |
| リトアニア | 530,000 | 510,000 | 478,300 | 459,100 | 430,400 | 382,600 | 334,800 | 287,000 | 248,700 | 229,600 | 210,400 | 191,300 |
| リヒテンシュタイン | 850,000 | 820,000 | 763,400 | 732,800 | 687,000 | 610,700 | 534,400 | 458,000 | 397,000 | 366,400 | 335,900 | 305,400 |
| ルーマニア | 550,000 | 530,000 | 495,800 | 475,900 | 446,200 | 396,600 | 347,000 | 297,500 | 257,800 | 238,000 | 218,100 | 198,300 |
| ルクセンブルク | 610,000 | 590,000 | 552,300 | 530,200 | 497,000 | 441,800 | 386,600 | 331,400 | 287,200 | 265,100 | 243,000 | 220,900 |
| ロシア | 750,000 | 600,000 | 562,600 | 540,900 | 508,400 | 454,100 | 399,800 | 345,600 | 302,200 | 280,500 | 258,800 | 237,100 |
| 中東 | アフガニスタン | 800,000 | 780,000 | 723,200 | 694,000 | 645,400 | 596,800 | 548,200 | 509,300 | 489,800 | 470,400 | 451,000 |
| | アラブ首長国連邦 | 660,000 | 630,000 | 590,300 | 566,600 | 531,200 | 472,200 | 413,200 | 354,200 | 306,900 | 283,300 | 259,700 |

外(外) 報 嘉

| | | | | | | | | | | | | |
|------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| イエメン | 960,000 | 930,000 | 885,900 | 859,600 | 820,300 | 754,700 | 689,100 | 623,500 | 571,100 | 544,800 | 518,600 | 492,400 |
| イスラエル | 790,000 | 710,000 | 662,100 | 636,400 | 597,900 | 533,700 | 469,500 | 405,300 | 353,900 | 328,200 | 302,500 | 276,900 |
| イラク | 780,000 | 760,000 | 729,700 | 710,900 | 682,800 | 636,000 | 589,200 | 542,400 | 504,900 | 486,200 | 467,400 | 448,700 |
| イラン | 710,000 | 690,000 | 657,100 | 637,900 | 609,000 | 560,800 | 512,600 | 464,500 | 425,900 | 406,700 | 387,400 | 368,200 |
| オマーン | 620,000 | 600,000 | 560,300 | 538,600 | 506,200 | 452,200 | 398,200 | 344,200 | 300,900 | 279,300 | 257,700 | 236,100 |
| カタール | 600,000 | 580,000 | 540,000 | 519,200 | 488,000 | 436,000 | 384,000 | 332,000 | 290,400 | 269,600 | 248,800 | 228,000 |
| クウェート | 630,000 | 610,000 | 576,800 | 555,700 | 524,100 | 471,400 | 418,700 | 366,100 | 333,900 | 302,800 | 281,800 | 260,700 |
| サウジアラビア | 770,000 | 740,000 | 705,300 | 683,000 | 649,700 | 594,200 | 538,700 | 483,200 | 438,700 | 416,500 | 394,300 | 372,100 |
| シリア | 670,000 | 650,000 | 613,100 | 592,200 | 560,800 | 508,500 | 456,200 | 403,900 | 362,000 | 341,100 | 320,200 | 299,300 |
| トルコ | 520,000 | 500,000 | 471,900 | 455,000 | 429,700 | 387,500 | 345,300 | 303,100 | 269,300 | 252,500 | 235,600 | 218,700 |
| パーレーン | 610,000 | 590,000 | 555,300 | 533,800 | 501,700 | 448,200 | 394,700 | 341,200 | 288,300 | 276,900 | 255,500 | 234,100 |
| ヨルダン | 610,000 | 590,000 | 558,300 | 537,900 | 507,400 | 456,600 | 405,800 | 355,000 | 314,300 | 294,000 | 273,600 | 253,300 |
| レバノン | 770,000 | 740,000 | 695,900 | 670,000 | 631,300 | 566,700 | 502,100 | 437,500 | 385,900 | 360,000 | 334,200 | 308,400 |
| アフリカ | | | | | | | | | | | | |
| アルジェリア | 650,000 | 630,000 | 595,400 | 575,300 | 545,000 | 494,600 | 444,200 | 393,800 | 353,400 | 333,300 | 313,100 | 293,000 |
| アンゴラ | - | 800,000 | 741,400 | 719,300 | 686,200 | 631,100 | 576,000 | 520,800 | 476,700 | 454,700 | 432,600 | 410,600 |
| ウガンダ | 700,000 | 680,000 | 642,400 | 622,900 | 593,800 | 545,200 | 496,600 | 448,000 | 409,200 | 389,700 | 370,300 | 350,900 |
| エジプト | 640,000 | 580,000 | 545,600 | 526,500 | 497,900 | 450,200 | 402,500 | 354,800 | 316,700 | 297,600 | 278,500 | 259,500 |
| エスワティニ | 550,000 | 530,000 | 503,500 | 486,200 | 460,200 | 416,800 | 373,500 | 330,100 | 295,400 | 278,100 | 260,700 | 243,400 |
| エチオピア | 750,000 | 730,000 | 695,400 | 675,200 | 644,800 | 594,300 | 543,800 | 493,200 | 452,800 | 432,600 | 412,400 | 392,200 |
| エリトリア | 700,000 | 680,000 | 643,000 | 621,700 | 589,700 | 536,400 | 483,100 | 429,800 | 387,200 | 365,800 | 344,500 | 323,200 |
| ガーナ | 740,000 | 720,000 | 686,800 | 666,100 | 635,100 | 583,400 | 531,700 | 480,100 | 438,700 | 418,000 | 397,400 | 376,700 |
| ガーボベルデ | 780,000 | 750,000 | 714,900 | 693,100 | 660,400 | 605,900 | 551,400 | 496,900 | 453,300 | 431,500 | 409,700 | 388,000 |
| ガボン | 860,000 | 840,000 | 791,500 | 765,800 | 727,400 | 663,200 | 599,100 | 534,900 | 483,600 | 457,900 | 432,300 | 406,600 |
| カメルーン | 830,000 | 800,000 | 762,000 | 739,100 | 704,800 | 647,600 | 590,400 | 533,200 | 487,400 | 464,600 | 441,700 | 418,800 |
| ガンビア | 780,000 | 750,000 | 714,900 | 693,100 | 660,400 | 605,900 | 551,400 | 496,900 | 453,300 | 431,500 | 409,700 | 388,000 |
| ギニア | 860,000 | 840,000 | 799,400 | 776,600 | 742,400 | 685,500 | 628,600 | 571,600 | 526,100 | 503,300 | 480,500 | 457,800 |
| ギニアビサウ | 780,000 | 750,000 | 714,900 | 693,100 | 660,400 | 605,900 | 551,400 | 496,900 | 453,300 | 431,500 | 409,700 | 388,000 |
| ケニア | 700,000 | 680,000 | 643,000 | 621,700 | 589,700 | 536,400 | 483,100 | 429,800 | 387,200 | 365,800 | 344,500 | 323,200 |
| コートジボワール | 810,000 | 790,000 | 751,100 | 728,700 | 695,000 | 638,900 | 582,800 | 526,700 | 481,800 | 459,300 | 436,900 | 414,500 |
| コモロ | 700,000 | 680,000 | 651,700 | 633,800 | 607,000 | 562,300 | 517,600 | 472,900 | 437,100 | 419,300 | 401,400 | 383,500 |
| コンゴ共和国 | 940,000 | 910,000 | 868,100 | 842,600 | 804,300 | 740,500 | 676,700 | 612,900 | 561,800 | 536,300 | 510,800 | 485,300 |
| コンゴ民主共和国 | 940,000 | 910,000 | 868,100 | 842,600 | 804,300 | 740,500 | 676,700 | 612,900 | 561,800 | 536,300 | 510,800 | 485,300 |
| サントメ・プリンシペ | 860,000 | 840,000 | 791,500 | 765,800 | 727,400 | 663,200 | 599,100 | 534,900 | 483,600 | 457,900 | 432,300 | 406,600 |

(外) 報 駐

| | | | | | | | | | | | | |
|----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| ザンビア | 570,000 | 560,000 | 529,500 | 513,500 | 489,600 | 449,600 | 409,700 | 369,700 | 337,700 | 321,800 | 305,800 | 289,800 |
| シェラレオネ | 740,000 | 720,000 | 686,800 | 666,100 | 635,100 | 583,400 | 531,700 | 480,100 | 438,700 | 418,000 | 397,400 | 376,700 |
| ジブチ | 840,000 | 820,000 | 777,100 | 753,600 | 718,400 | 659,700 | 601,000 | 542,300 | 495,300 | 471,800 | 448,300 | 424,900 |
| ジンバブエ | 830,000 | 800,000 | 766,000 | 744,600 | 712,400 | 658,800 | 605,200 | 551,600 | 508,700 | 487,300 | 465,800 | 444,400 |
| スーダン | 840,000 | 810,000 | 775,800 | 753,900 | 721,200 | 666,600 | 612,000 | 557,500 | 513,800 | 492,000 | 470,100 | 448,300 |
| セーシェル | 620,000 | 600,000 | 567,400 | 548,800 | 520,900 | 474,300 | 427,700 | 381,200 | 343,900 | 325,300 | 306,700 | 288,100 |
| 赤道ギニア | 860,000 | 840,000 | 791,500 | 765,800 | 727,400 | 663,200 | 599,100 | 534,900 | 483,600 | 457,900 | 432,300 | 406,600 |
| セネガル | 780,000 | 750,000 | 714,900 | 693,100 | 660,400 | 605,900 | 551,400 | 496,900 | 453,300 | 431,500 | 409,700 | 388,000 |
| ソマリア | 700,000 | 680,000 | 643,000 | 621,700 | 589,700 | 536,400 | 483,100 | 429,800 | 387,200 | 365,800 | 344,500 | 323,200 |
| タンザニア | 710,000 | 690,000 | 655,900 | 635,700 | 605,500 | 555,000 | 504,500 | 454,100 | 413,700 | 393,500 | 373,300 | 353,200 |
| チャド | 830,000 | 800,000 | 762,000 | 739,100 | 704,800 | 647,600 | 590,400 | 533,200 | 487,400 | 464,600 | 441,700 | 418,800 |
| 中央アフリカ | 830,000 | 800,000 | 762,000 | 739,100 | 704,800 | 647,600 | 590,400 | 533,200 | 487,400 | 464,600 | 441,700 | 418,800 |
| チュニシア | 500,000 | 480,000 | 455,800 | 440,300 | 417,200 | 378,600 | 340,000 | 301,500 | 270,600 | 255,200 | 239,700 | 224,300 |
| トーゴ | 810,000 | 790,000 | 751,100 | 728,700 | 695,000 | 638,900 | 582,800 | 526,700 | 481,800 | 459,300 | 436,900 | 414,500 |
| ナイジエリア | 880,000 | 850,000 | 811,400 | 788,100 | 753,200 | 695,100 | 637,000 | 578,800 | 532,300 | 509,100 | 485,800 | 462,600 |
| ナミビア | 630,000 | 610,000 | 575,700 | 556,600 | 528,000 | 480,300 | 432,600 | 384,900 | 346,700 | 327,600 | 308,500 | 289,500 |
| ニジェール | 810,000 | 790,000 | 751,100 | 728,700 | 695,000 | 638,900 | 582,800 | 526,700 | 481,800 | 459,300 | 436,900 | 414,500 |
| ブルキナファソ | 810,000 | 790,000 | 749,000 | 728,200 | 697,100 | 645,200 | 593,300 | 541,400 | 499,900 | 479,100 | 458,400 | 437,600 |
| ブルンジ | 690,000 | 670,000 | 635,900 | 616,800 | 588,200 | 540,500 | 492,800 | 445,100 | 406,900 | 387,900 | 368,800 | 349,700 |
| ベナン | 750,000 | 730,000 | 693,100 | 673,000 | 642,800 | 592,500 | 542,200 | 491,900 | 451,600 | 431,500 | 411,400 | 391,300 |
| ボツワナ | 600,000 | 590,000 | 556,400 | 539,300 | 513,700 | 471,100 | 428,500 | 385,800 | 351,700 | 334,700 | 317,600 | 300,600 |
| マダガスカル | 700,000 | 680,000 | 651,700 | 633,800 | 607,000 | 562,300 | 517,600 | 472,900 | 437,100 | 419,300 | 401,400 | 383,500 |
| マラウイ | 730,000 | 710,000 | 680,800 | 661,300 | 632,100 | 583,400 | 534,700 | 486,000 | 447,000 | 427,600 | 408,100 | 388,600 |
| マリ | 820,000 | 800,000 | 764,800 | 743,400 | 711,300 | 657,800 | 604,300 | 550,900 | 508,100 | 486,700 | 465,300 | 443,900 |
| 南アフリカ共和国 | 590,000 | 530,000 | 503,500 | 486,200 | 460,200 | 416,800 | 373,500 | 330,100 | 295,400 | 278,100 | 260,700 | 243,400 |
| 南スーダン | 1,320,000 | 1,280,000 | 1,210,800 | 1,171,500 | 1,112,700 | 1,014,600 | 916,500 | 818,500 | 740,000 | 700,800 | 661,500 | 622,300 |
| モーリシャス | 620,000 | 600,000 | 565,700 | 547,100 | 519,300 | 473,000 | 426,700 | 380,400 | 343,300 | 324,800 | 306,200 | 287,700 |
| モザンビーク | 820,000 | 800,000 | 764,600 | 743,200 | 711,200 | 657,700 | 604,200 | 550,800 | 508,000 | 486,600 | 465,200 | 443,900 |
| モロッコ | 710,000 | 690,000 | 657,800 | 639,500 | 612,200 | 566,700 | 521,200 | 475,700 | 439,200 | 421,000 | 402,800 | 384,600 |
| リビア | 1,190,000 | 1,082,500 | 1,045,200 | 989,300 | 896,000 | 802,800 | 709,500 | 634,900 | 597,600 | 560,300 | 523,000 | 493,000 |
| リベリア | 740,000 | 720,000 | 686,800 | 666,100 | 635,100 | 583,400 | 531,700 | 480,100 | 438,700 | 418,000 | 397,400 | 376,700 |
| ルワンダ | 690,000 | 670,000 | 635,900 | 616,800 | 588,200 | 540,500 | 492,800 | 445,100 | 406,900 | 387,900 | 368,800 | 349,700 |
| レフト | 550,000 | 530,000 | 503,500 | 486,200 | 460,200 | 416,800 | 373,500 | 330,100 | 295,400 | 278,100 | 260,700 | 243,400 |

(外) 報 嘉

二 総領事館

| 地 域 | 所 在 地 | 総 領 事 | 号 | | | | | | 別 | | |
|---------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| | | | 1 号 | 2 号 | 3 号 | 4 号 | 5 号 | 6 号 | 7 号 | 8 号 | 9 号 |
| ア フ ジ ア | コルカタ | 610,000 | 598,800 | 568,200 | 517,300 | 466,400 | 415,500 | 374,700 | 354,400 | 334,000 | 313,700 |
| | チェンナイ | 620,000 | 608,800 | 577,700 | 525,700 | 473,700 | 421,800 | 380,200 | 359,400 | 338,600 | 317,900 |
| | ベンガルール | 610,000 | 592,500 | 562,400 | 512,100 | 461,800 | 411,600 | 371,400 | 351,300 | 331,200 | 311,100 |
| | ムンバイ | 660,000 | 621,000 | 589,000 | 535,800 | 482,600 | 429,400 | 386,800 | 365,500 | 344,200 | 322,900 |
| | スラバヤ | 470,000 | 447,900 | 424,300 | 384,900 | 345,500 | 306,200 | 274,700 | 258,900 | 243,200 | 227,500 |
| | デンパサール | 440,000 | 425,900 | 401,800 | 361,600 | 321,400 | 281,200 | 249,000 | 233,000 | 216,900 | 200,800 |
| | メダン | 460,000 | 452,300 | 428,400 | 388,600 | 348,800 | 309,000 | 277,100 | 261,200 | 245,200 | 229,300 |
| | チエンマイ | 510,000 | 490,600 | 459,900 | 408,800 | 357,700 | 306,600 | 265,700 | 245,300 | 224,800 | 204,400 |
| | 洛杉矶 | 560,000 | 524,300 | 491,500 | 436,900 | 382,300 | 327,700 | 284,000 | 262,100 | 240,300 | 218,500 |
| | 釜山 | 530,000 | 493,300 | 462,500 | 411,100 | 359,700 | 308,300 | 267,200 | 246,700 | 226,100 | 205,600 |
| 中 国 | 広州 | 590,000 | 553,000 | 518,400 | 460,800 | 403,200 | 345,600 | 299,500 | 276,500 | 253,400 | 230,400 |
| | 上海 | 650,000 | 603,600 | 565,900 | 503,000 | 440,100 | 377,300 | 327,000 | 301,800 | 276,700 | 251,500 |
| | 重慶 | 550,000 | 509,400 | 478,800 | 427,800 | 376,800 | 325,900 | 285,100 | 264,700 | 244,300 | 223,900 |
| | 瀋陽 | 550,000 | 510,000 | 479,300 | 428,300 | 377,300 | 326,200 | 285,400 | 265,000 | 244,600 | 224,200 |
| | 青島 | 520,000 | 508,000 | 476,200 | 423,300 | 370,400 | 317,500 | 275,100 | 254,000 | 232,800 | 211,700 |
| | 香港 | 760,000 | 702,100 | 658,200 | 585,100 | 512,000 | 438,800 | 380,300 | 351,100 | 321,800 | 292,600 |
| | カラチ | 660,000 | 630,300 | 605,300 | 563,600 | 521,900 | 480,200 | 446,800 | 430,200 | 413,500 | 396,800 |
| | セブ | 460,000 | 444,600 | 419,100 | 376,600 | 334,100 | 291,600 | 257,500 | 240,500 | 223,500 | 206,500 |
| | ダバオ | 460,000 | 444,600 | 419,100 | 376,600 | 334,100 | 291,600 | 257,500 | 240,500 | 223,500 | 206,500 |
| | ダナン | 480,000 | 467,900 | 440,300 | 394,400 | 348,500 | 302,600 | 265,800 | 247,500 | 229,100 | 210,800 |
| 北 米 | ホーチミン | 510,000 | 481,200 | 452,500 | 404,600 | 356,800 | 308,900 | 270,600 | 251,500 | 232,300 | 213,200 |
| | ペナン | 450,000 | 432,600 | 405,600 | 360,500 | 315,400 | 270,400 | 234,300 | 216,300 | 198,300 | 180,300 |
| | 大洋洲 | 510,000 | 473,200 | 443,600 | 394,300 | 345,000 | 295,700 | 256,300 | 236,600 | 216,900 | 197,200 |
| | シドニー | 480,000 | 462,700 | 433,800 | 385,600 | 337,400 | 289,200 | 250,600 | 231,400 | 212,100 | 192,800 |
| ヨーロッパ | パリスペン | 490,000 | 460,800 | 432,000 | 384,000 | 336,000 | 288,000 | 249,600 | 230,400 | 211,200 | 192,000 |
| | ベルボルン | 510,000 | 476,900 | 447,100 | 397,400 | 347,700 | 298,100 | 258,300 | 238,400 | 218,600 | 198,700 |
| | オーケランド | 530,000 | 512,400 | 480,400 | 427,000 | 373,600 | 320,300 | 277,600 | 256,200 | 234,900 | 213,500 |
| アトランタ | | 610,000 | 571,000 | 535,300 | 475,800 | 416,300 | 356,900 | 309,300 | 285,500 | 261,700 | 237,900 |

(外) 報 告

| | | | | | | | | | | |
|----------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| サンフランシスコ | 660,000 | 617,300 | 578,700 | 514,400 | 450,100 | 385,800 | 334,400 | 308,600 | 282,900 | 257,200 |
| シアトル | 610,000 | 565,400 | 530,100 | 471,200 | 412,300 | 353,400 | 306,300 | 282,700 | 259,200 | 235,600 |
| シカゴ | 650,000 | 602,200 | 564,500 | 501,800 | 439,100 | 376,400 | 326,200 | 301,100 | 276,000 | 250,900 |
| デトロイト | 580,000 | 541,800 | 507,900 | 451,500 | 395,100 | 338,600 | 293,500 | 270,900 | 248,300 | 225,800 |
| デンバー | 570,000 | 550,000 | 515,600 | 458,300 | 401,000 | 343,700 | 297,900 | 275,000 | 252,100 | 229,200 |
| ナッシュビル | 610,000 | 566,300 | 530,900 | 471,900 | 412,900 | 353,900 | 306,700 | 283,100 | 259,500 | 236,000 |
| ニューヨーク | 740,000 | 642,000 | 601,900 | 535,000 | 468,100 | 401,300 | 347,800 | 321,000 | 294,300 | 267,500 |
| ハガツニヤ | 540,000 | 519,200 | 486,800 | 432,700 | 378,600 | 324,500 | 281,300 | 259,600 | 238,000 | 216,400 |
| ヒューストン | 610,000 | 570,400 | 534,700 | 475,300 | 415,900 | 356,500 | 308,900 | 285,200 | 261,400 | 237,700 |
| ポート | 640,000 | 595,100 | 557,900 | 495,900 | 433,900 | 371,900 | 322,300 | 297,500 | 272,700 | 248,000 |
| ホノルル | 610,000 | 565,800 | 530,400 | 471,500 | 412,600 | 353,600 | 306,500 | 282,900 | 259,300 | 235,800 |
| マイアミ | 590,000 | 553,600 | 519,000 | 461,300 | 403,600 | 346,000 | 299,800 | 276,800 | 253,700 | 230,700 |
| ロサンゼルス | 670,000 | 626,300 | 587,100 | 521,900 | 456,700 | 391,400 | 339,200 | 313,100 | 287,000 | 261,000 |
| カルガリー | 500,000 | 488,400 | 457,900 | 407,000 | 356,100 | 305,300 | 264,600 | 244,200 | 223,900 | 203,500 |
| トロント | 550,000 | 514,600 | 482,400 | 428,800 | 375,200 | 321,600 | 278,700 | 257,300 | 235,800 | 214,400 |
| バンクーバー | 560,000 | 520,100 | 487,600 | 433,400 | 379,200 | 325,100 | 281,700 | 260,000 | 238,400 | 216,700 |
| モントリオール | 520,000 | 501,500 | 470,100 | 417,900 | 365,700 | 313,400 | 271,600 | 250,700 | 229,800 | 209,000 |
| 中南米 | | | | | | | | | | |
| クリチバ | 520,000 | 509,800 | 479,700 | 429,400 | 379,100 | 328,900 | 288,700 | 268,600 | 248,500 | 228,400 |
| サンパウロ | 570,000 | 536,400 | 504,200 | 450,400 | 396,600 | 342,900 | 299,900 | 278,400 | 256,900 | 235,400 |
| マナウス | 570,000 | 552,700 | 524,500 | 477,600 | 430,700 | 383,800 | 346,200 | 327,500 | 308,700 | 290,000 |
| リオデジャネイロ | 600,000 | 566,500 | 534,300 | 480,700 | 427,100 | 373,500 | 330,600 | 309,100 | 287,700 | 266,300 |
| レシフェ | 520,000 | 502,900 | 475,600 | 430,100 | 384,600 | 339,100 | 302,600 | 284,400 | 266,200 | 248,000 |
| レオン | 480,000 | 465,000 | 438,300 | 393,700 | 349,100 | 304,600 | 268,900 | 251,100 | 233,300 | 215,500 |
| 欧洲 | | | | | | | | | | |
| ミラノ | 580,000 | 537,200 | 503,700 | 447,700 | 391,700 | 335,800 | 291,000 | 268,600 | 246,200 | 223,900 |
| エディンバラ | 570,000 | 547,300 | 513,100 | 456,100 | 399,100 | 342,100 | 296,500 | 273,700 | 250,900 | 228,100 |
| バルセロナ | 510,000 | 494,000 | 463,200 | 411,700 | 360,200 | 308,800 | 267,600 | 247,000 | 226,400 | 205,900 |
| デュッセルドルフ | 560,000 | 518,300 | 485,900 | 431,900 | 377,900 | 323,900 | 280,700 | 259,100 | 237,500 | 216,000 |
| ハンブルク | 540,000 | 518,400 | 486,000 | 432,000 | 378,000 | 324,000 | 280,800 | 259,200 | 237,600 | 216,000 |
| フランクフルト | 550,000 | 516,400 | 484,100 | 430,300 | 376,500 | 322,700 | 279,700 | 258,200 | 236,700 | 215,200 |
| ミュンヘン | 530,000 | 513,800 | 481,700 | 428,200 | 374,700 | 321,200 | 278,300 | 256,900 | 235,500 | 214,100 |
| ストラスブール | 560,000 | 523,900 | 491,200 | 436,600 | 382,000 | 327,500 | 283,800 | 262,000 | 240,100 | 218,300 |

(外) 司(事)務

| 地 域 | 所 在 地 | 号 | | | | | | | | | 別 | | |
|---------|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|--------------------|--------------------|
| | | 大 使 | 公 使 | 特 号 | 1 号 | 2 号 | 3 号 | 4 号 | 5 号 | 6 号 | 7 号 | 8 号 | 9 号 |
| ア フ リ カ | ア テ ィ ス ア ベ ピ (ア フ リ カ 合 連) | 750,000 | 730,000 | 675,200 | 644,800 | 594,300 | 543,800 | 493,200 | 452,800 | 432,600 | 412,400 | 392,200 | 211,000 |
| ア メ リ カ | マ レ セ イ ユ ウ ラ ン ド オ スト ク サンク トペテルブルク ハ バ ロ フ ス ク ユ ジ ノ サ ハ リ ヌ ス ク | 520,000 610,000 530,000 610,000 620,000 | 506,300 570,900 513,200 570,900 581,600 | 474,600 538,400 482,400 538,400 548,400 | 421,900 484,100 431,000 484,100 493,000 | 369,200 429,800 379,600 429,800 437,600 | 316,400 375,600 328,300 375,600 382,300 | 274,200 332,200 287,200 332,200 315,800 | 253,100 310,500 266,600 310,500 293,700 | 232,000 288,800 246,100 288,800 271,500 | 211,000 267,100 225,500 267,100 210,000 | | |
| ア メ リ カ | ド バイ ジ ッ ダ イ ス タ ン ブ ル | 610,000 640,000 460,000 | 589,900 621,600 452,100 | 553,100 588,400 426,100 | 491,600 477,600 382,900 | 430,200 368,700 339,700 | 319,500 295,000 296,500 | 270,400 355,800 261,900 | 244,600 333,700 227,300 | 245,800 311,500 210,000 | 270,400 245,800 210,000 | | |
| 三 政府代表部 | | | | | | | | | | | | | |
| ア メ リ カ | シ ャ カ ル タ (東 南 アジア 諸国連合) | 500,000 | 480,000 | 456,100 | 439,400 | 414,400 | 372,600 | 330,900 | 289,100 | 255,700 | 239,000 | 222,300 | 205,600 |
| ア メ リ カ | ニ ュ ー ヨ ー ク (国際連合) モ ン ト リ オ ー ル (国際民間航空機関) | 850,000 580,000 | 720,000 560,000 | 668,800 522,400 | 642,000 501,500 | 601,900 470,100 | 535,000 417,900 | 468,100 365,700 | 401,300 313,400 | 347,800 271,600 | 321,000 250,700 | 294,300 229,800 | 267,500 209,000 |
| ア メ リ カ | ウ イ ー ン (在 ウ イ ー ン 国際機関) ジ ュ ネ ー ブ (在 ジ ュ ネ ー ブ 国際機関) (軍縮会議) パ リ | 670,000 | 650,000 | 606,000 | 581,800 | 545,400 | 484,800 | 424,200 | 363,600 | 315,100 | 290,900 | 266,600 | 242,400 |
| ア メ リ カ | (経済協力開発機構) (国際連合教育科学文化機関) ブ リ ュ ッ セ ル (欧洲連合) (北大西洋条約機構) | 960,000 840,000 | 810,000 810,000 | 756,800 756,800 | 726,500 726,500 | 681,100 681,100 | 605,400 605,400 | 529,700 529,700 | 454,100 454,100 | 393,500 393,500 | 363,200 363,200 | 333,000 333,000 | 302,700 302,700 |
| ア メ リ カ | ア テ ィ ス ア ベ ピ (ア フ リ カ 合 連) | 670,000 630,000 | 600,000 600,000 | 563,600 563,600 | 541,100 541,100 | 507,300 450,900 | 450,900 394,500 | 394,500 338,200 | 338,200 293,100 | 270,500 270,500 | 248,000 248,000 | 225,500 225,500 | 211,000 211,000 |

附 則
この法律は、令和三年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定は、政令で定める日から施行する。

理由
在外公館として在ダナン日本国総領事館を新設するとともに、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定するほか、在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の月額について必要な調整を行うための措置を定め、在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当における年少子女の範囲について見直しを行う等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

報告書
議案の目的及び要旨
本案は、在外公館の新設及び在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額の改定等を行うものであり、その内容は次のとおりである。

- 1 ベトナムに在ダナン日本国総領事館を新設するとともに、同総領事館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を定めること。
- 2 在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の基準額を改定すること。
- 3 在勤基本手当の月額について部内の他の職員との権衡上必要と認められる範囲内において必要な調整を行うための措置を定めること。
- 4 在外公館に勤務する外務公務員の子女教育手当の支給開始年齢を四歳から三歳に引き下げること。
- 5 この法律は、令和三年四月一日から施行す

ること。ただし、1の在ダナン日本国総領事館新設に関する部分は、政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。
三 本案施行に要する経費
本案施行に要する経費として、令和三年度一般会計予算外務省所管の中に、一億六百八十万円が計上されている。右報告する。

令和三年三月十七日

外務委員長 あべ 俊子
衆議院議長 大島 理森殿

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

令和三年二月二日

内閣総理大臣 菅 義偉

法律
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律案

第三条 第二項の表小学校(義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。)の項中「四十人」第一学年の児童で編制する学級にあつては、三十五人」を「三十五人」に改める。

(施行期日)
第一条 この法律は、令和三年四月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 令和七年三月三十日までの間におけるこの法律による改正後の公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律第三条第二項の規定の適用については、同項の表

小学校義務教育学校の前期課程を含む。次条第二項において同じ。)の項中「三十五人」とあるのは、「三十五人(児童の数の推移等を考慮し、第二学年から第六学年まで段階的に三十五人とすることを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあつては、四十人」とする。

2 前項の規定の適用がある場合における公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(以下この項及び次条において「標準法」という。)第四条及び第六条第二項の規定の適用については、標準法第四条第一項中「前条第二項又は第三項」とあるのは「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第二号)。次項及び第六条第二項において「改正法」という。)附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項の規定又は前条第三項と、同条第二項中「前条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する前条第二項」と、標準法第六条第二項中「第三条第二項」とあるのは「改正法附則第二条第一項の規定により読み替えて適用する第三条第二項」とする。

3 前二項に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第三条 政府は、公立の義務教育諸学校(標準法第二条第一項に規定する義務教育諸学校をいふ。以下この条において同じ。)における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うと

ともに、教員以外の教育活動を支援する人材(以下この条において「外部人材」という。)を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義務教育諸学校における教育活動に与える影響及び外部人材の活用の効果に関する実証的な研究を行うとともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行い、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

(義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るために公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律の一部改正)

第四条 義務教育諸学校等の体制の充実及び運営の改善を図るために公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律等の一部を改正する法律(平成二十九年法律第五号)の一部を次のように改正する。
附則第二条中「第一条の規定による改正後の」を削り、「新標準法」を「標準法」に改め、「第六条」の下に「令和七年三月三十日までの間にあつては、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律の一部を改正する法律(令和三年法律第二号)附則第二条第二項の規定により読み替えて適用する標準法第六条」を加え、「平成三十八年三月三十日」を「令和八年三月三十日」に改める。

理由
本件は、外交活動の円滑かつ効率的な遂行を図るため、必要かつ適切な措置と認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

令和三年三月十八日 衆議院会議録第十三号

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案及び同報告書

七一

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本案は、公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校等の学級編制の標準を改めるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 学級編制の標準の改正

公立の小学校(義務教育学校の前期課程を含む)の同学年の児童で編制する学級に係る

一 学級の児童の数の標準を四十人、第一学年は三十五人から三十五人に引き下げるこ

2 附則

(一) 施行期日
この法律は、令和三年四月一日から施行

(二) 経過措置
(1) 令和七年三月三十一日までの間ににおける一学級の児童の数の標準については、児童の数の推移等を考慮し、第二学年から第六学年まで段階的に三十五人とする

ことを旨として、毎年度、政令で定める学年及び文部科学大臣が定める特別の事情がある小学校にあっては、四十人とすること。
(2) その他この法律の施行に関し必要な経過措置を定めること。

(三) 検討

政府は、公立の義務教育諸学校における教育水準の維持向上のためには、学級規模及び教職員の配置の適正化を図ることに加え、多様な知識又は経験を有する質の高い教員が教育を行うとともに、教員以外の教育活動を支援する人材(外部人材)を活用することが重要であることに鑑み、この法律の施行後速やかに、学級編制の標準となる数の引下げが学力の育成その他の公立の義

務教育諸学校における教育活動に与える実証的な研究を行うとともに、教員の免許に関する制度その他教員の資質の保持及び向上に関する制度の在り方について検討を行ない、それらの結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとすること。

四 その他関係法律について所要の改正を行うこと。

二 議案の可決理由

公立の義務教育諸学校の学級規模及び教職員の配置の適正化を図るため、公立の小学校等の学級編制の標準を改める本案は、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、令和三年度一般会計予算に約十六億円が計上されている。右報告する。

令和三年三月十七日

文部科学委員長 左藤 章

衆議院議長 大島 理森殿

[別紙]

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(内閣提出)に対する附帯決議

定数の標準に関する法律の一部を改正する

法律案に対する附帯決議

政府及び関係者は、本法の施行に当たっては、

次の事項について特段の配慮をすべきである。

一 全ての子供たちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現するとともに、全ての子供たちの教育的ニーズに応じたきめ細かな指導体制と安全・安心な教育環境を整備する

不登校児童生徒、発達障害児童生徒など特別なニーズを持つ子供への対応などを含め総合的に

行うこと。

六 学校における働き方改革に資するため、小学校高学年の教科担任制は、教員の定数増を含め

ても検討すること。

二 小学校六年生までの段階的な三十五人学級編制は、必要な加配定数を削減することなく、安定期的な財源によって措置すること。特に、地方公共団体がそれを行っている三十五人を下回る少人数学級やチーム・ティーチング等の少人数指導、いじめ・不登校等に係る指導、専科配置などの加配定数は、教育環境の改善に必要な不可欠なものであることを踏まえ、必要な教職員定数を引き続き確保すること。

三 三十五人学級を担う教員の人材確保のため、文部科学省が進める教員免許更新制や研修の包括的な検証において、教員免許更新制の大幅な縮小や廃止を含め、教員の資質能力の確保、負担の軽減、必要な教員の確保の観点から検証・検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

四 意欲と情熱をもつて教育に取り組む優れた教員を確保するため、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法の趣旨を踏まえた処遇の充実を図るとともに、義務教育費国庫負担金及び地方交付税の財源確保を確実に行うこと。また、学校における働き方改革を推進するとともに、教育職員の勤務実態調査を行い、これを踏まえ、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法その他の関係法令の規定について抜本的な見直しに向けた検討を加え、その結果に基づき所要の措置を講ずること。

八 本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。

七 質の高い教員の確保に向けて幅広く人材を活用するため、多様な知識又は経験を有する社会人が働きながら教員免許状を取得することや教員免許状保有者が学び直しを経て学校現場で働くこと等を支援するなど、教育職員免許法の抜本的な見直しを含む検討を行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

九 本法により計画的な教員定数の改善が図られることによって、地方公共団体においては必要な教員を採用・配置しやすくなる。国は、非正規教員が増加することのないよう、地方公共団体に対し、正規教員を計画的・安定的に採用・配置するよう促すこと。